

政党助成法・政治資金規正法関係事務の手引

令和6年1月

埼玉県選挙管理委員会

凡 例

助 成 法……………政党助成法

規 正 法……………政治資金規正法

公 選 法……………公職選挙法

※法律の引用については次のとおり。

規正法19条の7①

(政治資金規正法第19条の7第1項)

は し が き

現代の民主政治は議会制民主主義の形態をとり、政党その他の政治団体や政治家の政治活動によって国民の政治的意思が形成され、政治がとり行われています。したがって、日本の民主政治が健全に機能し、発展していくためには、政党その他の政治団体や政治家の政治倫理が確立され、政治活動が公明かつ公正に行われる必要があります。

政治資金規正法は、政党その他の政治団体や政治家の政治活動に伴う政治資金の規正を通じて、政治活動の公明と公正が確保された「ガラス張りの政治」をめざし、昭和23年に議員立法により制定されたもので、その後、政治資金をめぐるさまざまな疑惑問題が起きるたびに、改正が行われてきました。

特に、昭和63年に明らかになったリクルート事件などをきっかけに、国民の政治に対する不信は増幅されたため、国民の政治不信を解消し、政治に対する国民の信頼を確保するための「政治改革」が、我が国の最重要課題として取り組まれました。平成6年には政治改革4法が成立して、衆議院議員選挙制度の小選挙区比例代表並立制への改革、政治資金制度の抜本的改正、政党助成制度の導入などが行われたところです。

本書は、このような経緯を経て成立した政党助成法及び政治資金規正法の事務の流れやそのポイントを記載例なども添え、できるだけ分かりやすいように取りまとめたものです。

本書が、密接に関係する政党助成制度と政治資金規正制度を御理解いただく一助として、また、公明・公正な政治活動の指針として御活用いただければ幸いです。

令和6年1月

埼玉県選挙管理委員会

目 次

政党助成法関係事務

I 政党助成法のあらまし	2
1 どのような政党に政党交付金が交付されますか	2
2 政党交付金の使途に制限はありますか	2
(1) 使途の制限の禁止	2
(2) 適切使用の原則	2
3 政党交付金の額はどのように決定されますか	3
(1) 各政党に対して交付すべき政党交付金の額の算定	3
4 政党交付金の使途はどのように公表されますか	3
(1) 政党の報告書の提出	3
(2) 報告書の公表・閲覧	3
II 政党交付金の使途報告	4
1 政党本部はどのように使途を報告しますか	4
2 政党支部はどのように使途を報告しますか	4
(1) 会計帳簿の記載等	4
(2) 支部報告書の提出等	5
(3) 県選挙管理委員会への提出	5
III 罰則	6

政治資金規正法関係事務

I 政治資金規正法のあらまし	8
1 政治資金はどのように規正されていますか	8
2 政治資金の規正の対象は何ですか	9
(1) 政治団体	9
(2) 公職の候補者（政治家）	9
3 資金管理団体とはどのような団体をいいますか	10
4 資金管理団体に指定するとどのようなメリットがありますか	10
5 資金管理団体に何か制限はありますか	10
6 国会議員関係政治団体とはどのような団体をいいますか	11
II 政治団体の届出手続	11
1 政治団体を設立した場合、どのような手続が必要ですか	12
(1) 政治団体設立届	12
(2) 添付書類	12
(3) 提出部数	12
2 届出事項に変更が生じた場合、どのような手続が必要ですか	12
(1) 届出事項等の異動届	13
(2) 添付書類	13

(3) 提出部数	13
3 政治団体を解散した場合、どのような手続が必要ですか	13
(1) 政治団体解散届	13
(2) 解散日までの収支報告書（既に提出してある年の分を除く。）	13
(3) 提出部数	14
4 資金管理団体の届出は、どのような手続が必要ですか	14
5 国会議員関係政治団体の届出はどのような手続が必要ですか	14
(参考) 政治団体の主要な届出書類	15
III 寄附に関する制限	16
1 規正される寄附とはどのようなものですか	16
2 寄附が制限されるのはどのような寄附ですか	16
(1) 会社等の寄附の制限	16
(2) 公職の候補者（政治家）の政治活動に関する寄附の禁止	16
(3) 寄附の量的制限	17
(4) 寄附の質的制限	21
(5) その他の公正な流れを担保するための措置	22
IV 政治資金パーティーに関する規制	22
1 政治資金パーティーは誰でも開催できますか	22
2 政治資金パーティーにはどのような規制がありますか	22
(1) 量的制限（個別制限）	22
(2) 支払者に対する告知義務	23
(3) 禁止事項	23
3 政治資金パーティーの収支はどのような手続が必要ですか	23
(1) 会計帳簿への記載	23
(2) 収支報告書への記載	23
V 政治資金の運用規制	23
VI 収支報告書の提出	24
1 収支報告書の提出方法・添付資料を教えてください	24
(1) 収支報告書	24
(2) 添付書類	24
(3) 提出部数	25
2 国会議員関係政治団体の収支報告について、注意事項はありますか	25
3 国会議員関係政治団体の少額領収書等の写しの開示制度について教えてください	25
VII 政治資金関係申請・届出オンラインシステム	26
VIII 罰則	27
1 政治資金規正法の罰則一覧	27
2 政治資金規正法に定める罪を犯した者の選挙権及び被選挙権の停止（規正法28条）	28
IX 政治資金と税	28
1 政治団体に対する税金の扱いはどのようになりますか	28
(1) 寄附収入に対する課税	28

(2) 事業収入に対する課税	29
2 公職の候補者（政治家）個人が受けた寄附は課税されますか	29
3 法人が政治献金をした場合、税金の扱いはどうなりますか	29
4 個人が政治献金をしたときに、課税上の優遇措置が受けられると聞きましたが、 どのような手続が必要ですか	30
(1) 適用対象	30
(2) 優遇措置の内容	30
(3) 優遇措置を受けるための手続（政治団体に対する個人献金の場合）	31
X 政治活動の規制	32
1 立札・看板に貼付する証票を交付してもらうには、どのような手続が必要ですか	32
(1) 立札・看板の類	32
(2) ポスターの掲示	33
(3) 演説会等の開催中に掲示するもの	33
XI 政治資金規正法の制定及び主要な改正の経緯	34

届出書類記載例

政治団体届出書類に関する注意事項	38
(1) 代理人の権限を証する書面	39
(2) 政治団体設立届（政党の支部の例）	40
(3) 政治団体設立届（政党の支部以外の例）	41
(4) 国会議員関係政治団体に該当する旨の通知	43
(5) 国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知	44
(6) 被推薦書	45
(7) 政党の状況等に関する届	46
(8) 支部証明書	46
(9) 届出事項等の異動届	47
(10) 政治団体解散届	49
(11) 資金管理団体指定届	50
(12) 資金管理団体届出事項の異動届	51
(13) 資金管理団体指定取消届	52
(14) 資金管理団体でなくなった旨の届	53
(15) 収支報告書	54
(16) 領収書等を徴し難かった支出の明細書	85
(17) 振込明細書に係る支出目的書	85
(参考) 備え付けなければならない会計帳簿の様式及び記載要領	87
(18) 政治資金関係申請・届出オンラインシステム新規利用者登録申込書	96
(19) 寄附金（税額）控除のための書類	97
(20) 証票交付申請書（後援団体申請用）	98

政党助成法関係事務

I 政党助成法のあらまし

「政党助成法」は、議会制民主政治における政党の機能の重要性に鑑み、選挙制度及び政治資金制度の改革と軌を一にして、国が政党に対して助成を行うこととし、これにより政党の政治活動の健全な発達を促進するとともに、その公明と公正を確保することにより、民主政治の健全な発展に寄与することを目的とするものです（助成法1条）。

1 どのような政党に政党交付金が交付されますか（助成法2条）

政党交付金の交付対象となる政党は、次のいずれかにあてはまる政治団体とされています（助成法2条①）。

①衆議院議員又は参議院議員を5人以上有するもの

②衆議院議員又は参議院議員を有し、かつ次のいずれかの選挙において全国を通じた得票率が2%以上であるもの

- ・ 前回の衆議院議員総選挙における小選挙区選出議員選挙
- ・ 前回の衆議院議員総選挙における比例代表選出議員選挙
- ・ 前回又は前々回の参議院議員通常選挙における選挙区選出議員選挙
- ・ 前回又は前々回の参議院議員通常選挙における比例代表選出議員選挙

なお、他の政党に所属している衆議院議員又は参議院議員が所属している政治団体については、政党助成の対象とはなりません（助成法2条②）。

(注) 政党の法人格の取得

上記の要件を満たす政党が、実際に政党交付金の交付を受けるためには、「政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律」に基づいて中央選挙管理会に届出を行い、その確認を受け、主たる事務所の所在地で登記することにより法人格を取得する必要があります（助成法3条①）。

2 政党交付金の使途に制限はありますか（助成法4条）

(1) 使途の制限の禁止

国は、政党の政治活動の自由を尊重し、政党交付金の交付に当たっては、条件を付し、又はその使途について制限してはならないものとされています（助成法4条①）。

(2) 適切使用の原則

政党は、政党交付金が国民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、その責任を自覚し、その組織及び運営については民主的かつ公正なものとするとともに、国民の信頼にもとることのないよう適切に使用しなければならないものとされています（助成法4条②）。

3 政党交付金の額はどのように決定されますか（助成法5条、7条、8条、9条）

政党交付金は、直近における国勢調査の人口に250円を乗じて得た額を基準として予算で定めるものとされており（助成法7条①）、総額の2分の1を所属国会議員数により（議員数割）、残りの2分の1を国政選挙の得票数により（得票数割）配分します（助成法7条②）。

(1) 各政党に対して交付すべき政党交付金の額の算定

政党交付金の交付を受けようとする政党は、毎年1月1日を基準日として、総務大臣に政党の組織等に関する届出をしなければなりません（助成法5条①②）。

届出をした各政党に対して、次の表の計算方法によりその年に交付すべき政党交付金の額が算出されます（助成法8条）。

(政党交付金の配分額の計算)

区 分			政党への政党交付金の配分額の計算	
議員数割 (政党交付金総額の1/2)			議員数割 (1/2) × $\frac{\text{当該政党の国会議員数}}{\text{届出政党の国会議員数の合計}}$	①
得 票 数 割 (政党交付金 総額の1/2)	衆議院議員 総選挙 (前回)	小選挙区 選挙	得票数割 (1/2) × 1/4 × 得票割合	a
		比例代表 選挙	得票数割 (1/2) × 1/4 × 得票割合	b
	参議院議員 通常選挙 (前回 前々回)	選挙区 選挙	得票数割 (1/2) × 1/4 × 得票割合の平均 (前回・前々回)	c
		比例代表 選挙	得票数割 (1/2) × 1/4 × 得票割合の平均 (前回・前々回)	d
	得票数割計		a～dの計	②
政党への政党交付金の配分額			① + ②	

$$\text{※得票割合} = \frac{\text{当該政党の得票数}}{\text{届出政党の得票数の合計}}$$

4 政党交付金の使途はどのように公表されますか（助成法17条、19条、31条、32条）

各政党は、政党交付金の使途等を記載した報告書を、公認会計士等の監査を経て、総務大臣に提出し、総務大臣はその要旨を公表することとされています。

(1) 政党の報告書の提出

政党の会計責任者は、12月31日現在で、その年における政党交付金の使途等を記載した報告書（以下「報告書」といいます。）を監査を行うべき者の監査意見書、政党支部から提出を受けた支部政党交付金の使途等を記載した報告書（以下「支部報告書」といいます。）などを添えて、総務大臣に提出しなければなりません（助成法17条、19条①）。

この報告に当たっては、公認会計士又は監査法人の監査を受けなければならないものとされ、この監査に基づき作成された監査報告書も添付しなければならないものとされています（助成法19条②）。

(2) 報告書の公表・閲覧

報告書及び支部報告書等の要旨は官報により公表するものとされ（助成法31条）、その後5年間、報告書、支部報告書等は総務省で、また、支部報告書等は支部が所在する都道府県選挙管理委員会で、閲覧することができます（助成法32条）。

Ⅱ 政党交付金の使途報告

1 政党本部はどのように使途を報告しますか

政党の本部の会計責任者は、政党交付金に係る収支の状況を明らかにするため、政治資金規正法に規定する会計帳簿とは別に、政党交付金に係る会計帳簿を備え、政党交付金による支出等について記載しなければなりません（助成法15条①）。

そして、12月31日現在で、その年における報告書を作成し、その日の翌日から起算して3か月以内（その間に衆議院議員総選挙または参議院議員通常選挙の公示の日から選挙期日までの期間がかかる場合には4か月以内）に、次の書類と併せて総務大臣に提出しなければなりません（助成法17条）。

また、政党が解散し、または目的の変更その他により政治団体でなくなった場合には、会計責任者であった者は、その年における報告書その他の書類を解散等の事実が生じた日現在で作成し、その日の翌日から起算して30日以内に総務大臣に提出しなければなりません（助成法28条、同法施行規則31条）。

（添付書類（助成法17条②、19条①②））

①政党交付金による支出に係る領収書等の写し

（提出対象）

人件費及び光熱水費以外の経費に係る支出で1件当たりの金額（支払が数回にわたるときは、その合計金額）が5万円以上の支出のもの。社会慣習その他の事情により領収書等を徴し難かったときは、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」に記載してください。

※金融機関への払込明細書の写しを提出する場合は「領収書等を徴し難かった支出の明細書」に代えて「払込明細書に係る支出目的書」を提出することができます。

②政党基金に係る残高証明等の写し

政党基金に残高を有しているとき、会計責任者は、（当該預金口座に係る）金融機関から12月31日現在の残高を証明する書面を徴さなければなりません。

③監査意見書

④監査報告書

⑤（支部に対して支部政党交付金を交付した場合）当該支部から提出を受けた支部報告書及び監査意見書

⑥（支部に対して支部政党交付金を交付した場合）総括文書（支部分）

⑦総括文書（本部+支部の合計分）

2 政党支部はどのように使途を報告しますか

※1以上の市町村の区域または選挙区の区域を単位として設けられるものに限ります。

(1) 会計帳簿の記載等

政党の支部の会計責任者は、支部政党交付金に係る収支の状況を明らかにするため、政治資金規正法に規定する会計帳簿とは別に、支部政党交付金に係る会計帳簿を備え、本部または支部から支給された支部政党交付金による支出等について記載しなければなりません（助成法16条①）。

(2) 支部報告書の提出等

政党の支部の会計責任者は、12月31日現在で、その年における支部報告書（使途等報告書）を作成し、その日の翌日から起算して2か月以内（その間に衆議院議員総選挙または参議院議員通常選挙の公示の日から選挙期日までの期間がかかる場合には3か月以内）に、次の書類と併せて支部政党交付金を支給した政党（本部または他の支部）の会計責任者に提出しなければなりません（助成法18条）。

提出部数は支部政党交付金を支給した政党（本部または他の支部）の会計責任者に確認してください。

なお、支部若しくは本部が解散し、または目的の変更その他により政治団体でなくなった場合には、支部の会計責任者であった者は、その年における支部報告書その他の書類を解散等の事実が生じた日現在で作成し、その日の翌日から起算して15日以内に同様に支部政党交付金を支給した政党（本部または他の支部）の会計責任者に提出しなければなりません（助成法29条①、同法施行規則32条）。

(添付書類（助成法18条②）)

①支部政党交付金による支出に係る領収書等の写し

（提出対象）

人件費及び光熱水費以外の経費に係る支出で1件当たりの金額（支払が数回にわたるときは、その合計金額）が5万円以上の支出のもの。社会慣習その他の事情により領収書等を徴し難かったときは、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」に記載してください。

※金融機関への払込明細書の写しを提出する場合は「領収書等を徴し難かった支出の明細書」に代えて「払込明細書に係る支出目的書」を提出することができます。

②支部基金に係る残高証明等の写し

支部基金に残高を有しているとき、会計責任者は、（当該預金口座に係る）金融機関から12月31日現在の残高を証明する書面を徴さなければなりません。

③監査意見書

④（他の支部に対して支部政党交付金を交付した場合）当該支部から提出を受けた支部報告書及び監査意見書

⑤（他の支部に対して支部政党交付金を交付した場合）支部総括文書

(注1) 支部政党交付金

政党の本部から支部に対して支給される金銭等で、国から交付された政党交付金を充て又は政党基金（政党の本部が特定の目的のために政党交付金の一部を積み立てた積立金をいい、これに係る果実（利息）を含みます。）を取り崩して充てるものをいい、政党の支部から他の支部に対して支給される金銭等で、支部政党交付金を充て又は支部基金を取り崩して充てるものを含みます（助成法14条②）

(注2) 支部政党交付金による支出

政党の支部のする支出のうち、政党の本部または他の支部から支給された支部政党交付金を充て又は支部基金を取り崩して充てるもの（借入金の返済及び貸付金の貸付けを除きます。）をいい、政党の他の支部に対する支部政党交付金の支給を含みます（助成法14条③）。

(注3) 支部基金

特定の目的のために支部政党交付金の一部を積み立てたものとされており、これに係る果実（利息）を含みます。

(3) 県選挙管理委員会への提出

政党の支部の会計責任者は、支部報告書その他の書類を支部政党交付金を支給した政党（本部または他の支部）の会計責任者に提出したときは、提出した日の翌日から起算して7日以内に次の書類をその支部が所在する都道府県の選挙管理委員会（埼玉県内に主たる事務所が所在する支部にあっては埼玉県選挙管理委員会）に提出しなければなりません（助成法18条③）。

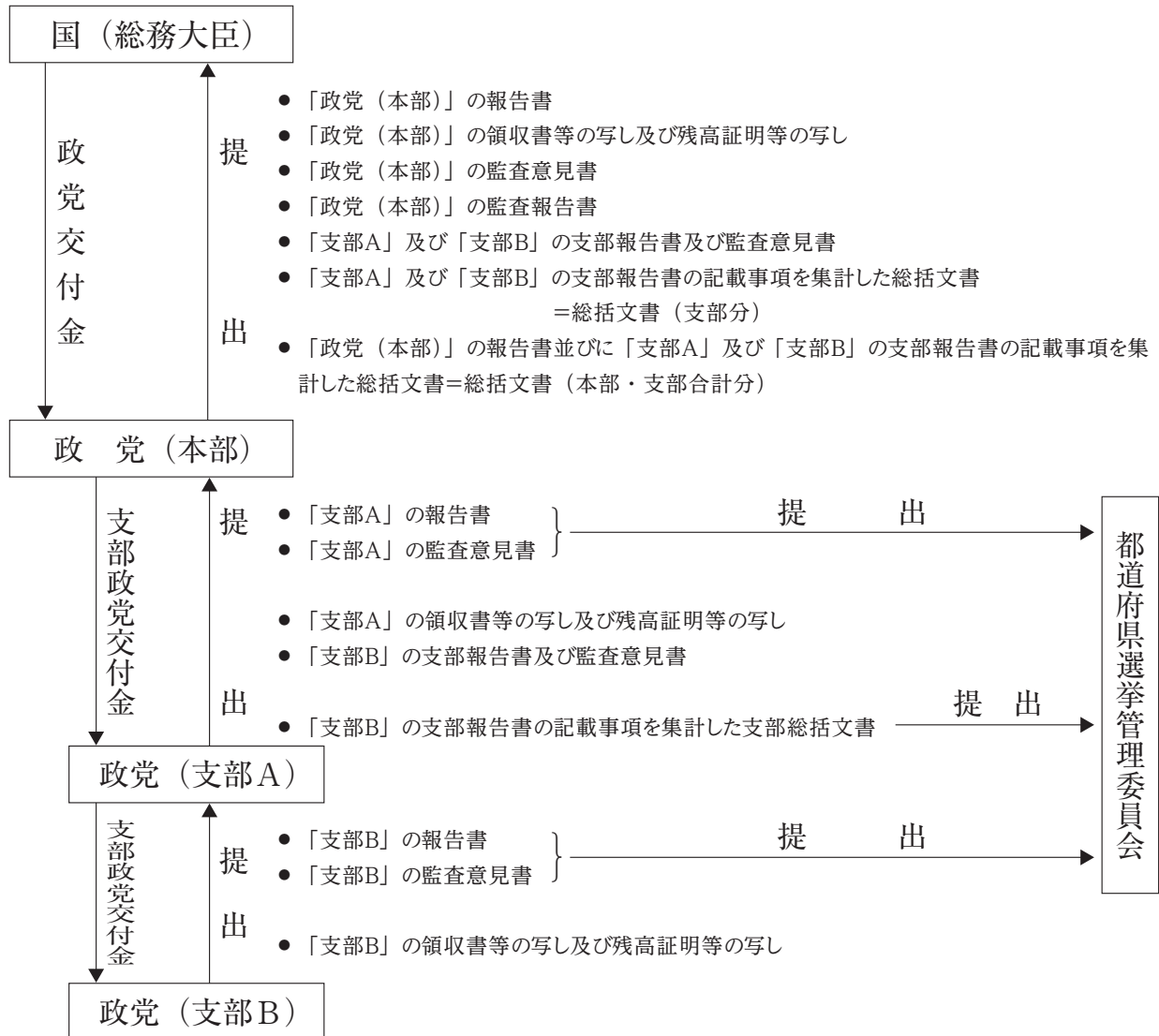
ア 提出書類

- ①当該支部の支部報告書
 - ②当該支部の監査意見書
 - ③（他の支部に対して支部政党交付金を交付した場合）支部総括文書
- ※領収書等の写し及び残高証明等の写しの提出は不要です。

イ 提出部数

2部（1部は控えとなりますので、受付印を押してからお返しします。）

（報告書・支部報告書等の提出）



Ⅲ 罰則

政党交付金の使途等に関する支部報告書、監査意見書、支部総括文書等を提出せず、支部報告書、支部総括文書に記載すべき事項の記載をせず、又は支部報告書、支部総括文書等に虚偽の記入をした者については、5年以下の禁錮若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとされ（助成法44条①）、監査意見書、監査報告書に虚偽の記載をした者については、30万円以下の罰金に処する（助成法46条）等、違反行為については、罰則が設けられています。

政治資金規正法関係事務

I 政治資金規正法のあらまし

議会制民主政治の健全な発展のためには、政党その他の政治団体及び公職の候補者の政治活動が公明・公正に行われる必要があり、その活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにしなければなりません。

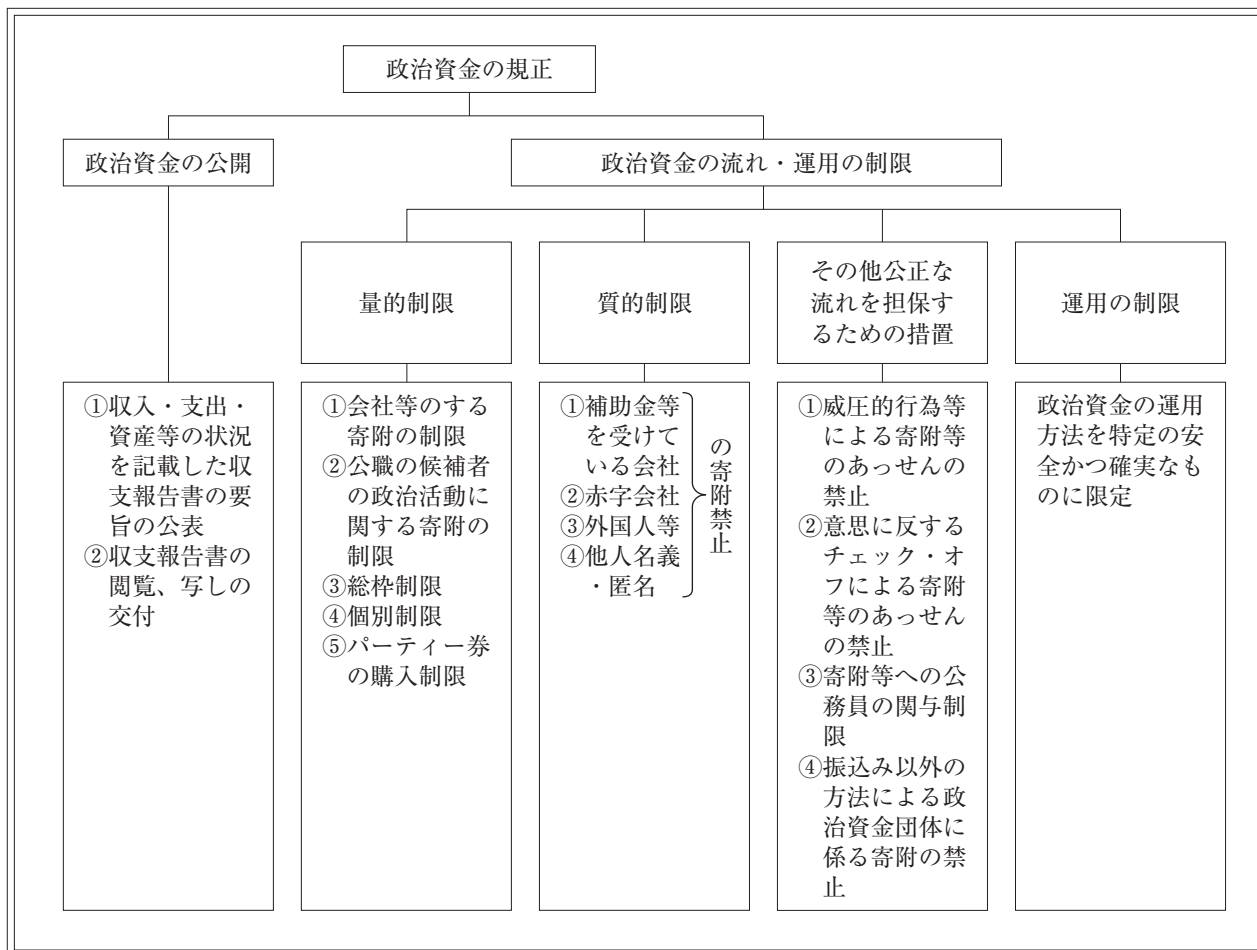
このような要請に応えるため、政党その他の政治団体に対し一定の届出義務を課し、その政治資金の収支の状況を国民の前に公開させ、さらに一定の制限の下に政治資金の授受が行われるよう規正し、いわゆる「ガラス張りの政治」をめざすのが「政治資金規正法」です。

1 政治資金はどのように規正されていますか

政治資金の規正は、以下の①②の二つの方法により分かります。

- ①政治資金の流れ（収支）及び政治団体の資産を広く国民に公開し、その是非については、国民の不断の監視と批判に委ねることによる規正（政治資金の公開）
- ②政治資金の流れ（授受）自体について具体的な制限を加えることによる規正及び政治資金の運用について、株券などによる投機的取引で運用することへの規正（政治資金の流れ・運用の制限）

（規正方法の概要）



2 政治資金の規正の対象は何ですか

規正法では、法の適用対象を(1)政治団体及び(2)公職の候補者（政治家）とし、以下のとおり定義しています。

(1) 政治団体

政治団体とは、次に掲げる団体をいいます（規正法3条①）。

- ①政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体
- ②特定の公職の候補者（公職の候補者となろうとする者及び公職にある者を含みます。以下同じ。）を推薦し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体（いわゆる「後援会」）
- ③上記①及び②の行為を主たる活動として、組織的かつ継続的に行う団体

(注) 文化団体、経済団体及び労働団体であっても、事実上①及び②の活動が主たる部分を占めており、その活動が組織的かつ継続的である場合は政治団体として取り扱われます。しかし、たまたま選挙時において特定の公職の候補者を推薦、支持するような場合には、規正法上は政治団体として取り扱われません。

また、政治団体には次の種類があります。

(政治団体の種類)

政 党 （規正法3条②）	次のいずれかにあてはまる政治団体 ア 所属国会議員を5人以上有するもの イ 前回の衆議院議員総選挙（小選挙区・比例代表）、前回又は前々回の参議院議員通常選挙（選挙区・比例代表）のいずれかの全国を通じた得票率が2%以上であるもの	国会議員関係政治団体 （規正法19条の7） みなし1号団体 国会議員に係る選挙区の区域を単位として設けられる政党支部のうち、国会議員に係る公職の候補者（政治家）が代表者であるもの
政治資金団体 （規正法5条①Ⅱ）	政党のために資金を援助することを目的とする団体 （政党が一に限り指定したもの）	
その他の政治団体	政党・政治資金団体以外の政治団体（主義主張団体、後援団体等）	国会議員関係政治団体 （規正法19条の7） 1号団体 国会議員に係る公職の候補者（政治家）が代表者であるもの 2号団体 租税特別措置法に規定する寄附金控除の適用を受ける政治団体のうち、特定の国会議員に係る公職の候補者（政治家）を推薦し、又は支持することを本来の目的とするもの
資金管理団体 （規正法19条）	公職の候補者（政治家）本人がその代表者であって、その公職の候補者（政治家）のために政治資金の拠出を受けるべき団体（公職の候補者（政治家）が一に限り指定したもの）	

(注) 政治団体の支部について

- ①政治団体が支部を有する場合、原則として本部・支部はそれぞれ一つの政治団体とみなされます。したがって、支部においても、政治団体に義務付けられている各種の届出、会計帳簿の備付け、帳簿の記載及び収支報告書の提出等を行わなければなりません。ただし、寄附の授受の制限に関しては、本部・支部を通じて一つの政治団体と扱われるので注意が必要です。
- ②規正法にいう「支部」とは、おおむね次の要件を備えたものをいいます。
 - (ア)本部の規約等に規定されたその団体の単位組織であり、本部と主従の関係にあること。
 - (イ)本部の指揮統括の下に、一定の範囲で自主的に政治活動を行うことが認められていること。
 - (ウ)会計について、一定の範囲内で独自に金銭等の授受等を行える状況にあること。

(2) 公職の候補者（政治家）

公職の候補者（政治家）とは、公職にある者、公職の候補者及び候補者となろうとする者をいいます（規正法3条④）。

3 資金管理団体とはどのような団体をいいますか

資金管理団体とは、公職の候補者（政治家）が、その者のために政治資金の拠出を受けるべき団体として、その者がその代表者である政治団体（9ページ(1) 政治団体の①又は②に該当する団体に限られます。）のうちから、指定した一の団体をいいます（規正法19条①）。ただし、当該公職の候補者（政治家）以外の者を推薦し又は支持することを本来の目的とする政治団体等や、政党を資金管理団体として指定することはできません。

資金管理団体の制度は、平成6年の政治改革において公職の候補者（政治家）の政治資金について公私の峻別を徹底するために創設されました。

4 資金管理団体に指定するとどのようなメリットがありますか

寄附については、「Ⅲ 寄附に関する制限」（16ページ以降）の規制がありますが、資金管理団体に関する寄附においては、次の特例が認められています。

(1) 特定寄附に対する特例

特定寄附（公職の候補者（政治家）が、政党から受けた政治活動に関する寄附を自己の資金管理団体に対してする寄附）については、寄附の量的制限（総枠制限、個別制限）は一切ありません（規正法21条の3④、22条③）。

(2) 特定寄附以外の寄附に対する特例

公職の候補者（政治家）が自己の資金管理団体に対してする歳費等の自己資金による寄附については、寄附の量的制限のうち個別制限は適用されず、総枠制限（年間1,000万円以内）の範囲内において寄附をすることができます（規正法22条②③）。

(3) 自己の後援団体に対する特例

公職の候補者（政治家）は、選挙前一定期間（注）、自己の後援団体に寄附することが禁止されていますが、自己の資金管理団体に対しては、選挙前一定期間においても寄附をすることができます（公選法199条の5③）。

（注）一定期間とは、任期満了による選挙の場合は、任期満了の日前90日に当たる日から当該選挙期日までの間をいいます（公選法199条の5④）。

5 資金管理団体に何か制限はありますか

資金管理団体は、平成19年8月6日以降、土地若しくは建物の所有権又は建物の所有を目的とする地上権若しくは土地の貸借権を取得し、又は保有してはなりません（規正法19条の2の2、平成19年7月6日改正法附則1条、2条①）。

なお、この制限が設けられる以前から保有していたこれら不動産については、収支報告書に「不動産の利用の現況」（別記記載例（15）83ページ）として記載が必要です。

また、資金管理団体以外の団体よりも詳しい収支報告をしなければなりません。政治活動費と同様に、人件費を除く経常経費の1件5万円以上（資金管理団体が国会議員関係政治団体の場合は1万円を超える）の支出について収支報告書に明細を記載するとともに、領収書等の写しを併せて提出しなければなりません。

6 国会議員関係政治団体とはどのような団体をいいますか

平成19年の政治資金規正法の一部改正により、新たに「国会議員関係政治団体」が定義され、これに該当する政治団体については、届出や収支報告書の提出などに関して、特例が設けられました。

国会議員関係政治団体とは、以下の①、②の政治団体（政党、政治資金団体及びいわゆる政策研究団体を除く。）及び③をいいます（規正法19条の7）。

- ① 国会議員に係る公職の候補者が代表者である資金管理団体その他の政治団体（1号団体）
- ② 租税特別措置法に規定する寄附金控除の適用を受ける政治団体のうち、特定の国会議員に係る公職の候補者を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体（2号団体）（注）
- ③ 政党支部であって、国会議員に係る選挙区の区域を単位として設けられるもののうち、国会議員に係る公職の候補者が代表者であるものは、1号団体とみなされます（みなし1号団体）。

（注）2号団体に該当する政治団体がある場合、国会議員に係る公職の候補者は、当該政治団体に対し、「国会議員関係政治団体に該当する旨の通知」を交付する必要があります（規正法19条の8）。

II 政治団体の届出手続

政治団体はその主たる活動区域の範囲等により、総務省所管団体（全国団体）と都道府県選挙管理委員会所管団体（県内団体）に区分されます。いずれの所管団体であっても、届出の提出先は、主たる事務所の所在地の都道府県選挙管理委員会となります。

【提出先】 埼玉県選挙管理委員会

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 県庁本庁舎3階(市町村課内)
TEL 048-830-2693・2694・2695

【受付時間】 月曜日から金曜日（祝日を除く） 午前8時30分～午後5時15分まで

（立札・看板に貼付する証票交付申請は午後5時まで）

（参考）政治団体の所管区分及び届出書類の提出先

政治団体	所管	提出先
政党（本部）及び政治資金団体	総務省	主たる事務所の所在地の都道府県選挙管理委員会
2以上の都道府県の区域にわたり主として活動する団体 主たる事務所の所在地の都道府県の区域外の地域において主として活動する団体		
都道府県の区域において主として活動する団体 （政党本部及び政治資金団体を除く。）	都道府県選挙管理委員会	

【届出書類の様式】 県選挙管理委員会に直接来ていただくほか、県選挙管理委員会ホームページにも掲載されています。

各種届出様式：<https://www.pref.saitama.lg.jp/e1701/seijishikin/dantai-yousiki.html>

1 政治団体を設立した場合、どのような手続が必要ですか

政治団体は、代表者・会計責任者・会計責任者の職務代行者各1名を選任し（会計責任者とその職務代行者を同一人とすることはできません）、**組織された日（国会議員関係政治団体（2号団体）にあっては国会議員関係政治団体に該当する旨の通知を受けた日）から7日以内に**届け出なければなりません（**郵送による届出はできません。**）（規正法6条）。

政治団体は誰でも自由に設立できますが、設立の届出をしない限り、政治活動（選挙運動を含みます。）のために寄附を受け、又は支出することは禁止されており、これに違反すると罰則の適用があります（規正法8条、23条）。届出書類は次のとおりです。

(1) 政治団体設立届（別記記載例（2）（3）40、41ページ）

(2) 添付書類

ア 全ての政治団体に共通

綱領、党則、規約等の写し（所定の様式はありません。）

会則、定款、寄附行為等その名称のいかんを問わず、政治団体の目的、組織、運営に関する定めをいいます。

イ 国会議員、都道府県議会議員、知事、指定都市の議会議員若しくは指定都市の市長に係る公職の候補者の後援会（個人の寄附について税の優遇措置を受けようとする団体）

①被推薦書【国会議員関係政治団体（2号団体）以外】（別記記載例（6）45ページ）

該当する政治団体が推薦し又は支持する公職の候補者が、当該政治団体により推薦され、又は支持されることを承諾する旨を記載し、かつ、記名押印又は署名（自署）した書面をいいます。

②国会議員関係政治団体に該当する旨の通知【国会議員関係政治団体（2号団体）のみ】（別記記載例（4）43ページ）

国会議員に係る公職の候補者が自らを推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体に対し、国会議員関係政治団体に該当するためその旨を届け出る必要がある旨を通知する文書をいいます。

ウ 政党の支部

①政党の状況等に関する届（別記記載例（7）46ページ）

政党本部の状況（名称、主たる事務所の所在地及び活動区域）等を届け出るものです。

②支部証明書（別記記載例（8）46ページ）

当該政治団体が、政党の支部であることを本部が証明するものです。

(3) 提出部数

（県内団体）各2部

（全国団体）各3部

*綱領、党則、規約等の写し以外の添付書類は、1部を正本とし、その他は写しとして差し支えありません。

2 届出事項に変更が生じた場合、どのような手続が必要ですか

設立届の際の届出事項等（政治団体の名称、所在地、代表者、会計責任者等）に異動が生じた場合は、**異動があった日（国会議員関係政治団体（2号団体）に該当し、または該当しなくなったときにあつ**

ては、その旨の通知を受けた日から7日以内に届け出なければなりません（郵送による届出はできません。）（規正法7条）。届出書類は次のとおりです。

(1) 届出事項等の異動届（別記記載例（9）47ページ）

(2) 添付書類

設立届の際に添付した書類（規約等）の内容に異動が生じた場合は、変更後の書類を併せて提出してください。新たに国会議員関係政治団体（2号団体）に該当することになった場合は、「国会議員関係政治団体に該当する旨の通知」を、国会議員に係る公職の候補者でなくなったことにより該当しなくなった場合は、「国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知」（別記記載例（5）44ページ）が必要です。

(3) 提出部数

（県内団体）各2部

（全国団体）各3部

* 綱領、党則、規約等の写し以外の添付書類は、1部を正本とし、その他は写しとして差し支えありません。

(注1) 資金管理団体については、指定の際の届出事項（団体の名称、事務所の所在地、代表者氏名、公職の種類）に変更がある場合は、併せて「資金管理団体届出事項の異動届」（別記記載例（12）51ページ）を提出する必要があります。

(注2) 活動区域の変更や主たる事務所の所在地の変更により、所管の異動や提出先の変更が生じる場合があります。その場合は、次の手続が必要となります。

（所管異動または提出先異動の場合の手続）

所 管 異 動	必 要 な 手 続
県内団体（県選管所管）→全国団体（総務省所管）	県内団体の異動届 全国団体の設立届（県選管経由）
全国団体（総務省所管）→県内団体（県選管所管）	県内団体の設立届 全国団体の異動届（県選管経由）
県内団体（県選管所管）→県内団体（他都道府県選管所管）	県選管あて異動届 異動先都道府県選管あて設立届
全国団体（総務省所管）が主たる事務所の所在地を都道府県の区域を越えて異動した場合	全国団体の異動届（県選管経由）

3 政治団体を解散した場合、どのような手続が必要ですか

解散した日から30日以内（国会議員関係政治団体にあつては60日以内）に届け出なければなりません。届出書類は次のとおりです（規正法17条、19条の10）。

(1) 政治団体解散届（別記記載例（10）49ページ）

(2) 解散日までの収支報告書（既に提出してある年の分は除く。）

この報告書には、代表者及び会計責任者両名の記名押印又は署名（自署）が必要です。

また、1件5万円以上（国会議員関係政治団体にあつては1件1万円超）の支出については「領収書等の写し」を添付してください（「VI 収支報告書の提出」参照）。

なお、国会議員関係政治団体にあつては、政治資金監査報告書を併せて提出してください。

(3) 提出部数

(県内団体) 解散届 2部、収支報告書 2部 (領収書等の写しは1部)

(全国団体) 解散届 3部、収支報告書 3部 (領収書等の写しは1部)

*提出された収支報告書のうち1部は、受付後控えとしてお返しします。

(注) 資金管理団体については、併せて「資金管理団体指定取消届」(別記記載例(13)52ページ)又は「資金管理団体でなくなった旨の届」(別記記載例(14)53ページ)も必要です。

規正法17条2項適用団体

前年分の収支報告書未提出の政治団体が、引き続き収支報告書を提出期限までに提出しなかった場合(2年続けて提出を怠った場合)は、提出期限を過ぎた日から政治団体の設立届を提出していないものとみなされ、政治活動(選挙運動を含む。)のために寄附を受けたり支出をしたりすることができなくなります。

なお、**政治団体の自然解散、自然消滅は認められておりません**ので、収支報告書の提出を怠り、規正法17条2項適用団体となった場合であっても、解散届の提出が必要です。その場合、解散届とともに解散年前の提出していない収支報告書及び解散の日現在で作成した解散年分の収支報告書を提出しなければなりません。

4 資金管理団体の届出はどのような手続が必要ですか

(1) 資金管理団体指定届(別記記載例(11)50ページ)

指定の日から7日以内に、当該資金管理団体たる政治団体の所管区分に応じ、都道府県の選挙管理委員会又は都道府県の選挙管理委員会を経由して総務大臣に届け出なければなりません(規正法19条②)。

(2) 資金管理団体届出事項の異動届・指定取消届(別記記載例(12)(13)51、52ページ)

異動の日又は取消しの日から7日以内に、その異動に係る事項又は取り消した旨を届け出なければなりません(規正法19条③)。

(3) 資金管理団体でなくなった旨の届出(資金管理団体の届出をした者が公職の候補者でなくなった場合等、資金管理団体はその適格性を失ったときの届出)(別記記載例(14)53ページ)

適格性を失った日から7日以内に届け出なければなりません(規正法19条③)。

5 国会議員関係政治団体の届出はどのような手続が必要ですか

国会議員関係政治団体を新設した場合や、既存の政治団体が国会議員関係政治団体に該当した場合は、設立届又は異動届を提出するとともに、2号団体にあつては、国会議員に係る公職の候補者から交付された「国会議員関係政治団体に該当する旨の通知」を添付する必要があります。(別記記載例(4)43ページ)

また、2号団体に該当する旨を通知した者が、国会議員に係る公職の候補者でなくなったときは、届出事項の異動届に「国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知」(別記記載例(5)44ページ)を添付して届け出る必要があります。

(参考) 政治団体の主要な届出書類

	政党の支部			資金管理団体									その他の政治団体											
				税優遇なし			税優遇あり *1						税優遇なし			税優遇あり *1								
	設立 異動 解散						国会議員関係政治団体			国会議員関係以外の政治団体						設立 異動 解散			国会議員関係政治団体			国会議員関係以外の政治団体		
				設立	異動	解散	設立	異動	解散	設立	異動	解散	設立	異動	解散				設立	異動	解散	設立	異動	解散
設立届	●			●			●			●			●			●			●			●		
規約(会則、綱領等)	●	(●)		●	(●)		●	(●)		●	(●)		●	(●)		●	(●)		●	(●)		●	(●)	
被推薦書										●	(●)								●					
国会議員関係政治団体に該当する旨の通知							●	(●)								●	(●)					(●)		
国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知					(●)						(●)			(●)								(●)		
異動届		●			●			●			●			●			●			●			●	
解散届			●			●			●			●			●			●			●			●
資金管理団体の指定届				●			●			●														
資金管理団体届出事項の異動届					●			●			●													
資金管理団体指定取消届																								
資金管理団体でなくなった旨の届						●			●			●												
政党の状況等に関する届	●	(●)																						
支部証明書	●	(●)																						
収支報告書	全ての政治団体の会計責任者は、毎年12月31日現在で、その年の収入、支出その他の事項を、原則翌年3月末日(国会議員関係政治団体は翌年5月末日)までに報告するよう義務付けられています(解散時は、解散届に解散の日までの収支報告書を添付してください)。																							

*1) 税の優遇措置の適格団体は、「支部証明書」、「被推薦書」、「国会議員関係政治団体に該当する旨の通知」を提出している政治団体に限られます。

*2) 政党支部の異動において「政党の状況等に関する届」が必要となるのは、「政治団体の名称」を異動する場合です。

*3) 政党支部の異動において「支部証明書」が必要となるのは、「政治団体の名称」「主たる事務所の所在地」「主たる活動区域」を異動する場合です。

Ⅲ 寄附に関する制限

政治活動の自由との関係から、政治資金の流れを制限することは必要最小限に限定されるべきものですが、政治資金をめぐる問題の多くが政治献金としての寄附に関連したものであることから、規正法は寄附について制限しています。

1 規正される寄附とはどのようなものですか

規正法は、寄附を「金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付で、党費又は会費その他債務の履行としてされるもの以外のもの」と定義し（規正法4条③）、政治活動に関する寄附に対し、①量的な面からの制限、②寄附者側に着目した質的な面からの制限、③その他政治資金の公正な流れを担保するための措置を講じることで政治資金の流れを制限しています。

また、規正法とは別に、公選法においても、金のかかる選挙を是正し、選挙の浄化を実現するという観点から、公職の候補者（政治家）や後援団体等が行う寄附について別途規制がありますので注意が必要です。

- (注1) 「その他財産上の利益」とは、有体物、無体物のいかなを問わず、財産的価値のある全てのものが当たります。したがって、金銭、物品に限らず、事務所の無償貸与や労務の無償提供、電気・ガスの無償提供なども全て規正法でいう「財産上の利益」に含まれます。
- (注2) 「党費又は会費」とは、政治団体の構成員が、その団体の党則、規約等に基づき負担する金銭上の債務の履行であり、寄附には当たりませんが、規正法では、**特に会社その他の法人又は団体が負担する党費又は会費については寄附とみなす**（規正法5条②）こととしています。
- (注3) 政治資金パーティーや各種の催し物に係るパーティー券や会費は、「出席」を前提とし、またその金額が対価相当と認められる場合は一般に寄附には当たりません。
- (注4) 政治活動に関する寄附とは、「政治団体に対してされる寄附」及び「公職の候補者の政治活動（選挙運動を含む。）に関してされる寄附」をいいます。

2 寄附が制限されるのはどのような寄附ですか

(1) 会社等の寄附の制限

会社等（会社、労働組合、職員団体その他の団体（政治団体を除く。））は、政党及び政治資金団体以外の者に対しては、政治活動に関する寄附をすることはできません（規正法21条①）。

また、何人も会社等に対して政治活動に関する寄附を勧誘し、又は要求してはなりません（規正法21条③）。

- (注1) 会社等が資金管理団体へ寄附することも含め、平成12年1月1日から、政党、政治資金団体以外の者に対する寄附は一切禁止されました。
- (注2) 政党支部に対する会社等の寄附の特例
上記にかかわらず、政党の支部のうち一以上の市町村の区域又は選挙区の区域を単位として設けられる支部以外の政党の支部に対しては、会社等は、政治活動に関する寄附をすることはできないものとされています（規正法21条④）。

(2) 公職の候補者（政治家）の政治活動に関する寄附の禁止

何人も（政党を除く。）、公職の候補者（政治家）の政治活動に関する「金銭等による」寄附（選挙運動に関してするもの及び政治団体に対するものを除く。）をしてはなりません（規制法21条の2）。

（17 ページ「寄附の量的制限等の概要」参照）

(3) 寄附の量的制限

寄附の量的制限は、政治活動に関して一の寄附者が年間に寄附することのできる金額についての制限で、総枠制限（一の寄附者が寄附できる年間寄附総額の規制）と個別制限（一の寄附者から一の受領者に対する年間寄附総額の規制）とがあります。その適用関係は次の表のとおりです（規正法21条の3、22条）。

(寄附の量的制限等の概要)

寄附者		政治団体		公職の候補者 (政治家個人)	
		政党・政治資金団体	その他の政治団体		
			資金管理団体		資金管理団体 以外の団体
政治 団体	政党	量的制限なし	量的制限なし		選挙運動に関するものを除き、金銭等による寄附は禁止
	政治資金団体				
	その他の政治団体		(個別制限) 年間5,000万円以内		
個人	公職の候補者	(総枠制限のみ) 年間2,000万円以内	(総枠制限) 年間1,000万円以内 (個別制限) 年間150万円以内	選挙運動に関するものを除き、金銭等による寄附は禁止	
			* 1		
会社、労働組合等（政治団体を除く。）		(総枠制限のみ) 資本金、組合員数等に応じて 年間750万円～1億円 * 2	一切禁止		

* 1 公職の候補者（政治家）の資金管理団体に対する寄附の特例

① 特定寄附

資金管理団体の届出をした者が公職の候補者（政治家）である間に政党から受けた政治活動に関する寄附を、その資金管理団体に対してする寄附（特定寄附）については、総枠、個別制限ともありません。

② 自己資金による寄附（特定寄附以外の寄附）

資金管理団体の届出をした公職の候補者（政治家）が、その資金管理団体に対してする自己資金による寄附（特定寄附以外の寄附）については、総枠制限は適用されますが、個別制限はありません。

③ 選挙前一定期間の寄附の禁止

10ページ 4（3）参照

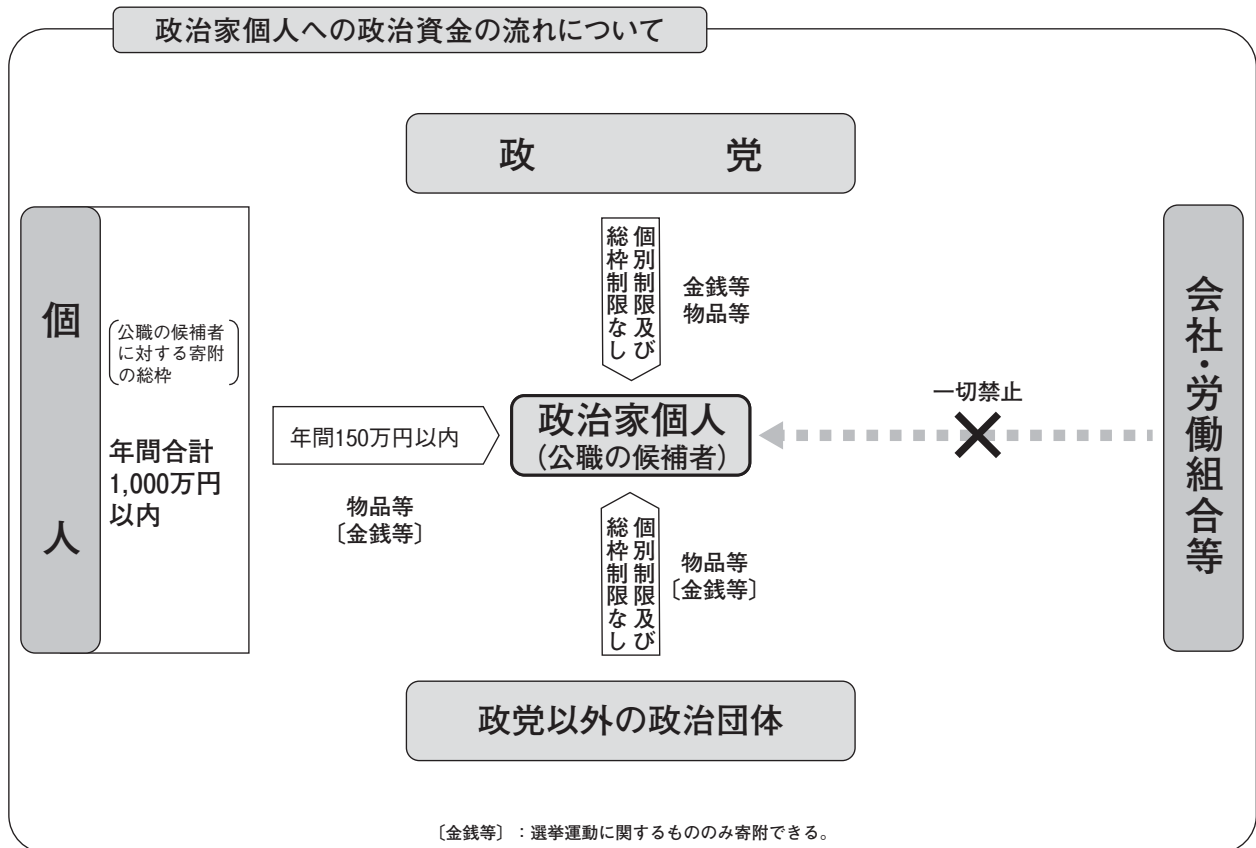
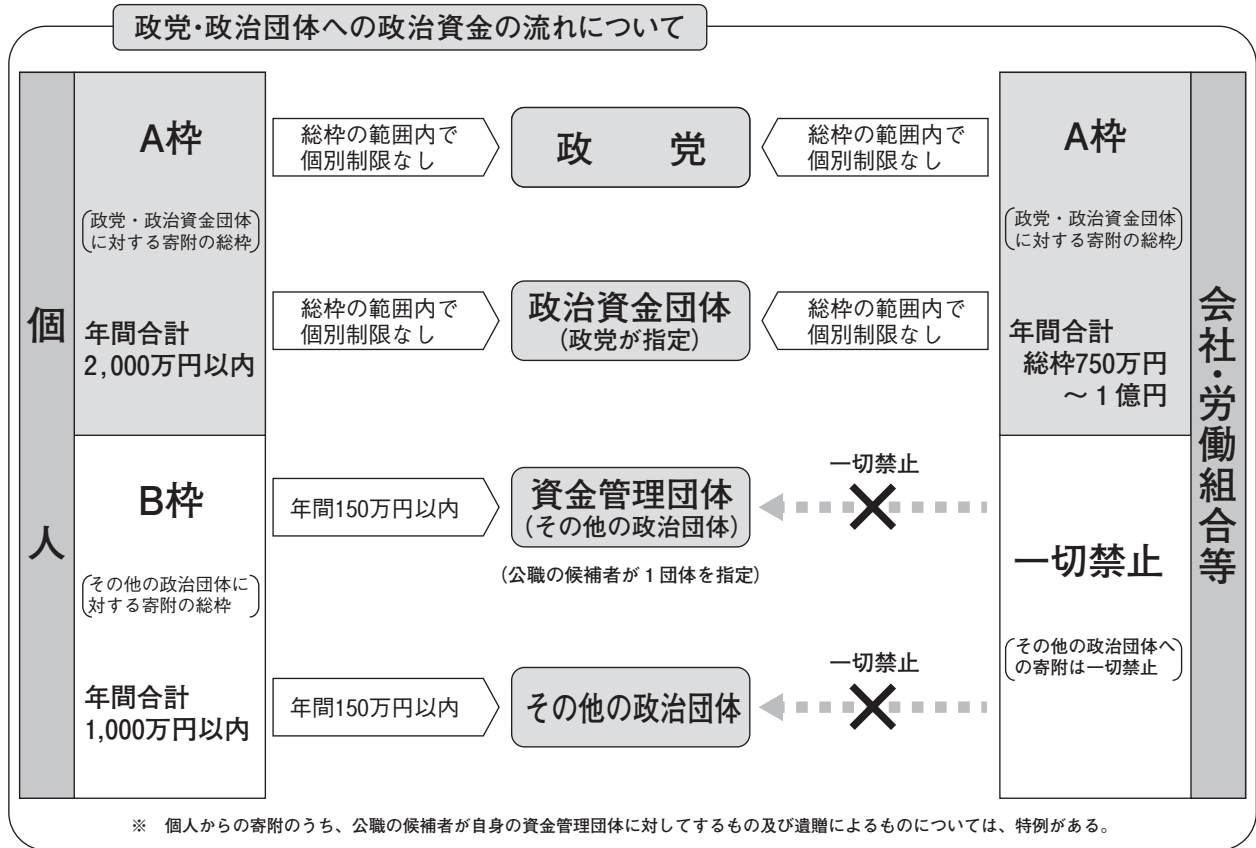
* 2 19ページ 会社・労働組合等の寄附の総枠制限一覧参照。

(注1) 遺贈による寄附については、量的制限はありません。

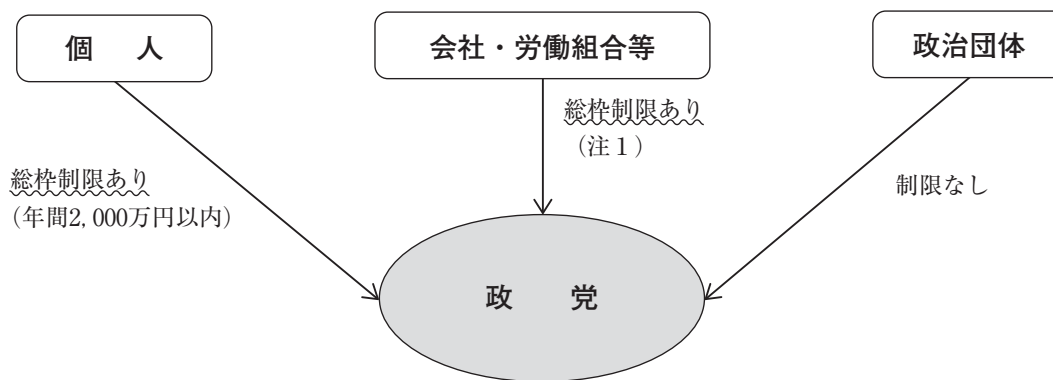
(注2) 寄附者（個人）は、受領者の区分に応じたそれぞれの総枠制限（①政党及び政治資金団体の全てを通じて年間2,000万円以内 ②公職の候補者及びその他の政治団体の全てを通じて1,000万円以内）を守ることが必要であり、たとえ一方の限度額に余裕があっても、他方に対し、その余裕分を流用して寄附することはできません。

(注3) 個人が政治団体の構成員となって負担する党費又は会費は、寄附として扱われないため寄附の限度額には算入されませんが、会社その他の法人又は団体が政治団体の構成員として負担する党費又は会費は寄附とみなされますので（規正法5条②）、寄附の限度額に算入されます。

(参考) 寄附の流れについて



事例1 政党・政治資金団体に対する寄附



※ 個別制限（1つの政党への寄附の上限）はありません。

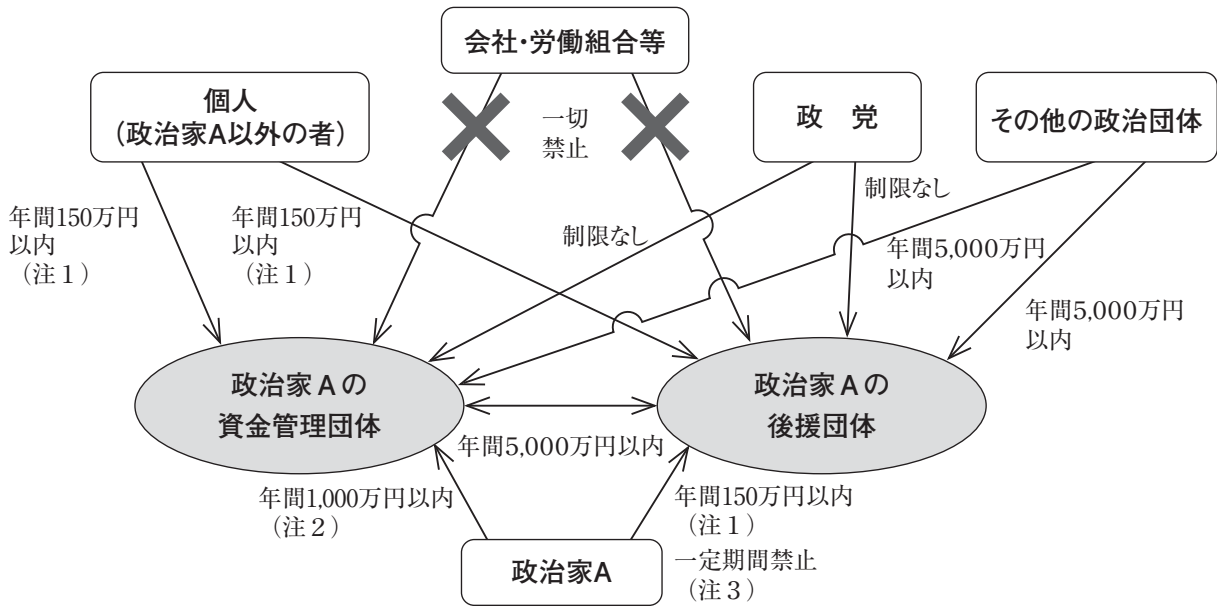
（注1）資本金・構成員数等に応じ総枠750万円～1億円の限度額があります（下表参照）。

（注2）21ページの「寄附の質的制限」の対象である場合は、該当する寄附が禁止されます。

（会社・労働組合等の寄附の総枠制限一覧）

会 社 (資本金又は出資の金額)	労働組合又は職員団体 (組合員又は構成員の数)	会社、労働組合又は職員団体 以外の団体（任意団体） (前年における年間の経費の額)	政党・政治資金 団体に対する 寄附の限度額
10億円未満	5万人未満	2千万円未満	750万円
10億円以上～ 50億円未満	5万人以上～ 10万人未満	2千万円以上 ～6千万円未満	1,500万円
50億円以上～ 100億円未満	10万人以上～ 15万人未満	6千万円以上 ～8千万円未満	3,000万円
100億円以上～ 150億円未満	15万人以上～ 20万人未満	8千万円以上 ～1億円未満	3,500万円
150億円以上～ 200億円未満	20万人以上～ 25万人未満	1億円以上 ～1億2千万円未満	4,000万円
200億円以上～ 250億円未満	25万人以上～ 30万人未満	1億2千万円以上～1億4千万円未満	4,500万円
250億円以上～ 300億円未満	30万人以上～ 35万人未満	1億4千万円以上～1億6千万円未満	5,000万円
300億円以上～ 350億円未満	35万人以上～ 40万人未満	1億6千万円以上～1億8千万円未満	5,500万円
350億円以上～ 400億円未満	40万人以上～ 45万人未満	1億8千万円以上～2億円未満	6,000万円
400億円以上～ 450億円未満	45万人以上～ 50万人未満	2億円以上 ～2億2千万円未満	6,300万円
450億円以上～ 500億円未満	50万人以上～ 55万人未満	2億2千万円以上～2億4千万円未満	6,600万円
500億円以上～ 550億円未満	55万人以上～ 60万人未満	2億4千万円以上～2億6千万円未満	6,900万円
550億円以上～ 600億円未満	60万人以上～ 65万人未満	2億6千万円以上～2億8千万円未満	7,200万円
600億円以上～ 650億円未満	65万人以上～ 70万人未満	2億8千万円以上～3億円未満	7,500万円
650億円以上～ 700億円未満	70万人以上～ 75万人未満	3億円以上 ～3億2千万円未満	7,800万円
700億円以上～ 750億円未満	75万人以上～ 80万人未満	3億2千万円以上～3億4千万円未満	8,100万円
750億円以上～ 800億円未満	80万人以上～ 85万人未満	3億4千万円以上～3億6千万円未満	8,400万円
800億円以上～ 850億円未満	85万人以上～ 90万人未満	3億6千万円以上～3億8千万円未満	8,700万円
850億円以上～ 900億円未満	90万人以上～ 95万人未満	3億8千万円以上～4億円未満	9,000万円
900億円以上～ 950億円未満	95万人以上～100万人未満	4億円以上 ～4億2千万円未満	9,300万円
950億円以上～1000億円未満	100万人以上～105万人未満	4億2千万円以上～4億4千万円未満	9,600万円
1000億円以上～1050億円未満	105万人以上～110万人未満	4億4千万円以上～4億6千万円未満	9,900万円
1,050億円以上	110万人以上	4億6千万円以上	1億円

事例2 その他の政治団体（政党・政治資金団体を除きます。）に対する寄附



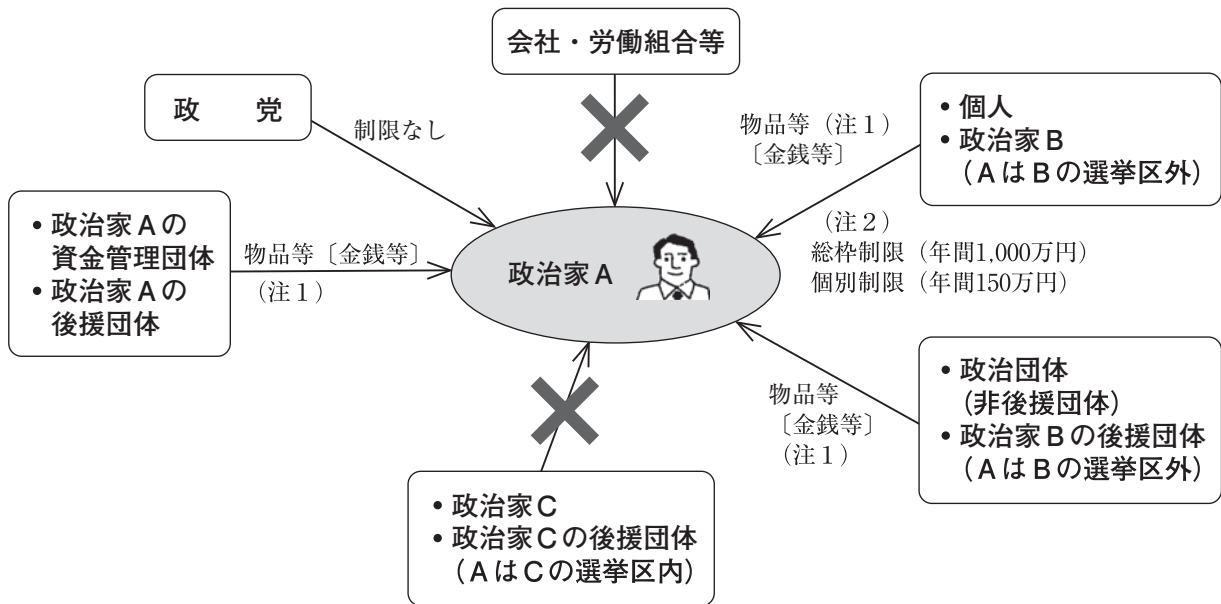
(注1) 21ページの「寄附の質的制限」の対象である場合は、該当する寄附が禁止されます。また、寄附の総枠制限（年間1,000万円）があります。

(注2) 年間1,000万円の総枠制限はありますが、個別制限及び期間の制限はありません。

なお、特定寄附（17ページ参照）については、寄附の量的制限（総枠制限、個別制限）は一切ありません。

(注3) 一定期間とは、任期満了による選挙の場合は、任期満了の日前90日に当たる日から当該選挙期日までの間をいいます（公選法199条の5④）。

事例3 政治家に対する寄附



(注1) 物品等〔金銭等〕と記載された事例では、選挙運動に関するものを除き、金銭や有価証券による寄附をすることが禁止されています。選挙運動に関する場合であれば、金銭等による寄附をすることもできます。

(注2) 21ページの「寄附の質的制限」の対象である場合は、該当する寄附が禁止されます。

(4) 寄附の質的制限

寄附の質的制限とは、寄附者側の立場やその性質等に着目し、量的制限のように一定限度額までは認められるというのではなく、該当する場合には、寄附自体を禁止しようとするものです。

なお、前述したとおり、会社等が行う政治活動に関する寄附は、政党及び政治資金団体に対してする場合を除き全て禁止されていますが、質的制限の規制対象となっている会社等については、政党及び政治資金団体に対する寄附であっても該当する寄附を禁止されることとなります。

質的制限の内容は次のとおりです（規正法22条の3～6）。

(寄附の質的制限の概要)

禁止される者又は禁止される行為	禁止期間	禁止の内容
1 政治資金規正法による制限		
①国から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの及び政党助成法による政党交付金を除く。以下③において同じ。）の交付の決定を受けた会社その他の法人（規正法22条の3①）	給付金の交付決定の通知を受けた日から1年を経過する日までの間	政治活動に関する一切の寄附 (例外) 〔 地方公共団体の議会の議員若しくは長に係る公職の候補者及びこれらの者の資金管理団体又は後援団体に対する政治活動に関する寄附は禁止されない。(規正法22条の3③) 〕
②国から資本金、基本金等の出資又は拠出を受けている会社その他の法人（規正法22条の3②）	出資等を受けている間	
③地方公共団体から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金の交付の決定を受けた会社その他の法人（規正法22条の3④）	給付金の交付決定の通知を受けた日から1年を経過する日までの間	当該地方公共団体の議会の議員若しくは長に係る公職の候補者及びこれらの者を推薦、支持若しくは反対する政治団体に対する政治活動に関する寄附
④地方公共団体から資本金、基本金等の出資又は拠出を受けている会社その他の法人（規正法22条の3④）	出資等を受けている間	
⑤3事業年度以上にわたり継続して欠損を生じている会社（規正法22条の4）	欠損がうめられるまでの間	政治活動に関する一切の寄附 (例外) 〔 匿名寄附のうち、街頭又は一般に公開される演説会、集会の会場において、政党又は政治資金団体に対してする一件当たりの金額が千円以下の寄附は禁止されない（規正法22条の6②）。 〕
⑥外国人、外国法人又はその主たる構成員が外国人若しくは外国法人である団体等からの寄附受領（主たる構成員が外国人又は外国法人である日本法人のうち上場会社であってその発行する株式が証券取引所において5年以上継続して上場されている者からの寄附を除く。）（規正法22条の5①）	時期を問わず	
⑦本人の名義以外の名義又は匿名による寄附（規正法22条の6①）		
2 公職選挙法による制限		
⑧国と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者である者（公選法199条①）	時期を問わず	衆議院議員及び参議院議員の選挙に関する一切の寄附
⑨国から利子補給金の交付が行われている金融機関等から融資（試験研究、調査又は災害復旧に係るものを除く。以下⑩において同じ。）を受けている会社その他の法人（公選法199条②）	利子補給金の交付の決定の通知を受けた日から当該利子補給金の交付の日から起算して1年を経過した日までの間	
⑩地方公共団体と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者である者（公選法199条①）	時期を問わず	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に関する一切の寄附
⑪地方公共団体から利子補給金の交付が行われている金融機関等から融資を受けている会社その他の法人（公選法199条②）	利子補給金の交付の決定の通知を受けた日から当該利子補給金の交付の日から起算して1年を経過した日までの間	

※⑥の（ ）書きの者が寄附をする場合は、⑥の（ ）書きに該当する旨を文書で、寄附を受ける者に通知しなければなりません（規正法22条の5②）。

(5) その他の公正な流れを担保するための措置

政治活動に関する寄附は、寄附者の政治活動の一環としてその自発的意思に基づいて行われるべきであり、不当にその意思を拘束し、寄附を強制することは寄附者の政治的自由の侵害となるため、また、政治資金団体に係る寄附について、その透明度の向上を図るため、次の規制があります（規正法22条の6の2、22条の7、22条の9）。

- ① 威迫等により寄附者の意思を不当に拘束するような方法による寄附のあっせんの禁止
- ② 寄附者の意思に反するチェック・オフによる寄附のあっせんの禁止
- ③ 公務員の地位利用による関与等の禁止
- ④ 政治資金団体に係る寄附の口座振込みの義務付け

Ⅳ 政治資金パーティーに関する規制

政治資金パーティーとは、対価を徴収して行われる催物で、当該催物の対価に係る収入の金額から当該催物に要する経費の金額を差し引いた残額を当該催物を開催した者又はその者以外の者の政治活動（選挙運動を含む。これらの者が政治団体である場合には、その活動）に関し支出することとされているものをいいます。その実施については、次のような規制があります。

1 政治資金パーティーは誰でも開催できますか（規正法8条の2・18条の2）

政治資金パーティーは、原則として政治団体によって開催されるようにしなければならないこととされています。

政治団体以外の者が*特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーを開催しようとする場合には、その者は、当該政治資金パーティーを開催しようとする時から政治団体とみなされ、届出義務、会計帳簿への記載義務、収支報告書の提出義務が課されることとなります。

*特定パーティー：政治資金パーティーのうち当該政治資金パーティーの対価に係る収入の金額が1,000万円以上であるもの

2 政治資金パーティーにはどのような規制がありますか（規正法22条の8）

政治資金パーティーの対価の支払は、債務の履行として支払われるものであり、原則として政治活動に関する寄附に該当しませんが、その適正化を図るために次のような量的制限や遵守事項等があります。

(1) 量的制限（個別制限）

1回の政治資金パーティーにつき同一の者からの対価の支払は、150万円以内に制限されており、また、政治資金パーティーの開催者は、この制限を超える対価の支払を受けてはなりません。

(2) 支払者に対する告知義務

政治資金パーティーを開催する者は、その対価の支払を受けようとするときは、対価を支払う者に対し、その対価の支払が政治資金パーティーの対価の支払である旨を あらかじめ書面で告知 しなければなりません。

書面に記載する文言は、「この催物は、政治資金規正法第8条の2に規定する政治資金パーティーです。」と定められています（規正法施行規則39条）。

(3) 禁止事項

「Ⅲ 寄附に関する制限」の「2（5）その他の公正な流れを担保するための措置」にある規制（④を除く。）は政治資金パーティーの対価の支払についても適用されます。

3 政治資金パーティーの収支はどのような手続が必要ですか（規正法9条・12条）

政治資金パーティーの対価に係る収入についての政治団体の会計帳簿、収支報告書への記載は次のような取扱いとなります。

(1) 会計帳簿への記載

政治資金パーティーの対価に係る収入については、政治団体の会計帳簿に、政治資金パーティーごとに、次の項目を記載します。

- ①その名称、開催年月日、開催場所及び対価に係る収入の金額
- ②対価の支払をした者の氏名、住所及び職業（団体にあつてはその名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに当該対価の支払に係る収入の金額及び年月日

(2) 収支報告書への記載

特定パーティー又は特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーの対価に係る収入については、政治団体の収支報告書に、これらのパーティーごとに、次の項目を記載します。

- ①その名称、開催年月日、開催場所及び対価に係る収入の金額
- ②対価の支払をした者の数

また、一つの政治資金パーティー（特定パーティーか否かにかかわらず）の対価に係る収入のうち、同一の者からの政治資金パーティーの対価の支払で、その金額の合計額が20万円を超えるものについては、政治団体の収支報告書に、次の項目を記載します。

- ①当該対価の支払をした者の氏名、住所及び職業（団体の場合にあつてはその名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- ②当該対価の支払に係る収入の金額及び年月日

V 政治資金の運用規制

政治資金は民主政治の健全な発達を希求して抛出される国民の浄財であることから、政治資金の運用方法は安全かつ確実なものに限定されています（規正法8条の3）。

◎認められている運用方法

- ①金融機関への預金又は貯金
- ②国債、地方債、政府保証債又は銀行等が発行する債券の取得
- ③信託業務を営む銀行又は信託銀行への金銭信託で元本補填契約のあるもの

VI 収支報告書の提出

1 収支報告書の提出方法・添付資料を教えてください

政治資金の収支を国民の前に「ガラス張り」にするために、政治団体の会計責任者は、会計帳簿を備え付けるとともに、1件5万円以上（国会議員関係政治団体にあつては1円以上）の全ての支出について、領収書を徴収し、収支報告書の要旨の公表の日から3年間保管しなければなりません（規正法9条、11条、12条、16条、19条の9）。

そして毎年の12月31日現在で、その年の全ての収支に関する報告書を、翌年1月1日から3月31日まで（国会議員関係政治団体にあつては、あらかじめ収支報告書、会計帳簿、領収書等について登録政治資金監査人による政治資金監査を受けたうえで、5月31日まで）に提出しなければなりません（規正法12条、19条の10、19条の13）。

なお、2年連続して収支報告書を提出しなかった場合は、規正法17条2項の適用を受け、実質的に政治活動ができなくなりますので注意してください。

また、公職の候補者（政治家）の選挙運動に関する収支は、公職選挙法に基づく「選挙運動費用収支報告書」により報告するものであり、政治団体の収支とは別ですので、二重計上しないように注意しなければなりません。

（注）政治団体の下部組織

政治団体の支部（9ページ参照）に該当しない下部組織（会計上独立していないもの及び単なる連絡事務的なものなど）の行った収入・支出は上部組織が行ったものとなりますので、収支報告書は上部組織において、下部組織の行った収入・支出分を含めて報告することになります。

(1) 収支報告書（別記記載例（15）54ページから86ページ）

様式については、総務省の「政治資金関係申請・届出オンラインシステム」のホームページに「収支報告書を作成するソフトウェア」が掲載されていますので、ダウンロードの上、御活用ください。

■総務省「政治資金関係申請・届出オンラインシステム」ホームページ

<https://kyoudou.soumu.go.jp/>

政治資金 オンライン 検索

(2) 添付書類

①以下の支出に係る領収書等の写し

ア 国会議員関係政治団体 人件費以外の経費で、1件1万円超の支出

イ 国会議員関係政治団体以外の資金管理団体 人件費以外の経費で、1件5万円以上の支出

ウ ア、イ以外の政治団体 政治活動費で、1件5万円以上の支出

このうち領収書等を徴しがたい事情があり、領収書等の写しを提出できないものがある場合は、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」（別記記載例（16）85ページ）に記入し併せて提出してください。

金融機関への振込明細書の写しを提出する場合は、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」に代えて「振込明細書に係る支出目的書」（別記記載例（17）85ページ）に記入して提出することができます。

※ 支出目的書については、振込明細書に支出の目的が記載されているとき（会計責任者による記入も可）は、提出は不要です。

②政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体のみ）

国会議員関係政治団体が、収支報告書を提出する際は、あらかじめ、収支報告書、会計帳簿、領収書等について、政治資金適正化委員会が行う研修を修了した登録政治資金監査人（注）による政治資金監査を受けなければなりません（規正法19条の13）。

（注）弁護士、公認会計士又は税理士は、総務省の政治資金適正化委員会に備える名簿への登録を受けて、登録政治資金監査人になることができます。

(3) 提出部数

(県内団体) 収支報告書 2部(領収書等の写しは1部)

(全国団体) 収支報告書 3部(領収書等の写しは1部)

*提出された収支報告書のうち1部は、受付後控えとしてお返しします。

収支報告書の公開(規正法20条①、20条の2②)

政治団体が毎年行う収支報告書は、県報(官報)への要旨の告示等により、国民の前に公表されます。また、公表されてから3年間、誰でも、その正本の閲覧及び写しの交付を請求することができます。

※ 埼玉県では、平成22年分から、埼玉県所管の政治団体の収支報告書を県選挙管理委員会ホームページ上でそのまま公開しています。

2 国会議員関係政治団体の収支報告について、注意事項はありますか

国会議員関係政治団体の収支報告書は、次のとおり行う必要があります(規正法11条、12条、16条、19条の9、19条の10、19条の11、19条の14)。

ア 全ての支出について領収書等を徴収し、収支報告書の要旨公表の日から3年間保存しなければなりません。

領収書等を徴し難い事情があったときは、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」(振込明細書があるときは「振込明細書に係る支出目的書」でも可)を作成・保存しなければなりません。

イ 収支報告書には、人件費以外の経費で1件1万円超の支出に関し、明細(支出を受けた者の氏名・住所、支出の目的、金額、年月日など)を記載しなければなりません。

ウ 収支報告書を提出する際は、①人件費以外の経費で1件1万円超の支出に係る領収書等の写し、②政治資金監査報告書を併せて提出しなければなりません。

エ 収支報告書の提出期限は、原則として5月31日となります。

3 国会議員関係政治団体の少額領収書等の写しの開示制度について教えてください

国会議員関係政治団体については、収支報告書の要旨公表の日から3年間、人件費以外の経費で1件1万円以下の支出に係る領収書等の写し(少額領収書等の写し)について、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に開示請求することができます(規正法19条の16)。

【少額領収書等の写しの開示の流れ】

① 開示請求する者は、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に対し、開示請求書を提出します。

② 開示請求を受けた総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、開示請求があった日から10日以内に、当該団体の会計責任者に対し、少額領収書等の写しの提出を命令します。

③ 当該団体の会計責任者は、提出命令があった日から原則20日以内に、少額領収書等の写しを総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に提出しなければなりません。

※ 既に同一の写しを提出しているときや、1件1万円以下の支出がないときは、その旨を通知すれば足ります。

また、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、提出期限の延長を求めることができます。

④ 総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、少額領収書等の写しの提出があった日から原則30日以内に開示決定し、閲覧又は写しの交付の方法により開示します。

⑤ 提出命令に違反して少額領収書等の写しを提出しないときは、その国会議員関係政治団体の名称・主たる事務所の所在地が公表されます。

Ⅶ 政治資金関係申請・届出オンラインシステム

政治資金規正法に基づく各種の届出や収支報告を、インターネットから原則24時間365日どこからでも行えるシステムです。ご利用いただくには、総務省「政治資金関係申請・届出オンラインシステム」ホームページ

<https://kyoudou.soumu.go.jp/> 政治資金 オンライン 検索

の案内に沿って、事前に利用申請を行う必要があります。

なお、国会議員関係政治団体は、政治資金収支報告書のオンライン提出の努力義務規定があります（規正法 19 条の 15）。

(1) 政治資金関係申請・届出オンラインシステムを利用することの主なメリット

- ① 平日でも休日でも、24 時間 365 日提出が可能となる。
- ② 窓口に行く必要がなくなり、移動時間や待ち時間がなくなる。
- ③ 窓口までの交通費、用紙代及び印刷代が不要となる。

(2) 利用申請の手続

政治資金関係申請・届出オンラインシステムを利用するためには、ID・パスワードの申請が必要となります。

申請方法には、インターネットを利用した電子申請【公的個人認証方式】（マイナンバーカード及びICカードリーダーライターが必要です。）と、申請書による申請【ID・パスワード方式】（別記記載例(18) 96 ページ）があります。

なお、申請方法、申込者区分（代表者、会計責任者）に応じて、ご利用できる手続が異なりますのでご注意ください。

【申請の違いによる手続の制限】

手続	公的個人認証方式		ID・パスワード方式	
	代表者	会計責任者	代表者	会計責任者
政治団体設立届	○			
政治資金団体指定届	○		○	
政治資金団体指定取消届	○		○	
届出事項等の異動届	○		○	
政治団体解散届	○*1	○*1		
政治団体支部解散届	○*2		○*2	
資金管理団体指定届	○		○	
資金管理団体届出事項の異動届	○		○	
資金管理団体指定取消届	○		○	
資金管理団体でなくなった旨の届	○		○	
収支報告書	定期分		○	○
	解散分	○*1	○*1	

*1 代表者、会計責任者による連名での電子署名が必要となります。

*2 政治団体の本部は、支部が解散したときは支部の代表者および会計責任者であった者に代わって、支部が解散した旨およびその年月日を届け出ることができます。

VIII 罰則

政治資金規正法には、規正が正しく履行されるように担保として罰則が規定されています。違反事項によっては公民権（公選法に規定する選挙権及び被選挙権）が停止されます（規正法28条）。主な罰則は次のとおりです。

1 政治資金規正法の罰則一覧

違反事項	罰則	適用条文
届出前の寄附の受領・支出の禁止違反（8条違反）	5年以下の禁錮又は100万円以下の罰金	23条
会計帳簿の備付け及び記載義務違反、虚偽記載（9条、18条、19条の4違反）	3年以下の禁錮又は50万円以下の罰金	24条
明細書の提出及び記載義務違反、虚偽記載（10条違反）		
領収書等の徴収義務違反、虚偽記載（11条違反）		
会計帳簿等の保存義務違反、虚偽記載（16条違反）		
事務引継義務違反（15条違反）		
選挙管理委員会に対する説明拒否、虚偽説明、訂正拒否、虚偽訂正（31条関係）	5年以下の禁錮又は100万円以下の罰金	25条
収支報告書等の記載及び提出義務違反、虚偽記載（12条、17条、18条、19条の5、19条の14違反）		
会計責任者の選任監督義務違反（25条違反）	50万円以下の罰金	
寄附の量的制限違反（21条、21条の2、21条の3、22条、22条の2違反）	1年以下の禁錮又は50万円以下の罰金	26条
寄附の質的制限違反（22条の3、22条の5、22条の6違反）	3年以下の禁錮又は50万円以下の罰金	26条の2
匿名等の寄附又は政治資金パーティーの対価の匿名等の支払禁止違反（22条の6、22条の8違反）		
赤字会社の寄附禁止違反（22条の4違反）	50万円以下の罰金	26条の3
政治資金パーティーの対価の支払の量的制限違反、告知義務違反（22条の8違反）		
寄附又は政治資金パーティーの対価の支払のあっせん制限違反（22条の7違反）	6月以下の禁錮又は30万円以下の罰金	26条の4
寄附又は政治資金パーティーの対価の支払への公務員の関与制限違反（22条の9違反）		
寄附又は政治資金パーティーの対価の支払のあっせんに係るチェック・オフの禁止違反（22条の7、22条の8違反）	20万円以下の罰金	26条の5
政治資金監査報告書の虚偽記載（19条の13違反）	30万円以下の罰金	26条の6
登録政治資金監査人等の秘密保持義務違反（19条の28違反）	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金	26条の7

（注1）「寄附の量的制限違反」、「寄附の質的制限違反」、「匿名による寄附又は政治資金パーティーの対価の支払違反」、「赤字会社の寄附違反」は寄附者のみならず受領者も罰則対象となります。

（注2）寄附の量的、質的制限等違反による寄附に係る財産上の利益については、没収又は追徴されます（規正法28条の2）。

2 政治資金規正法に定める罪を犯した者の選挙権及び被選挙権の停止（規正法28条）

禁錮刑に処せられた者	裁判が確定した日から刑の執行を終わるまでの間及びその後5年間
罰金刑に処せられた者	裁判が確定した日から5年間
禁錮又は罰金刑の執行猶予の言い渡しを受けた者	裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間
禁錮刑に処せられ、刑の執行の免除を受けた者	刑の時効による場合を除いて、裁判が確定した日からその免除を受けるまでの間及びその後5年間
禁錮刑に処せられ、大赦もしくは特赦又は刑の時効により刑の執行を受けることがなくなった者は、裁判が確定した日からそれまでの間	

(注) 規正法違反により公民権を停止される場合においては、あわせて選挙運動も禁止されます（公選法137条の3）。

IX 政治資金と税

1 政治団体に対する税金の扱いはどのようになりますか

政治団体は「政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律」（以下「法人格付与法」という。）により法人格を取得している政党等を除き、一般的に法人格を有しておらず、法律上「人格なき社団」として取り扱われます。

政治団体の寄附収入と機関紙誌の発行等の事業収入に対する課税については次のとおりです。

(1) 寄附収入に対する課税

法人税及び贈与税は課税されません。

ア 法人税

「人格なき社団」は法人税法上、法人とみなされますが（法人税法3条）、収益事業から生じた所得以外の所得については法人税が課税されません（同法6条）。

また、法人格を有する政党等も同様です（法人格付与法13条）。

イ 贈与税

「人格なき社団」は相続税法上、個人とみなされ（相続税法66条）、個人からの寄附収入については贈与税の対象となりますが、公益を目的とする事業を行う者が贈与により取得した財産で当該公益を目的とする事業の用に供することが確実なものについては非課税の措置がとられており（同法21条の3）、政治団体が受けた政治活動に関する寄附は、一般的にはこれに該当するものとして、非課税とされます。

また、法人格を有する政党等については、もともと法人は贈与税の納税義務者となっておりませんので（同法1条の4）、贈与税は課税されません。

(2) 事業収入に対する課税

収益事業による所得については、法人税が課税されます。

購読料等対価を得て機関紙誌を発行する場合は、消費税が課税されます。

ア 法人税

政治団体が各種事業を行い収入を得る場合、収益事業による所得に対してのみ法人税が課税されます（法人税法6条、法人格付与法13条）。収益事業とは、販売業、製造業その他政令で定める事業で、事業場を設けて継続して営まれるものとされており（法人税法2条）、これに該当する事業を政治団体が行っていけば課税されることとなります。

なお、パーティー開催事業は、一般に収益事業に当たらないものと解されています。

イ 消費税

消費税は事業者が対価を得て行う資産の譲渡等に課税されるものです（消費税法4条）。

「人格なき社団」は消費税法上、法人とみなされ（同法2条、3条）、法人格を有する政党等とともにこの事業者に該当しますので、政治団体が購読料等の対価を得て機関紙誌を発行する場合には、消費税が課税されます。

2 公職の候補者（政治家）個人が受けた寄附は課税されますか

公職の候補者（政治家）個人が政治活動に関して受けた政治資金については、雑所得になり、他の所得と合算して課税対象になります。この場合、政治活動のために消費した費用は、課税対象外となりますので控除します。

（政治資金に係る収入）－（政治活動の費用）＝雑所得

雑所得として他の所得と合算して課税されます。

ただし、政治活動に要した費用の方が、政治資金として受けた収入より多いとき（赤字分）は、他の種類の所得の黒字と損益通算ができません。

なお、選挙運動に関して受けた収入で、公選法189条の規定に基づく収支報告がされているものについては、課税されません（所得税法9条、相続税法21条の3）。

3 法人が政治献金をした場合、税金の扱いはどうなりますか

法人が政党及び政治資金団体に対し、その政治活動に関し寄附を行った場合、法人税法においては通常の寄附金として取り扱われ、他の寄附金と合算して寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入の対象となるだけで（法人税法37条）、税制上、特段の優遇措置はとられていません。

〈損金算入限度額〉

$$\left(\text{資本金等の金額} \times \frac{\text{事業年度の月数}}{12} \times \frac{2.5}{1000} + \text{所得} \times \frac{2.5}{100} \right) \times \frac{1}{4}$$

4 個人が政治献金をしたときに、課税上の優遇措置が受けられると聞きましたが、どのような手続が必要ですか

第5次選挙制度審議会において、「政治資金は、個人献金と党費によりまかなわれることが本来の姿である。」との指摘がなされ、その実現に向けて、個人献金を奨励する目的から、個人献金に対して一定の要件の下に税の優遇措置が設けられました（租税特別措置法41条の18）。

優遇措置が受けられるのは「個人がする政治活動に関する寄附」に限られ、政治団体の規約等で定められている党費・会費や政治資金パーティー等の事業の会費のような「債務の履行としてされるもの」は対象になりません。

(1) 適用対象

ア 次の政治団体に対する政治活動に関する寄附

政治団体の種類	備考
政党又は政治資金団体	
政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し又は反対することを本来の目的とする団体で国会議員が主宰し、又は主要な構成員が国会議員である政治団体	「所属国会議員氏名届」の提出が必要
政治上の主義又は施策を研究する目的を有する団体で、国会議員が主宰し、又は主要な構成員が国会議員である、いわゆるみなし政治団体（政策研究団体）	
現職の都道府県の議会議員及び知事、指定都市の議会議員及び長を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体	「被推薦書」の届出が必要
都道府県の議会議員及び知事、指定都市の議会議員及び長の選挙の候補者又は候補者となろうとする者を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体 (推薦又は支持する者が立候補した日の属する年とその前年の2年間に限られます。ただし、公職の種類の異動により、対象団体になった場合は異動の日以降の寄附に限ります。)	
国会議員関係政治団体（2号団体） (推薦又は支持する者が候補者又は候補者となろうとする者である場合、立候補した日の属する年とその前年の2年間に限られます。ただし、公職の種類の異動により対象団体となった場合は、異動の日以降の寄附に限ります。)	「国会議員関係政治団体に該当する旨の通知」の提出が必要

イ 国会議員（衆議院比例代表選出議員を除く。）、都道府県の議会議員及び知事、指定都市の議会議員及び長の選挙における候補者の選挙運動に関する寄附

ア及びイの要件を満たす寄附であっても、法の規定に違反するもの（量的制限や質的制限に違反する寄附等）や、寄附者に特別な利益が及ぶと認められるもの（例えば、議員が自己の資金管理団体や後援会に寄附する場合、議員がお互いに相手方の後援会に寄附し合う場合などが考えられます。）は除外されます。

(2) 優遇措置の内容

前記（1）の適用対象となる寄附については、所得税法に規定される特定寄附金とみなされ、「寄附金控除」の対象となります。

(注) 特定寄附金とは、国や地方公共団体に対してする寄附や公益法人に対する寄附で財務大臣が指定した寄附等をいい、個人が拠出する政治献金で一定の要件に該当するものについても、この特定寄附金とみなされることがされています。

ア 政党及び政治資金団体以外の適用対象政治団体に対する個人献金の場合

寄附金控除を受けることができる金額は、特定寄附金の合計額（総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の40%を限度とします。）から2,000円を控除した金額で、これが所得税の計算の際に所得から控除されます（所得控除制度）。

〈所得控除制度〉

所得控除の額 = ①又は②のいずれか少ないほうの金額 - 2,000円

- ① 特定寄附金の支出額
- ② その年の総所得金額・退職所得金額及び山林所得金額の合計額の40%相当額

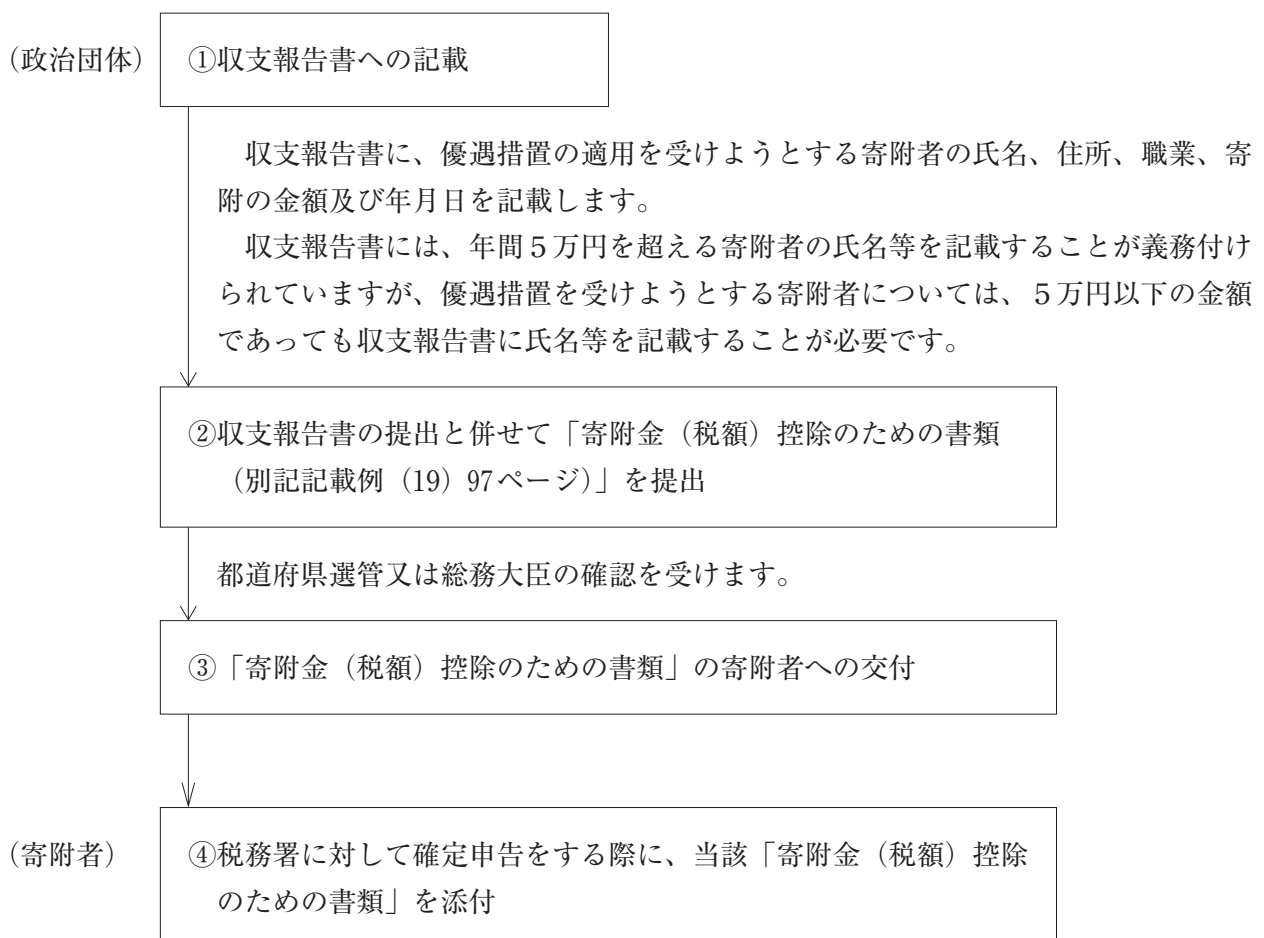
イ 政党及び政治資金団体に対する個人献金の場合

控除率30%の税額控除制度と所得控除制度との選択制とされています。

〈税額控除制度〉

税額控除額 = (その年の政党等に対する寄附金の合計額 - 2,000円) × 0.3

(3) 優遇措置を受けるための手続（政治団体に対する個人献金の場合）



X 政治活動の規制

1 立札・看板に貼付する証票を交付してもらうには、どのような手続が必要ですか

政治活動に使用する文書図画のうち、①公職の候補者等の政治活動のために使用される文書図画で当該公職の候補者等の氏名や氏名類推事項を表示するもの、②後援団体の政治活動のために使用される文書図画で当該後援団体の名称を表示するものについては、次のものを除き、掲示することが禁止されています（公選法143条⑯）。

なお、掲示ができるもののうち、(1)の立札・看板の類には、選挙管理委員会から交付を受けた証票を貼付しなければなりません。

また、選挙期間中は本規制とは別に政治活動に対する規制がありますので注意してください。

(1) 立札・看板の類

ア 掲示できるもの

政治活動のための事務所に掲示するものに限られ、枚数、規格等に次の制限があります（公選法143条⑯⑰）。

①枚数

選挙の種類別に定められた総枚数以内で、かつ1事務所ごとに2枚以内

②規格

縦150cm×横40cm以内（「足」の部分を含みます。）

③証票

選挙管理委員会から交付された証票を貼付しなければなりません。

イ 証票の交付申請

証票の交付申請は、公職の候補者等又は後援団体ごとに、選挙の種類に応じ下記の申請先に対し行います（県選管に対する後援団体の申請書は別記記載例（20）98ページ）。

この際、当該立札・看板を掲示する事務所の所在地と所在地ごとの掲示枚数を記載した書面を併せて提出してください。また、証票の交付の際には、受領者のサイン又は印をいただきます。

なお、市町村選挙管理委員会への申請方法は、各市町村選挙管理委員会へ確認してください。

(選挙の種類別の証票枚数及び交付申請先)

選挙の種類	証 票 枚 数		証票交付 申 請 先
	公職の候補者等	後 援 団 体	
衆議院議員(比例代表)	40枚 (1小選挙区で10枚以内)	60枚 (1小選挙区で15枚以内)	中央選管 (総務省)
衆議院議員(小選挙区)	10枚	15枚	県 選 管
参議院議員(比例代表)	全国で100枚 (一都道府県で26枚以内)	全国で150枚 (一都道府県で39枚以内)	中央選管 (総務省)
参議院議員(選挙区)	26枚	39枚	県 選 管
県 知 事	26枚	39枚	県 選 管
県 議 会 議 員	6枚	6枚	県 選 管
指 定 都 市 の 長	10枚	10枚	市 選 管
指定都市の議会議員	6枚	6枚	市 選 管
市長・市議会議員 (指定都市を除く)	6枚	6枚	市 選 管
町村長・町村議会議員	4枚	4枚	町村選管

(注) 立札・看板の類は、事務所ごとにその場所において掲示されるものであり、事務所の実体のない場所や自動車等に取り付けて掲示することはできません。

(2) ポスターの掲示

政治活動用ポスターのうち、ベニヤ板やプラスチック板などを用いて掲示するポスター（いわゆる裏打ちポスター）や事務所、連絡所又は後援団体の構成員であることを表示するためのポスターは掲示できません。

また、上記に当たらないポスターは選挙運動にわたらない限り掲示できますが、ポスター表面に掲示責任者及び印刷者の氏名（法人の場合は名称）及び住所を記載する必要があります（公選法143条⑱）。

なお、これらのポスターについても、選挙前の一定期間（任期満了による選挙にあっては、任期満了の日の6月前の日から当該選挙の期日までの間）は掲示できません（公選法143条⑳⑲）。

(3) 演説会等の開催中に掲示するもの

政治活動のための演説会、講演会及び研修会等の会場で、開催中に掲示される立札・看板・ポスター等は、選挙運動にわたらない限り掲示できます（規格及び枚数の制限もありません）。

XI 政治資金規正法の制定及び主要な改正の経緯

1 昭和23年の政治資金規正法の制定（昭和23年7月29日公布・施行）

腐敗行為防止法（米国）をもとに、政治資金の規正に関する一般法として制定

2 昭和50年の改正（昭和50年7月15日公布・昭和51年1月1日施行）

政治活動の公明と公正を図るため、政治資金の授受の規正、収支の公開の強化、個人の拠出する政治資金に対する課税上の優遇等、全条文にわたる抜本的な改正

- ① 政治活動に関する寄附の授受の制限
寄附の量的制限（総枠制限・個別制限）、寄附の質的制限、寄附のあっせん規制の設定
- ② 政治資金の収支の公開の強化
収支報告書の提出（3月以内）、記載事項等の改善・強化
- ③ 個人献金に係る課税上の優遇措置（所得控除）
- ④ 政治団体の届出等の改正
政治団体の届出制度（国・都道府県の2段階制）の改正、政治団体の名称等の公表制度の創設

3 昭和55年の改正（昭和55年12月8日公布・昭和56年4月1日施行）

政治家個人の政治資金の明朗化を図るため、政治家個人の政治資金について収支の報告を求めること等の改正

- ① 指定団体制度、保有金制度の創設
- ② 収支報告書の記載事項の簡素化（支出の明細1件当たり5万円に引上げ等）

4 平成4年の改正（平成4年12月16日公布・平成5年1月1日施行）

政治資金の収支の明確化と透明性の確保等のため、政治資金パーティー開催の適正化、政治資金の運用の規制等の改正

- ① 政治資金パーティー開催の適正化
政治資金パーティーの政治団体による開催、収支の明確化（特定パーティーに係る収入の報告等）、対価の支払者の氏名等の公開（100万円超）、対価の支払の収受の制限（150万円）等
- ② 政治資金の運用の規制（金融機関への預金等）
- ③ 政治団体が有する資産等の報告・公開
- ④ 匿名寄附禁止に係る特例の創設（政党匿名寄附）

5 平成6年の改正（平成6年11月25日公布・平成7年1月1日施行）

選挙制度の改革と軌を一にして、政党その他の政治団体及び公職の候補者の政治活動の公明と公正を確保するため、会社その他の団体の寄附の制限の強化等の改正

- ① 寄附に関する制限
会社・労働組合その他の団体の政党、政治資金団体、資金管理団体（年間50万円）以外への寄附の禁止、政治家個人への政治活動に関する寄附の禁止（政党を除く。）
- ② 公職の候補者に係る資金管理団体制度の創設（指定団体、保有金制度の廃止）
- ③ 寄附等の公開基準の改正（寄附：年間5万円超、政治資金パーティー：20万円超）

- ④ 政党要件の改正（所属国会議員5人以上、直近の国政選挙の得票数2%以上）
- ⑤ 政党に対する個人献金に係る課税上の優遇措置（税額控除・所得控除の選択制）

6 平成11年の改正（平成11年12月20日公布・平成12年1月1日施行）

会社・労働組合その他の団体の資金管理団体に対する寄附禁止の改正（3月31日までは適用除外）

7 平成17年の改正（平成17年11月2日公布・平成17年12月2日、平成18年1月1日施行）

政治団体の本部による支部の解散の届出、政治団体間における多額な寄附の制限等の改正

- ① 政治団体の本部による支部の解散の届出制度の創設（平成17年12月2日施行）
- ② 政党及び政治資金団体以外の政治団体間における寄附の制限（年間5,000万円）（平成18年1月1日施行）

8 平成18年の改正（平成18年12月20日公布・平成18年12月25日施行）

主たる構成員が外国人又は外国法人である上場会社からの寄附規制の撤廃等の改正

- ① 主たる構成員が外国人又は外国法人である上場会社からの寄附規制の撤廃等
- ② 金融機関への振込みに係る収支報告書の添付書面の簡素化（平成19年1月1日施行）

9 平成19年の改正（1）（平成19年7月6日公布・平成20年1月1日施行）

資金管理団体による不動産の取得等の制限等の改正

- ① 資金管理団体による不動産の取得等の制限等（平成19年8月6日施行）
- ② 資金管理団体に係る人件費以外の経常経費についての収支報告書への明細の記載及び領収書等の写しの添付の義務付け（1件5万円以上）

10 平成19年の改正（2）（平成19年12月28日公布・平成20年1月1日施行）

国会議員関係政治団体の支出に係る収支報告の適正の確保・透明性の向上のため、登録政治資金監査人による政治資金監査の義務付け、支出の明細の記載基準の引下げ、少額領収書等の公開等の改正

- ① 国会議員関係政治団体の届出等（平成20年10月1日施行）
- ② 登録政治資金監査人による政治資金監査
登録政治資金監査人による政治資金監査、政治資金監査報告書の提出（提出期限5月末まで）
- ③ 収支報告書への明細の記載等
全ての支出の領収書等の徴収、人件費以外の経常経費についての収支報告書への明細の記載及び領収書等の写しの添付の義務付け（1件1万円超）
- ④ 少額領収書等の写し（1件1万円以下）の開示制度（解散団体を除く。）
- ⑤ 収支報告書等の写しの交付制度

※ ②～⑤は平成21年1月1日以降適用

届出書類記載例

政治団体届出書類に関する注意事項

政治団体届出書類（政治団体の届出書類、政治資金収支報告書、政治活動用事務所証票関係届出書類）の提出に当たって、その真正性を確認するために一律に届出名義人の記名押印又は署名を求めていたところですが、政治資金規正法施行規則等の改正により、その義務付けが廃止されました。

以下の方法のうち、届出者等が自らにとって最も簡便な方法を選択し、届出等を行うことができます。なお、届出等書類の真正性を確認するため、届出等の方法によっては、本人確認書類等が必要となりますので御注意ください。

1 届出等の方法について

(1) 記名のみ（届出等の名義人本人の署名を除く。）

記名のみ（届出等の名義人本人の署名を除く。）で届け出る場合は、①届出等の名義人本人が届け出る場合と②代理人が届け出る場合でそれぞれ以下の書類を確認します。

①届出等の名義人本人が届け出る場合

届出等の名義人本人の本人確認書類

②代理人が届け出る場合

以下の2点を確認します。

- ・届出等の名義人からの委任状（以下「委任状」という。別記参考様式（1）39ページ）
- ・当該代理人の本人確認書類

(2) 届出等の名義人本人の署名

届出等の名義人本人の署名であれば、本人確認書類の提示等は不要です。

(3) その他

記名押印の場合も本人確認書類の提示等は不要です。

2 本人確認書類の例

マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど官公署が発行した免許証等のほか、住民票の写しや戸籍謄本・抄本など（例示の書類以外を本人確認書類として使用したい場合には、選挙管理委員会にお問い合わせください。）

政治団体届出書類代理人委任状

住 所 さいたま市大宮区桜木町5-0

氏 名 辛水 五郎

生 年 月 日 昭和60年1月1日

上記の者を代理人と定め、以下の事項を委任します。

収支報告書の提出

政治団体の届出書類の提出

政治団体設立届 届出事項等の異動届 政治団体解散届及び収支報告書

資金管理団体指定届 資金管理団体届出事項の異動届

資金管理団体指定取消届

資金管理団体でなくなった旨の届

政治活動用事務所証票関係届出書類の提出

証票交付申請 (個人 団体)

届出事項 (証票) の異動届 (個人 団体)

証票返納届出書 (個人 団体)

証票再交付申請書 (個人 団体)

令和〇年 2 月 1 日

届出名義人の住所 さいたま市浦和区高砂〇-1-1

届出名義人の氏名 **乙山次郎**

※ 届出名義人の氏名は記名押印若しくは署名(自署)が必要です

(2) 政治団体設立届 (政党の支部の例)

※「コード」「入力」欄は、記入しないでください。

(政党の支部の例)

コード								入力
-----	--	--	--	--	--	--	--	----

政治団体設立届

(宛先) **県選管に提出する日(組織年月日から7日以内)を記載すること。** 令和〇年1月13日

総務大臣
埼玉県選挙管理委員会

政治団体の名称	彩の国党浦和支部
事務所の所在地	埼玉県 さいたま市浦和区高砂3-15-1
代表者の氏名	乙山 次郎

政治資金規正法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。
記

ふりがな	さいのくにとうさいたましぶ		政治団体の区分		
政治団体の名称	彩の国党さいたま支部 (本部:彩の国党)	<input type="checkbox"/> 政党 <input checked="" type="checkbox"/> 政党の支部 <input type="checkbox"/> 政治資金団体 (政党が指定) <input type="checkbox"/> 政治資金規正法18条の2第1項の規定による政治団体 <input type="checkbox"/> その他の政治団体 <input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部			
		国会議員関係政治団体の区分			
		<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体			
目的	別紙のとおり	組織年月日	令和〇年1月9日		
主たる事務所の所在地	(〒330-9301) 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1	電話	(048-830-2694)		
主たる活動区域	<input type="checkbox"/> 全国(2都道府県以上) ・ <input checked="" type="checkbox"/> 埼玉県(さいたま市)				
区分	氏名	住所・電話	生年月日	選任年月日	
ふりがな	おつやま じろう	〒330-0063 電話(048-830-〇〇〇〇)	大・ 昭 ・平	令和	
代表者	乙山 次郎	さいたま市浦和区高砂〇-1-1	50・2・28	〇・1・9	
ふりがな	へいやま ごろう	〒336-0091 電話(048-830-〇〇〇〇)	大・ 昭 ・平	令和	
会計責任者	丙山 五郎	さいたま市緑区三室〇〇〇-1	53・7・5	〇・1・9	
ふりがな	ていもと しろう	〒336-0911 電話(048-830-〇〇〇〇)	大・ 昭 ・平	令和	
会計責任者の職務代行者	丁本 四郎	さいたま市緑区三室〇〇〇〇-2	48・10・5	〇・1・9	
支部の有無	有・ 無	課税上の優遇措置の適用関係の有無	有 ・無		
政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	代表者である公職の候補者に係る公職の種類 <input checked="" type="checkbox"/> 衆議院議員(現職) <input type="checkbox"/> 衆議院議員(候補者等) <input type="checkbox"/> 参議院議員(現職) <input type="checkbox"/> 参議院議員(候補者等)				
政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	公職の候補者の氏名 (ふりがな)	公職の候補者に係る公職の種類			
		<input type="checkbox"/> 衆議院議員(現職) <input type="checkbox"/> 衆議院議員(候補者等) <input type="checkbox"/> 参議院議員(現職) <input type="checkbox"/> 参議院議員(候補者等)			

※事務処理欄 記入しないこと

記名・押印	本人の署名	記名のみ <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代理人(氏名:)				
		委任状	運転免許証	日本国旅券	マイナンバーカード	その他

(3) 政治団体設立届 (政党の支部以外の例)

※「コード」「入力」欄は、記入しないでください。

(政党の支部以外の例)

コード							入力
-----	--	--	--	--	--	--	----

政治団体設立届

(宛先) **県選管に提出する日(組織年月日から7日以内)を記載すること。** 令和〇年1月13日
 総務大臣
 埼玉県選挙管理委員会

政治団体の名称	甲野一郎を育てる会
事務所の所在地	埼玉県 さいたま市浦和高砂3-15-1
代表者の氏名	乙山 次郎

政治資金規正法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。
 記

ふりがな	このいちろうをそだてるかい		政治団体の区分	
政治団体の名称	甲野一郎を育てる会		<input type="checkbox"/> 政党 <input type="checkbox"/> 政党の支部 <input type="checkbox"/> 政治資金団体 (政党が指定) <input type="checkbox"/> 政治資金規正法18条の2第1項の規定による政治団体 <input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体 <input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部	
			国会議員関係政治団体の区分	
			<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 <input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
目的	別紙のとおり	組織年月日	令和〇年1月9日	
主たる事務所の所在地	(〒330-9301) 埼玉県さいたま市浦和高砂3-15-1	電話	(048-830-2694)	
主たる活動区域	<input type="checkbox"/> 全国(2都道府県以上) ・ <input checked="" type="checkbox"/> 埼玉県(さいたま市浦和区)			
区分	氏名	住所・電話	生年月日	選任年月日
ふりがな	おつやま じろう	〒330-0063 電話(048-830-〇〇〇〇)	大・ 昭 ・平	令和
代表者	乙山 次郎	さいたま市浦和高砂〇-1-1	50・2・28	〇・1・9
ふりがな	へいやま ごろう	〒336-0091 電話(048-830-〇〇〇〇)	大・ 昭 ・平	令和
会計責任者	丙山 五郎	さいたま市緑区三室〇〇〇-1	53・7・5	〇・1・9
ふりがな	ていもと しろう	〒336-0911 電話(048-830-〇〇〇〇)	大・ 昭 ・平	令和
会計責任者の職務代行者	丁本 四郎	さいたま市緑区三室〇〇〇〇-2	48・10・5	〇・1・9
支部の有無	有・ 無	課税上の優遇措置の適用関係の有無	有・ 無	
政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	代表者である公職の候補者に係る公職の種類 <input type="checkbox"/> 衆議院議員(現職) <input type="checkbox"/> 衆議院議員(候補者等) <input type="checkbox"/> 参議院議員(現職) <input type="checkbox"/> 参議院議員(候補者等)			
政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	公職の候補者の氏名(ふりがな) このいちろう 甲野 一郎	公職の候補者に係る公職の種類 <input type="checkbox"/> 衆議院議員(現職) <input checked="" type="checkbox"/> 衆議院議員(候補者等) <input type="checkbox"/> 参議院議員(現職) <input type="checkbox"/> 参議院議員(候補者等)		

※事務処理欄 記入しないこと

記名・押印	本人の署名	記名のみ <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代理人(氏名:)				
		委任状	運転免許証	日本国旅券	マイナンバーカード	その他

- (注意)
- 1 □にチェックを入れること。
 - 2 「代表者の氏名」欄は、①代表者本人による署名（自署）、②記名押印、③記名（代表者本人が届け出の場合は代表者の本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証等）の提示、代理人が届け出の場合は、代表者からの委任状及び代理人の本人確認書類の提示が必要）のいずれかの方法によって記載すること。
 - 3 組織日の翌日から起算し、7日以内に届け出ること。
 - 4 団体名称は、政党及び政治資金団体と類似しないこと。
 - 5 政治団体の支部にあっては、「名称」欄にその名称を記載するとともに、本部の名称を「(本部：○○)」の例により記載すること。
 - 6 「主たる事務所の所在地」は、「○○市○○町○-○-○、○号室(○○方)」「○○郡○○町○○○」まで記載すること。
 - 7 国会議員関係政治団体に係る欄は、国会議員関係政治団体に該当する場合のみ記入すること。
 - 8 会計責任者と会計責任者の職務代行者は、同一人が兼務することはできないので、それぞれ別の者を選任すること。
 - 9 「支部の有無」、「課税上の優遇措置の適用関係の有無」、「生年月日の年号」欄は、該当するものに○をすること。
 - 10 「課税上の優遇措置」とは、個人寄附に対する税制上の優遇措置のことである。
この優遇措置の対象となる団体（適格団体）は次のような団体に限られる。
 - ① 政党及び政党支部
 - ② 政治資金団体
 - ③ 現職の国会議員が主催する又は主な構成員である政治団体（国会議員氏名届を提出）
 - ④ 政策研究団体（国会議員氏名届を提出）
 - ⑤ 衆議院議員、参議院議員、都道府県の長及び議員、政令指定都市の長及び議員（候補者、候補者となろうとする者を含む）の後援会
(国会議員関係政治団体に該当する旨の通知又は被推薦書の提出が必要)
(注) 政令指定都市以外の市町村の長と議員の後援会は対象外である。
 - 11 提出部数 全国団体3部、県内団体2部。（1部は本人控え分として受領印を押し返却）
 - 12 添付書類
 - ①規約（全団体必須）
 - ②国会議員氏名届（現職の国会議員が主催する又は主要な構成員である政治団体と政策研究団体）
 - ③被推薦書
(都道府県又は政令指定都市の長・議員（候補者、候補者となろうとする者を含む）の後援会)
 - ④国会議員関係政治団体に該当する旨の通知
(政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体)
 - ⑤支部証明書・政党の状況等に関する届（政党支部）
 - 13 資金管理団体の指定も同時にする場合、「資金管理団体の指定届」も併せて提出すること。
 - 14 郵送等での提出はできないので、県選挙管理委員会に直接提出すること。

(4) 国会議員関係政治団体に該当する旨の通知

国会議員関係政治団体に該当する旨の通知

令和 ○年 1 月 13 日

政治団体の名称 甲野一郎を育てる会

代表者の氏名 乙山 次郎 様

記名押印するか又は署名する。署名は必ず本人の自署によること。

公職の種類 衆議院議員(候補者等)

氏 名 甲野 一郎 印 ←

住 所 さいたま市浦和区常盤9-30-1

貴団体は、私を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体として、政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体に令和○年1月9日から該当するため同法第6条第1項又は第7条第1項の規定による届出をする必要があるため、同法第19条の8第1項の規定により通知します。

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 「公職の種類」には、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあつては「衆議院議員(現職)」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員(候補者等)」の例により記載すること。
- 3 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 4 国会議員関係政治団体に該当することとなった年月日には、衆議院議員若しくは参議院議員に係る公職の候補者となった日又は政治団体から本来の目的として推薦し、若しくは支持されることとなった日のいずれか遅い日を記載すること。
- 5 公職の種類に異動があった場合には、「公職の種類」に異動後の公職の種類及び異動年月日を「衆議院議員(候補者等)(令和元年5月1日)から」の例により記載すること。

(5) 国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知

国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知

令和〇年10月28日

政治団体の名称 凸山凹男後援会
代表者の氏名 山川海子 様

記名押印するか又は署名する。署名は必ず本人の自署によること。

氏 名 凸山 凹男 ㊞ ←
住 所 さいたま市浦和区高砂3-15-1

私が、衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者でなくなったことにより、貴団体は、政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体に令和〇年10月25日から該当しなくなったため同法第7条第1項の規定による届出をする必要があるので、同法第19条の8第2項の規定により通知します。

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 この通知は、法第19条の8第1項の規定による通知をした者が行うこと。
- 3 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 4 国会議員関係政治団体に該当しなくなった年月日には、衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者でなくなった日を記載すること。

(6) 被推薦書

被 推 薦 書

令和 ○年 1 月 5 日

政治団体の名称 浦和花子後援会

代表者の氏名 さいたま 一郎 様

記名押印するか又は署名する。署名は必ず本人の自署によること。

私は、令和 ○年 1 月 3 日から貴団体の推薦（支持）をうけています。

氏 名	浦和花子	印 ←
住 所	さいたま市浦和区高砂3-15-1	
公職の種類	県議会議員 (現職 ・ 候補者等) 令和 年 月 日から	
選 挙 区	南第9区さいたま市浦和区	

(注意)

- 1 「公職の種類」は、①都道府県の議会の議員 ②都道府県の知事 ③政令指定都市の議会の議員 ④政令指定都市の市長 の区分により、現にその職にある者にあつては、「県議会議員（現職）」、その職の候補者及び候補者になろうとする者にあつては、「県議会議員（候補者等）」の例により記載すること。
- 2 「氏名」欄には、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 3 被推薦者が複数の場合には、被推薦者ごとに作成して添付すること。
- 4 公職の種類に異動があつた場合には、「公職の種類」に異動後の公職の種類及び異動年月日を「県議会議員（候補者等）（令和元年5月1日から）」の例により記載すること。

(7) 政党の状況等に関する届

政党の状況等に関する届

(宛先) 令和 ○ 年 1 月 13 日
総務大臣
埼玉県選挙管理委員会

政党の支部の名称 彩の国党さいたま支部

本支部を支部とする政党の状況等について、下記のとおり届け出ます。

記

本支部を支部とする政党	名 称	彩の国党
	主たる事務所の所在地	東京都千代田区霞が関○-△-×
	主たる活動地域	全国
1以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部		<input checked="" type="checkbox"/>

(備考)
1以上の市町村の区域又は選挙区の区域を単位として設けられる支部にあっては、「□」内に「√」を記入してください。

(8) 支部証明書

支 部 証 明 書

政党の支部の名称 彩の国党さいたま支部

主たる事務所の所在地 さいたま市浦和区高砂3-15-1

主なる活動区域 埼玉県さいたま市

上記の支部は、本政党の支部（埼玉県さいたま市を単位として設けられる支部）であることを証明する。

令和 ○ 年 1 月 9 日

組織年月日・異動年月日と同日又は、それより後の日付となる。

政 党 の 名 称 彩の国党

主たる事務所の所在地 東京都千代田区霞が関○-△-×

代 表 者 の 氏 名 丙 川 一 男

記名押印するか、又は署名する。署名は必ず代表者本人の自署によること。

※ 1以上の市町村の区域又は選挙区の区域を単位として設けられる支部にあっては、「本政党の○○県○○市を単位として設けられる支部」というように記載すること。

(9) 届出事項等の異動届

※「コード」「入力」欄は、記入しないでください。

コード					入力	
活動区域の区分					資金管理団体の指定の有無	
<input type="checkbox"/> 全国(2都道府県以上) <input checked="" type="checkbox"/> 埼玉県内					<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	

県選管に提出する日(異動年月日から7日以内)を記載すること。

届出事項等の異動届

令和〇年 4月 4日

(宛先)
 総務大臣
 埼玉県選挙管理委員会

政治団体の名称	浦和花子後援会
事務所の所在地	埼玉県 さいたま市浦和区北浦和5-6-5
代表者の氏名	岩槻 三郎

上欄には届出事項の変更後の内容(新の内容)を記入してください。

届出事項等に異動があったので、政治資金規正法第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

異動事項	異動内容			異動年月日
ふりがな				令和
政治団体の名称	新			・
	旧			
主たる事務所の所在地	新	(〒) 電話() 埼玉県		令和
	旧			・
主たる活動区域	<input type="checkbox"/> 埼玉県から全国へ ・ <input type="checkbox"/> 全国から埼玉県へ <input type="checkbox"/> その他()			令和
				・
区分	氏名	住所・電話	生年月日	
ふりがな	いわつき さぶろう	〒 339-0057 電話(048-830-〇〇〇〇)	大・昭・平	令和
代表者	新	岩槻 三郎 さいたま市岩槻区本町〇-2-1	38・9・3	〇・4・4
	旧	大宮 太郎 さいたま市大宮区桜木町〇-4-2		
ふりがな		〒 電話()	大・昭・平	令和
会計責任者	新		・	・
	旧			
ふりがな		〒 電話()	大・昭・平	令和
会計責任者の職務代行者	新		・	・
	旧			
その他	<input type="checkbox"/> 規約の異動 <input type="checkbox"/> 被推薦書の内容() <input type="checkbox"/> 課税上の優遇措置の異動(無から有へ) <input type="checkbox"/> 課税上の優遇措置の異動(有から無へ) <input type="checkbox"/> 支部の有無の異動(無から有へ) <input type="checkbox"/> 政党の支部に関する届出事項の異動(別紙のとおり) <input type="checkbox"/> その他()			令和
				・
政治団体の区分	新	<input type="checkbox"/> 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 公職の候補者に係る公職の種類() <input type="checkbox"/> 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体		令和
		公職の候補者の氏名() 公職の候補者に係る公職の種類() <input type="checkbox"/> 国会議員関係政治団体以外の政治団体 <input type="checkbox"/> その他()		・
	旧	<input type="checkbox"/> 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 公職の候補者に係る公職の種類() <input type="checkbox"/> 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体		
		公職の候補者の氏名() 公職の候補者に係る公職の種類() <input type="checkbox"/> 国会議員関係政治団体以外の政治団体 <input type="checkbox"/> その他()		

※事務処理欄 記入しないこと

記名・押印	本人の署名	記名のみ <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代理人(氏名:)				
		委任状	運転免許証	日本国旅券	マイナンバーカード	その他

異動のあった事項の新旧のみ記載し、それ以外の部分には記載しないこと。

- (注意)
- 1 □にチェックを入れること。
 - 2 **「代表者の氏名」欄は、①代表者本人による署名（自署）、②記名押印、③記名（代表者本人が届け出る場合は代表者の本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証等）の提示、代理人が届け出る場合は、代表者からの委任状及び代理人の本人確認書類の提示が必要）のいずれかの方法によって記載すること。**
 - 3 異動日の翌日から起算し、7日以内に届け出ること（全国団体3部、県内団体2部）。
 - 4 異動のあった事項の新・旧のみ記載し、異動のない欄については記載しないこと。
 - 5 団体名称は、政党及び政治資金団体と類似しないこと。
 - 6 「主たる事務所の所在地」は、「〇〇市〇〇町〇 - 〇 - 〇、〇号室（〇〇方）」「〇〇郡〇〇町〇〇〇」まで記載すること。
 - 7 生年月日の年号欄の該当するものに○をすること。
 - 8 会計責任者と会計責任者の職務代行者は、同一人が兼務することはできないので、それぞれ別の者を選任すること。
 - 9 「支部の有無」、「課税上の優遇措置の適用関係の有無」、「生年月日の年号」欄は、該当するものに○をすること。
 - 10 「課税上の優遇措置」とは、個人寄附に対する税制上の優遇措置のことである。
この優遇措置の対象となる団体（適格団体）は次のような団体に限られる。
 - ① 政党及び政党支部
 - ② 政治資金団体
 - ③ 現職の国会議員が主催する又は主な構成員である政治団体(国会議員氏名届を提出)
 - ④ 政策研究団体（国会議員氏名届を提出）
 - ⑤ 衆議院議員、参議院議員、都道府県の長及び議員、政令指定都市の長及び議員（候補者、候補者となろうとする者を含む）の後援会
（国会議員関係政治団体に該当する旨の通知又は被推薦書を提出）
注：一般の市町村の長と議員の後援会は対象外である。
 - 11 設立届の際に併せて提出した規約の内容に異動があった場合、新しい規約を添付すること。
（原則名称の変更は規約の変更となるので、新しい規約が必要）
 - 12 公職の候補者に係る公職の種類は、「衆議院議員（現職）」、「参議院議員（候補者等）」の例により、記入すること。
 - 13 資金管理団体の場合、公職の種類、政治団体の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名（結婚等で戸籍名変更）を異動する場合は、「資金管理団体届出事項の異動届」も同時に提出すること。
 - 14 「政治団体の区分」について、「法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体」に該当なしから該当（該当から該当なし）に異動した場合は、「国会議員関係政治団体に該当する旨の通知」（「国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知」）を添付すること。
 - 15 政党の場合、「政党の支部の状況に関する届」の内容に異動があった場合は、異動内容を記載した文書を添付すること。
 - 16 **郵送等での提出はできないので、県選挙管理委員会に直接提出すること。**

(10) 政治団体解散届

※「コード」「入力」欄は、記入しないでください。

コード							入力	
活動区域の区分								
<input type="checkbox"/> 全国（2都道府県以上）								
<input checked="" type="checkbox"/> 埼玉県内								

解散日までの収支報告書を添付してください。

政治団体解散届

令和〇年 3月 10日

(宛先)

総務大臣
埼玉県選挙管理委員会

県選管に提出する日（解散年月日から30日（国会議員関係政治団体にとっては60日）以内）を記載すること。

政治団体の名称	甲野一郎後援会
事務所の所在地	埼玉県 さいたま市浦和区高砂3-15-1
代表者の氏名	丁野 四郎
会計責任者の氏名	丙山 五郎

令和〇年3月1日に解散したので、政治資金規正法第17条第1項の規定により届け出ます。

※事務処理欄 記入しないこと

記名・押印	本人の署名	記名のみ <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代理人(氏名:)				
		委任状	運転免許証	日本国旅券	マイナンバーカード	その他

(11) 資金管理団体指定届

※「コード」「入力」欄は、記入しないでください。

コード							入力	
-----	--	--	--	--	--	--	----	--

活動区域の区分

全国（2都道府県以上）

埼玉県内

資金管理団体指定届

令和 ○年 1 月 9 日

(宛先)

総務大臣
埼玉県選挙管理委員会

県選管に提出する日(指定年月日から7日以内)を記載すること。

氏名	甲山 太郎
住所 (代表者の住所)	さいたま市浦和区高砂〇-1-3
公職の種類	埼玉県議会議員 (現職・候補者)
選挙区	南第9区浦和区

資金管理団体として下記の政治団体を指定したので、政治資金規正法第19条第2項の規定により届け出ます。

記

資金管理団体の名称	甲山太郎後援会
主たる事務所の所在地	(〒330-0063) 電話 048-830-0000 埼玉県 さいたま市浦和区高砂3-15-1
代表者の氏名	甲山 太郎
指定年月日	令和 ○年 1 月 9 日

宣誓書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和 ○年 1 月 9 日

氏名 甲山 太郎

※事務処理欄 記入しないこと

記名・押印	本人の署名	記名のみ <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代理人(氏名:)				
		委任状	運転免許証	日本国旅券	マイナンバーカード	その他

(12) 資金管理団体届出事項の異動届

※「コード」「入力」欄は、記入しないでください。

コード						入力		
							活動区域の区分	
							<input type="checkbox"/> 全国（2都道府県以上） <input checked="" type="checkbox"/> 埼玉県内	

資金管理団体届出事項の異動届

令和〇年 1月23日

(宛先)
 総務大臣
 埼玉県選挙管理委員会

県選管に提出する日(異動年月日から7日以内)を記載すること。

氏名	甲山 太郎
住所 (代表者の住所)	さいたま市浦和区高砂〇-1-3
資金管理団体の名称	甲山太郎後援会

届出事項に異動があったので、政治資金規正法第19条第3項第3号の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

異動事項		内容	異動年月日
公職の種類	新	(現職・候補者) 選挙区 ()	令和
	旧	(現職・候補者) 選挙区 ()	・ ・
資金管理団体の名称	新		令和
	旧		・ ・
主たる事務所の所在地	新	(〒330-0061) 電話 (048-830-〇〇〇〇) 埼玉県 さいたま市浦和区常盤〇-6-4	令和 〇・1・22
	旧	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1	
代表者の氏名	新		令和
	旧		・ ・

宣誓書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和〇年 1月23日

氏名 甲山 太郎

※事務処理欄 記入しないこと

記名・押印	本人の署名	記名のみ <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代理人(氏名:				
		委任状	運転免許証	日本国旅券	マイナンバーカード	その他

異動のあった事項の新旧のみ記載し、それ以外の部分には記載しないこと。

(13) 資金管理団体指定取消届

※「コード」「入力」欄は、記入しないでください。

コード						入力	
-----	--	--	--	--	--	----	--

活動区域の区分

全国（2都道府県以上）

埼玉県内

資金管理団体指定取消届

令和〇年2月6日

(宛先)
総務大臣
埼玉県選挙管理委員会

県選管に提出する日(取消年月日から7日以内)を記載すること。

氏名	甲山 太郎
住所 (代表者の住所)	さいたま市浦和区高砂〇-1-3

下記の政治団体に対する資金管理団体の指定を取り消したので、政治資金規正法第19条第3項第1号の規定により届け出ます。

記

資金管理団体の名 称	甲山太郎後援会
主たる事務所の所在地	(〒330-0061) 電話 048 (830) 〇〇〇〇 埼玉県 さいたま市浦和区常盤〇-6-4
取消年月日	令和〇年2月5日

宣誓書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和〇年2月6日

氏名 甲山 太郎

※事務処理欄 記入しないこと

記名・押印	本人の署名	記名のみ <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代理人(氏名:)				
		委任状	運転免許証	日本国旅券	マイナンバーカード	その他

(14) 資金管理団体でなくなった旨の届

※「コード」「入力」欄は、記入しないでください。

コード						入力		
							活動区域の区分	
							<input type="checkbox"/> 全国(2都道府県以上) <input checked="" type="checkbox"/> 埼玉県内	

資金管理団体でなくなった旨の届

県選管に提出する日(事由発生年月日から7日以内)を記載すること。

令和〇年2月6日

(宛先)
 総務大臣
 埼玉県選挙管理委員会

氏名	乙川 三郎
住所 (代表者の住所)	さいたま市浦和区高砂〇-9-6

下記の政治団体は、政治資金規正法第19条第3項第2号に掲げる事由により、資金管理団体でなくなったため、その旨を届け出ます。

記

資金管理団体の名称	甲山太郎後援会
主たる事務所の所在地	(〒330-0061) 電話 048(830)〇〇〇〇 埼玉県 さいたま市浦和区常盤〇-6-4
資金管理団体でなくなった事由	<input type="checkbox"/> 解散 <input checked="" type="checkbox"/> 資金管理団体の届出をした者が死亡した <input type="checkbox"/> 資金管理団体の届出をした者が代表者でなくなった <input type="checkbox"/> 資金管理団体の届出をした者が公職の候補者でなくなった <input type="checkbox"/> その他()
事由発生年月日	令和〇年2月6日

宣誓書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和〇年2月6日

氏名 乙川 三郎

※事務処理欄 記入しないこと

記名・押印	本人の署名	記名のみ <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代理人(氏名:)				
		委任状	運転免許証	日本国旅券	マイナンバーカード	その他

(15) 収支報告書

※ このページについては全団体提出すること

第14号様式（第8条関係）
（その1）

※ 収入及び支出ともに0の場合は、（その1）表紙、（その2）収支の状況、（その17）資産等の状況及び（その20）宣誓書の4枚を提出すること。

令和 ○ 年 分
(開催分)
収 支 報 告 書

こののいちろうこうえんかい
甲野一郎後援会 ← 正式名称を記載し、略称等を記載しないこと。

1. 政治団体の名称 (ふりがな) _____

2. 主たる事務所の所在地 さいたま市浦和区高砂3-15-1

3. 代表者の氏名 甲野 一郎

4. 会計責任者の氏名 丙山 五郎

事務担当者の氏名 丁野 四郎 ← 記載内容の不備がある場合の便宜を図るため、直接連絡のつく担当者氏名及び電話番号を記載すること。

(電話) 048-830-2692

該当する区分に✓印を記入すること。

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
<input type="checkbox"/> 政党の支部	<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金団体	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

活動の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	
<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内	

資金管理団体の指定の有無	国会議員関係政治団体の区分
<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
<input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の種類（現職・候補者の別） <u>衆議院議員（現職・候補者等）</u>	公職の候補者の氏名 <u>甲野 一郎</u>
資金管理団体の届出をした者の氏名 <u>甲野 一郎</u>	公職の種類（現職・候補者の別） <u>衆議院議員（現職・候補者等）</u>

※以下の欄は記入しないでください。

告示用コード	団体コード	収 受	入 力	枚 数	

資金管理団体の指定の期間	国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
年 月 日から	年 月 日から
年 月 日まで	年 月 日まで

(その1) 表紙

① 団体の名称・所在地・代表者・会計責任者

政治団体の名称・所在地・代表者・会計責任者について、異動（変更）がある場合には、「異動届」を提出し（異動があった時から7日以内）、異動（届出）後のものを記載します。

② 事務担当者

事務担当者の氏名・電話は、この収支報告書の内容について答えられる方を記載してください。

③ 政治団体の区分

政治団体の区分欄には必ず□欄にレ点でチェックを入れてください。

政党以外の政治団体は、ほとんどが「その他の政治団体」となります。

「政治資金規正法18条の2第1項の規定による政治団体」とは、政治団体以外の者が、特定パーティーを開催するために届け出る団体のことです。

この特定パーティー開催団体は、パーティー終了後収支報告書を提出する際に、政治団体の名称の上欄に（令和○年○月○日開催分）と明記してください。

④ 資金管理団体の指定の有無

資金管理団体の指定が有る場合は、必ず公職の候補者（政治家）本人の氏名のほか公職の種類（衆議院小選挙区選出議員（現職）、〇〇市長（候補者）など）を記載してください。

⑤ 国会議員関係政治団体の区分

国会議員関係政治団体にあつては、該当する区分欄にレ点でチェックを入れ、公職の候補者（政治家）本人の氏名のほか公職の種類（衆議院議員（現職）、参議院議員（候補者）など）を記載してください。

なお、1号かつ2号団体にあつては、両方にレ点を入れてください。

⑥ 資金管理団体の指定の期間及び国会議員関係政治団体に関する適用期間

当該年中において一部の期間のみ資金管理団体（国会議員関係政治団体）として指定（適用）されていた場合には、その期間を記載してください。

年中に指定（適用）され、その後12月31日までに指定（適用）されていた場合は、指定（適用）された日から12月31日まで、というように記載してください。

1月1日から12月31日までに通年指定（適用）されていた場合は記載する必要はありません。

※ この報告書に記載した金額等を後から訂正する場合は、修正液等ではなく、抹消線(＝)を引いて余白に正しいものを記載し、訂正すること(以下、同じ)。

※ このページについては全団体提出すること

収 支 の 状 況

(その2)

1. 収支の総括表

前年の収支報告書の「翌年への繰越額」を記載すること。

収 入 総 額	37,732,000
(前年からの繰越額)	3,704,000
(本年の収入額)	34,028,000
支 出 総 額	26,754,250
翌 年 へ の 繰 越 額	10,977,750

① + ② …… A

① 総括表については
収支がない場合0
② を記入してください。

…… B (内訳は67ページを参照)
…… A - B

2. 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	1,850,000
員 数	200 ^人

※ (法人その他の団体が負担する党費又は会費は「寄附」の欄に記載すること。)

党費又は会費を納入した実人数を記載すること。
「個人からの寄附」の内書きである。

延べ人数ではなく実人数。

(2) 寄 附		
ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	9,450,000	(内訳は60ページを参照)
(うち特定寄附)	1,700,000	
(イ) 法人その他の団体からの寄附		
(ウ) 政治団体からの寄附	3,800,000	(内訳は61ページを参照)
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)	13,250,000	
▶ (寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	1,230,000	(内訳は62ページを参照)
イ 政 党 匿 名 寄 附		
合 計 (ア+イ)	13,250,000	

合計額のうち「あっせんに係る寄附」の金額を内書きすること。

(注) 政党又は政治資金団体(資金管理団体ではありません。)が、法人その他の団体からの寄附又は政党匿名寄附を受けることができます。

(その2) 収支の状況

① 前年からの繰越額

前年の収支報告書を確認してください。新たに政治団体を設立して、初めて収支報告書を提出する場合は、「0」を記載してください。

② 本年の収入額

「2. 収入項目別金額の内訳」の(1)～(6)の合計額です。

③ 支出総額

(その13)の合計額と一致します。

④ 個人の負担する党費又は会費

それぞれの団体の規約等で定められている党費・会費であり、集会や行事で臨時に集められたものは「(その3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入」または、「(その7) 寄附」になります。

納入者は1年間の実人員です。

会社や団体からのものは、会費名目であっても「寄附」となりますので、(その7)に記載します(会社等からの寄附を受けられるのは政党のみです)。

⑤ 寄附

個人、法人その他の団体、政治団体ごとの(その7)(60、61ページ参照)の合計額です。

個人からの寄附の「うち特定寄附」とは、公職の候補者(政治家)自身が、政党から政治活動のための寄附を受けた場合に、自身が指定した資金管理団体への寄附をしたものです。

「寄附のうち寄附のあっせんによるもの」は、(その8)(62ページ参照)の合計額です。

※ 政党及び本部・支部のある政治団体のみ（政党の記載例）

※ 政党の場合のみ記載すること。政党の支部で政党助成法に基づく政党交付金（支部政党交付金）を受けている場合については、その旨を備考欄に記載すること。

（その5）

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入				
交付金を供与した本部又は支部の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	備考
〇〇党〇〇県本部	1,000,000	〇.10.1	〇〇市〇〇町〇-〇	支部政党交付金
〇〇党××市本部	100,000	〃	××市〇〇町〇-〇	
〇〇党〇×町本部	40,000	〃	〇〇郡〇×町△△〇〇〇	
〇〇党×〇町本部	10,000	〃	×〇郡×〇町□□〇〇〇	
(※) 政党とその他の政治団体（後援会など）は、本部・支部の関係がないので、その他の政治団体の政党からの収入は政治団体からの寄附（その7）（62ページ参照）として記載すること。				
こ の 頁 の 小 計	1,150,000			
合 計	1,150,000			

（その5）本部又は支部から供与された交付金に係る収入

（本部又は支部をもたない独立した政治団体がこの様式を使用することはありません。）

- ① 政党や本部・支部のあるその他の政治団体で、当該政治団体の本部又は支部（他都道府県を含む）からの交付金を、それぞれの本部又は支部ごとに納入年月日順に記載します。

支部が他の支部から供与された場合も記載します。

※ここでの支部とは、政治団体として届出されているものをいいます。

- ② 当該政治団体の本部又は他の支部からの収入は、全てここでいう「交付金」に該当するので、その名称（例：補助金、助成金、寄附、党費還付金等）を問わず、この表に記載します。

- ③ ここには、政党で、別途報告する政党助成法に基づく「政党交付金（支部政党交付金）」を受けた場合も含まれます。

この場合、政党交付金（支部政党交付金）である旨を「備考欄」に記載してください。

(その6)

(6) その他の収入			
摘 要	金 額	備 考	
甲銀行乙支店定期預金利息	54,000	○.10.24	定期の場合、同じ銀行であっても、預金をしたときによって利子は異なる。
甲銀行丙支店定期預金利息	64,000	○.9.24	
家賃収入	100,000	○.12.28	
金銭以外のものによる寄附日当分	100,000	○.12.13	
※同一銀行の同一種類（普通等）の預金であれば証書番号が異なっても1件とし、その合計額が10万円以上であれば内訳を記載し、10万円未満のものは記載しないこと。			
こ の 頁 の 小 計		318,000	
1 件 10 万 円 未 満 の も の		54,000	← 1件10万円未満のものについては、その合計額を一括して記載すること。
合 計		372,000	

(その6) その他の収入

1件当たりの金額（数回に分けてされたときはその合計）が10万円以上の場合は個別に記載し、10万円未満の場合は一括して記載してください。

「摘要」は、収入の基因となった事実を具体的に記載し、年月日は「備考」欄に記載します。

支出（その14、その15）で無償提供したもの（例：選挙運動用葉書、選挙事務所等）がある場合には、必ずこの様式に収入として記載します。

【その他の収入】とは次のものを除いた収入です。

- | | |
|------------------------|------------------------------------|
| (1) 個人が負担する党費・会費 | (その2) (55ページ参照)に記載します。 |
| (2) 寄附 | 寄附者の区分ごとに(その7) (60、61ページ参照)に記載します。 |
| (3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入 | (その3) (56ページ参照)に記載します。 |
| (4) 借入金 | (その4) (57ページ参照)に記載します。 |
| (5) 本部又は支部から供与された交付金 | (その5) (58ページ参照)に記載します。 |

※ 同一の者からの寄附で、年間5万円を超えるものの内訳を記載すること。それ以下の金額であっても差し支えない。

県内の場合は、市又は郡名から記載し、県外の場合は、都道府県名から記載すること（他の住所欄も同様。）。

個人からの寄附については、この用紙を使用すること。

(その7) (個人用)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考	
甲野 一郎	700,000	〇.1.9	〇〇市〇〇町〇-〇	衆議院議員		
〃	1,500,000	〇.6.9	〃	〃		
(特) 甲野 一郎	1,700,000	〇.6.30	〃	〃		
乙野 三郎	1,500,000	〇.10.30	千葉県〇〇市〇〇町〇-〇	商業	遺贈	
丙野 四郎	100,000	〇.9.16	〇〇郡〇〇町××〇〇〇	会社役員	事務所の無償提供	
〃	1,000,000	〇.12.15	〃	〃		
丁野 五郎	30,000	〇.1.5	〇〇市〇〇町〇-〇	会社員		
〃	30,000	〇.8.23	〃	〃		
※資金管理団体にあって、寄附のうち「特定寄附」に係るものについては、「特」を人名の前に記載すること。			※特定寄附とは、資金管理団体の届出をした公職の候補者が公職の候補者である間に政党から受けた政治活動に関する寄附に係る金銭等を、公職の候補者が資金管理団体に対してする寄附のことである。この場合金額の制限はない。			
この頁の小計			6,560,000			
その他の寄附			2,890,000		←上に内訳を記載した寄附以外の寄附(5万円以下の寄附)を一括してその合計を記載すること。	
合計			9,450,000		←この額を(その2)(2)の(ア)「個人からの寄附」欄に記載すること。	

この欄は上記の明細が複数頁になる場合には、最後の頁のみ記載すること。

※ 政党の場合の記載例

法人等からの寄附については、この用紙を使用すること。

※ 政党(政党支部)又は政治資金団体のみ寄附が受けられます。

(その7) (法人その他の団体用)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考	
A株式会社	200,000	〇.2.10	〇〇市〇〇町〇-〇	甲野 一郎		
〃	200,000	〇.4.10	〃	〃		
〃	100,000	〇.6.10	〃	〃		
B商事株式会社	100,000	〇.8.10	〇〇市〇〇町〇-〇	乙川 二郎	議院議員	
〃	200,000	〇.10.10	〃	〃	〃	
C労働組合	500,000	〇.7.〇	〇〇市〇〇町〇-〇	丙山 三郎	↑	
D連盟	500,000	〇.9.30	〇〇市〇〇町〇-〇	丁山 四郎		
			※同一の法人等からの寄附で、年間5万円を超えるものの内訳を記載すること。それ以下の金額であっても記載して差し支えない。			
			主たる構成員が外国人等である日本法人で株式が5年以上上場している会社からの寄附について記載する。(当該会社からその旨通知がある。)			
この頁の小計			1,800,000			
その他の寄附			400,000		←上に内訳を記載した寄附以外の寄附(5万円以下の寄附)を一括してその合計を記載すること。	
合計			2,200,000		←この額を(その2)(2)の(イ)「法人その他の団体からの寄附」欄に記載すること。	

政治団体からの寄附については、この用紙を使用すること。

正式名称を記載し、略称等を記載しないこと。

※ 本部又は支部からの収入は、寄附ではないので、こちらには記入せずに(その5)58ページの用紙に記入すること。

(その7) (政治団体用)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分		政治団体	
団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考	
E政治連盟	2,500,000	〇.5.1	〇〇市〇〇町〇-〇	甲野 一郎		
〇〇党埼玉県本部	1,050,000	〇.10.30	〇〇市〇〇町〇-〇	乙川 二郎		
			政党・政治資金団体以外の政治団体からの寄附は、年間5,000万円の個別制限がある。			
			※同一の政治団体からの寄附で、年間5万円を超えるもの内訳を記載すること。それ以下の金額であっても記載して差し支えない。			
この頁の小計	3,550,000					
その他の寄附	250,000					←上に内訳を記載した寄附以外の寄附(5万円以下の寄附)を一括してその合計を記載すること。
合計	3,800,000					←この額を(その2)2の(ウ)「政治団体からの寄附」欄に記載すること。

(その7) 寄附の内訳

- ① 同一の者(団体)からの寄附の合計額が、年間5万円を超えるもの(5万1円以上)については全て、その寄附をした者(団体)ごとに、氏名・住所・職業(団体にあつては名称・事務所の所在地・代表者の氏名)・金額及び年月日の記載が必要です。
5万円以下の寄附は一括して「その他の寄附」に記載します。
なお、5万円以下であっても、課税上の優遇措置(30ページ参照)を受ける場合には、記載しておかなくてはなりません。
- ② 「寄附者の区分」ごとに、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」及び「政治団体からの寄附」は別業として作成してください。
- ③ 公職の候補者(政治家)自身が、政党から受けた政治活動に関する寄附を、自分の指定する資金管理団体に寄附(特定寄附)する場合は、自身からの個人寄附になります(人名の前に、「特」と記載してください)。
- ④ 遺贈によって受けた寄附は、「備考」欄に「遺贈」と記載してください。
- ⑤ 労務の無償提供、物品の供与貸与、事務所の無償提供等金銭以外の財産上の利益を受けた場合は、寄附となりますので、金額に換算して寄附者の区分ごとに計上し、時価に見積った金額を支出の「政治活動費」の「その他の経費」にも計上してください。
- ⑥ 当該政治団体の本部又は他の支部からの収入は寄附ではありませんので、「本部又は支部から供与された交付金に係る収入(その5)」に記載してください。

(その7)の寄附のうち、同一の者によってあつせんされた寄附で年間5万円を超えるものの内訳を記載すること。

「個人」、「法人その他の団体」及び「政治団体」の区分に応じてそれぞれ別葉とすること。

(その8)

(8) 寄附のうち寄附のあつせんによるもの内訳		寄附のあつせん者の区分			個人	
寄附のあつせん者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金額	提供 年月日	集めた 期間	住所(団体にあっては、 主たる事務所の所在地)	職業(団体にあって は、代表者の氏名)	備考
乙山 二郎	1,230,000	○.11.6	○.10.1~ ○.10.15	○市○町○	自営業	
(その8) 寄附のうち寄附のあつせんによるもの内訳						
「寄附のあつせん」とは、特定の政治団体又は候補者等のために政治活動に関する寄附を集めて、その政治団体又は候補者等へ提供することである。						
同一の者(個人又は団体)によって寄附のあつせんをされた寄附で、その金額の合計額が5万円を超えるものは、その寄附のあつせんをした者ごとに、その者の氏名住所及び職業(団体にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)等と、これを集めた期間及び提供年月日を、前ページの要領により記載すること。						
この頁の小計	1,230,000					
その他の寄附	0					
合計	1,230,000					

← 上に内訳を記載した寄附以外の寄附(5万円以下の寄附)を一括してその合計を記載すること。

※ 政党の場合の記載例

(その9)

同一の日に同一の場所で受けた寄附(1件当たりの金額が、千円以下の寄附)ごとにその金額の合計額、その場所及び年月日を記載すること。

(9) 政党匿名寄附の内訳			
政党匿名寄附を受けた場所	金額	年月日	備考
○市○1丁目○番○号 ○駅前街頭	40,000	○.4.1	
(その9) 政党匿名寄附			
政党匿名寄附は、政党又は政治資金団体が受けることができる。			
「政党匿名寄附」とは、街頭又は一般に公開される演説会や集会の会場において、政党又は政治資金団体(政党のために資金上の援助をする目的で設立された団体)に対してする1,000円以下の寄附である。この場合、例外的に匿名でもよいことになっている。			
① 同一の日に、同一の場所で受けた寄附ごとに、その合計額等を記載すること。 「政党匿名寄附を受けた場所」は、詳細に記載すること。			
② 1,001円以上の寄附については、匿名寄附が禁止されているので注意すること。 個人の寄附で1,001円~5万円の寄附は一括して、5万円を超える寄附は個別に、それぞれ(その7)(60ページ参照)に記載することとなる。			
この頁の小計	40,000		
合計	40,000		

(その10)

(10) 機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち特定パーティーの対価に係る収入の内訳					
特定パーティーの名称	対価に係る収入の金額	対価の支払をした者の数	開催年月日	開催場所	備考
〇〇パーティー	12,000,000	150 ^人	〇.7.10	〇〇市〇〇町〇-〇 〇〇会館 △△政治団体と共催	
特定パーティーの対価に係る収入については、パーティーごとに記載すること。			※ 開催場所については、開催場所の名称だけでなく、所在地も記載すること。		
この頁の小計	12,000,000				
合計	12,000,000				

**(その10) 機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち
特定パーティーの対価に係る収入の内訳**

「特定パーティー」とは、政治資金パーティーの対価に係る収入金額が、1,000万円以上のものをいいます。

(その3) (56ページ参照) に記載したものの中から、収入金額が1,000万円以上の政治資金パーティーについて再び記載します。

開催場所は、場所を特定するため、例えば「〇〇市〇〇町〇-〇 〇〇ホテル」というように所在地も記載してください。

なお、特定パーティーに係る収入のうち、前年以前に収受されたものがある場合は、「備考」欄にその収入金額及び対価の支払をした者の数を記載します。

また、特定パーティーを他の政治団体と共同で開催した場合は「開催場所」欄にその旨及び他の政治団体の名称を記載してください。

「個人」、「法人その他の団体」及び「政治団体」の区分に応じてそれぞれ別業とすること。

(その11)

(11) 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳			政治資金パーティーの名称	〇〇パーティー	
対価の支払をした者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金額	年月日	対価の支払をした者の区分	個人	
			住 所 (団体にあっては、 主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、 代表者の氏名)	備 考
石川 五郎	900,000	〇.6.10	〇〇市〇〇町〇-〇	会社役員	
川野 三郎	300,000	〇.6.11	〇〇市〇〇町〇-〇	自営業	
一つの政治資金パーティーの 対価に係る収入のうち、同一 の者からの政治資金パー ティーの対価の支払で、その 金額の合計額が20万円を超え るものについて記載すること。 それ以下の金額であっても必 要に応じ記載して差し支えな い。					
			※ 政治資金パーティーを開 催する者は、一つの政治資 金パーティーにつき、同一 の者から150万円を超えて 当該政治資金パーティーの 対価の支払を受けてはなら ない。		
こ の 頁 の 小 計	1,200,000				
合 計	1,200,000				

(その11) 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳

- ① 一つの政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、同一の者からの政治資金パーティー支払金額の合計額が20万円を超えるものは、パーティーごとに、支払をした者の氏名等を記載します。
なお、前年以前において支払われたものがある場合は、「備考」欄に金額及び年月日を記載します。
- ② 記載する場合、それぞれの政治資金パーティーごとに別業とし、さらに、「対価の支払をした者の区分」には、
「個人からの対価の支払」(64ページ参照)
「法人その他の団体からの対価の支払」(65ページ参照)
「政治団体からの対価の支払」(65ページ参照)
として別業に作成してください。

※ 支出がない場合には、提出する必要はありません。

(その13)

3. 支出項目別金額の内訳

項 目		金 額	備 考	
			本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
(1) 支出の総括表				
内訳は (その14)	1 経 常 経 費			
	(1) 人 件 費	4,680,000		
	(2) 光 熱 水 費	388,000		
	(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	620,000		
	(4) 事 務 所 費	2,825,000		
	小 計	8,513,000	←	-(1)+(2)+(3)+(4)・C
内訳は (その15)	2 政 治 活 動 費			
	(1) 組 織 活 動 費	4,120,000		
	(2) 選 挙 関 係 費	2,100,000	100,000	←
	(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 費	8,132,000	←	ア+イ+ウ+エ
	ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費	1,550,000		
	イ 宣 伝 事 業 費	2,650,000		
	ウ 政 治 資 金 パーティー開催事業費	3,322,000		
	エ その他 の 事 業 費	610,000		
	(4) 調 査 研 究 費	253,000		
	(5) 寄 附 ・ 交 付 金	3,000,000	1,600,000	←
	(6) そ の 他 の 経 費	636,250		
	小 計	18,241,250	←	1,700,000
	合 計	26,754,250	←C+D……この額を(その2)の収支の総括表の 「支出総額」の欄に記載すること。	←(1)+(2)+(3)+(4)+(5)+(6)・D

※(その16)に記載した交付金の内訳を記載すること。

※ 政治活動費の内訳については、大分類（組織活動費、選挙関係費等）ごとに小分類した項目の合計欄の計が上表の大分類の欄の金額となる。
例…組織活動費4,120,000＝組織対策費1,018,000＋大会費1,559,000＋行事費838,000＋交際費705,000

(その13) 支出項目別金額の内訳

① 経常経費

経常経費（人件費を除く。）の支出がある国会議員関係政治団体及び資金管理団体は内訳（その14）を作成してください。

1件当たりの金額（数回にわたってされたときはその合計金額）が、国会議員関係政治団体にあつては1万円を超える（1万1円以上）支出、資金管理団体にあつては5万円以上の支出がある場合は、明細を記載し、領収書等の写しを添付してください。

それ以外の団体は、額を記載するのみで、内訳（その14）や領収書の添付は必要ありません。

なお、機関紙誌の発行その他の事業に従事する者の人件費は「機関紙誌の発行事業費」に計上してください。

② 政治活動費

政治活動費の支出がある全ての団体は内訳（その15）を作成してください。

1件当たりの金額（数回にわたってされたときはその合計金額）が、国会議員関係政治団体にあつては1万円を超える（1万1円以上）支出、その他の団体にあつては5万円以上の支出がある場合は、明細を記載し、領収書等の写しを添付してください。

③ 各費目に（その15）（70～78ページ参照）の合計額を記載します。

④ 政治団体に本部・支部（政治団体として届出のあるもの）がある場合、本部又は支部に供与した交付金等に係る支出については、それらの費目ごとの合計額を「本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出」欄に記載してください。従って（その16）（79ページ参照）の合計額と、備考欄の「本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出」欄の合計額は一致します。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分 光熱水費		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
この頁の小計	0				
その他の支出	388,000				
合計	388,000				

(その14) 経常経費の内訳 (国会議員関係政治団体及び資金管理団体)

- ① 国会議員関係政治団体はその適用を受けていた期間に行った支出（人件費を除く。）のうち、**1件当たりの金額が1万円を超える(1万1円以上)支出は、個別に明細を記載し、領収書等(写)の添付が必要です。**
1万円以下のものは、費目ごとの合計額を「その他の支出」欄へ記載します。
- ② 資金管理団体はその指定を受けていた期間に行った支出（人件費を除く。）のうち、**1件当たりの金額が5万円以上の支出は、個別に明細を記載し、領収書等(写)の添付が必要です。**
5万円未満のものは、費目ごとの合計額を「その他の支出」欄へ記載します。
- ③ 「項目別区分」欄には、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」を適宜記載し、それぞれ別葉としてください。
- ④ 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を具体的に記載してください。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分 備品・消耗品費		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
事務用パソコン	250,000	○.3.4	○○電機(株)	○○市○○町1-2-3	
ロッカー	135,000	○.4.10	○○家具(有)	○○市××2345	
事務用プリンター	25,000	○.5.10	○○電機(株)	○○市○○町1-2-3	
この頁の小計	410,000				
その他の支出	210,000				
合計	620,000				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分 事務所費		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
事務所賃借費	150,000	○.1.20	(株)○○興産	○○市○○3-2-1	
〃	150,000	○.2.20	〃	〃	
〃	150,000	○.3.20	〃	〃	
〃	150,000	○.4.20	〃	〃	
〃	150,000	○.5.20	〃	〃	
〃	150,000	○.6.20	〃	〃	
〃	150,000	○.7.20	〃	〃	
〃	150,000	○.8.20	〃	〃	
〃	150,000	○.9.20	〃	〃	
〃	150,000	○.10.20	〃	〃	
〃	150,000	○.11.20	〃	〃	
〃	150,000	○.12.20	〃	〃	
事務所改修工事費	665,000	○.9.11	○○工務店	○○市○○1234	
この頁の小計	2,465,000				
その他の支出	360,000				
合計	2,825,000				

政治活動費を項目別に大分類し、それを組織対策費、大会費等に適宜小分類して、それぞれを別葉とする。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分 組織活動費 (組織対策費)		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
パンフレット(趣意書)印刷費	440,000	〇.2.10	〇〇印刷(株)	〇〇市〇〇町〇-〇	
〃 発送費	30,000	〇.2.20	〇〇郵便局	〇〇市〇〇町〇-〇	
電話料	50,000	〇.3.30	東日本電信電話	〇〇市〇〇町〇-〇	
出張旅費	68,000	〇.2.15	乙山 次郎	〇〇市〇〇町〇-〇	
〃	54,000	〇.3.10	丙山 五郎	〇〇市〇〇町〇-〇	
〃	54,000	〇.6.10	乙山 次郎	前掲	
〃	68,000	〇.9.10	〃	〃	
〃	68,000	〇.9.10	丙山 五郎	〃	
〃	54,000	〇.12.10	乙山 次郎	〃	
〃	54,000	〇.12.10	丁野 四郎	〇〇市〇〇町〇-〇	
この頁の小計	940,000				
その他の支出	78,000				
合計	1,018,000				

→ 小分類(組織対策費・大会費等)ごとに記載すること。

(その15) 支出項目別金額の内訳

- ① 国会議員関係政治団体はその適用を受けていた期間に行った支出のうち、1件当たりの金額が1万円を超える(1万1円以上)支出は、個別に明細を記載し、領収書等(写)の添付が必要です。1万円以下のものは、費目ごとの合計額を「その他の支出」欄へ記載します。
- ② 国会議員関係政治団体以外の団体にあっては、1件当たりの金額が5万円以上の支出は、個別に明細を記載し、領収書等(写)の添付が必要です。5万円未満のものは、費目ごとの合計額を「その他の支出」欄へ記載します。
- ③ 「項目別区分」は、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成してください。

(例) ◎組織活動費

「組織活動費(大会費)」、「組織活動費(行事費)」、「組織活動費(組織対策費)」、「組織活動費(渉外費)」、「組織活動費(交際費)」

◎選挙関係費

「選挙関係費(公認推薦料)」、「選挙関係費(陣中見舞)」

◎機関紙誌の発行事業費

「機関紙誌の発行事業費(給与費)」、「機関紙誌の発行事業費(材料費)」、「機関紙誌の発行事業費(印刷費)」、「機関紙誌の発行事業費(原稿料)」、「機関紙誌の発行事業費(荷造発送費)」
又は「機関紙誌の発行事業費(〇〇機関紙誌発行費)」

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分 組織活動費 (大会費)		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
会場借上料	150,000	〇.3.10	(株) 〇〇会館	〇〇市〇〇町〇-〇	
案内状印刷費	250,000	〇.2.10	〇〇印刷(株)	〇〇市〇〇町〇-〇	
大会資料印刷費	230,000	〃	〃	〃	
案内状・大会資料発送費	30,000	〇.3.1	〇〇郵便局	〇〇市〇〇町〇-〇	
弁当代	250,000	〇.3.10	(株) レストラン〇×	〇〇市〇〇町〇-〇	
タクシー代	50,500	〃	(株) △△タクシー	〇〇市〇〇町〇-〇	
この頁の小計	960,500				
その他の支出	598,500				
合計	1,559,000				

◎宣伝事業費

「宣伝事業費(遊説費)」、「宣伝事業費(新聞・ラジオ・テレビ広告料)」、
「宣伝事業費(ポスター・ビラ作成費)」、
「宣伝事業費(宣伝用自動車の購入・維持費)」

◎政治資金パーティー開催事業費

「政治資金パーティー開催事業費(〇〇パーティー開催事業費)」

◎調査研究費

「調査研究費(研修会費)」、「調査研究費(資料費)」、
「調査研究費(書籍購入費)」、「調査研究費(翻訳代)」

◎寄附・交付金

「寄附・交付金(賛助金)」、「寄附・交付金(支部交付金)」、
「寄附・交付金(負担金)」、「寄附・交付金(寄附金)」

※当該寄附・交付金が団体の本部・支部間のもの場合には、(その16)に再掲してください。

③ 「支出の目的」は、「会場使用料」・「タクシー代」等、具体的に記載してください。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分 組織活動費 (行事費)		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
会場借上費(役員会)	130,000	〇.5.6	××会館(株)	〇〇市〇〇町〇-〇	
食事代	61,000	〃	(株) レストラン×〇	〇〇市〇〇町〇-〇	
宿泊料	56,000	〇.9.11	(株) 〇〇ホテル	〇〇郡〇〇町××〇-〇	
この頁の小計	247,000				
その他の支出	591,000				
合計	838,000				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分 組織活動費 (交際費)		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
〇〇祝賀パーティー会費	200,000	〇.5.10	〇〇党埼玉県本部	〇〇市〇〇町〇-〇	
贈答品費	50,000	〇.6.30	〇〇デパート(株)	〇〇市〇〇町〇-〇	
〃	60,000	〃	〇〇百貨店(株)	〇〇市〇〇町〇-〇	
会合費	60,000	〇.7.30	〇〇ホテル	〇〇市〇〇町〇-〇	
〃	65,000	〇.8.30	〇〇料理店	〇〇市〇〇町〇-〇	
贈答品費	50,000	〇.12.10	〇〇デパート(株)	前掲	
〃	60,000	〃	〇〇百貨店(株)	前掲	
飲食代	55,000	〇.12.20	〇〇レストラン(株)	〇〇市〇〇町〇-〇	
この頁の小計	600,000				
その他の支出	105,000				
合計	705,000				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分 選挙関係費 (推薦料、陣中見舞)		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
推薦料	300,000	〇.9.15	A山 一郎	〇〇市〇〇町〇-〇	
〃	300,000	〃	B山 二郎	〇〇市〇〇町〇-〇	
〃	300,000	〃	C山 三郎	〇〇市〇〇町〇-〇	
〃	300,000	〃	D山 四郎	〇〇市〇〇町〇-〇	
陣中見舞	50,000	〇.9.30	A山 一郎	前掲	
(注1)〃	50,000	〃	B山 二郎	〃	
支部交付金(選挙関係)	100,000	〇.4.4	〇〇党〇〇支部	〇〇市〇〇町〇-〇	
選挙運動用葉書の提供	100,000	〇.12.31	E山 五郎	〇〇市〇〇町〇-〇	無償提供
↓					
支部交付金については、(その16)の「本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳」にも記載すること。			(注) 公選法199条の5の規定により、後援団体が選挙区内にある者に対して寄附(推薦料、公認料を含む。)をすることは、政党、その他の政治団体、当該候補者等に対してする場合及び当該後援団体の設立目的により行う行事又は事業に関してする場合(ただし、一定期間を除く。)を除き禁止されている。		
この頁の小計	1,500,000				
その他の支出	600,000		(注1) 政党の本部・支部又は本部・支部がある その他の政治団体のみ記載すること。		
合計	2,100,000		※政党(政党支部)の記載例		

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分 機関紙誌の発行事業費(〇〇機関紙発行費)		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
原稿料	50,000	〇.4.1	A川 一郎	〇〇市〇〇町〇-〇	
印刷費	120,000	〇.4.10	〇〇印刷(株)	〇〇市〇〇町〇-〇	
発送費	50,000	〇.4.15	〇〇郵便局	〇〇市〇〇町〇-〇	
原稿料	50,000	〇.6.1	B川 次郎	〇〇市〇〇町〇-〇	
印刷費	120,000	〇.6.10	〇〇印刷(株)	前掲	
発送費	50,000	〇.6.15	〇〇郵便局	前掲	
原稿料	50,000	〇.8.1	C川 三郎	東京都〇〇区〇〇町〇-〇	
印刷費	120,000	〇.8.10	〇〇印刷(株)	前掲	
発送費	50,000	〇.8.15	〇〇郵便局	前掲	
原稿料	50,000	〇.10.1	D川 四郎	〇〇市〇〇町〇-〇	
印刷費	120,000	〇.10.10	〇〇印刷(株)	前掲	
発送費	50,000	〇.10.15	〇〇郵便局	前掲	
この頁の小計	880,000				
その他の支出	30,000				
合計	910,000				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分 機関紙誌の発行事業費 (××機関雑誌発行費)		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
原稿料	50,000	○.4.1	E川 五郎	東京都○○区○○町○-○	
印刷費	100,000	○.4.10	○○印刷(株)	○○市○○町○-○	
発送費	60,000	○.4.15	○○郵便局	○○市○○町○-○	
原稿料	50,000	○.8.1	F川 六郎	○○市○○町○-○	
印刷費	100,000	○.8.10	○○印刷(株)	前掲	
発送費	60,000	○.8.15	○○郵便局	前掲	
原稿料	50,000	○.12.1	G川 七郎	○○市○○町○-○	
印刷費	100,000	○.12.10	○○印刷(株)	前掲	
発送費	70,000	○.12.15	○○郵便局	前掲	
この頁の小計	640,000				
その他の支出	0				
合計	640,000				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分 宣伝事業費 (自動車購入・維持費)		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
宣伝用自動車購入費	1,200,000	○.4.5	△△△自動車販売(株)	○○市○○町○-○	
自動車税環境性能割	60,000	〃	○×財務事務所	○○市○○町○-○	
ガソリン代	160,000	○.11.20	○○給油所	○○市○○町○-○	
この頁の小計	1,420,000				
その他の支出	55,000				
合計	1,475,000				

パーティー名称を記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分 政治資金パーティー開催事業費 (〇〇君を励ます会)		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
案内状印刷費	200,000	〇.9.1	〇〇印刷(株)	〇〇市〇〇町〇-〇	
〃 発送費	75,000	〇.9.5	〇〇郵便局	〇〇市〇〇町〇-〇	
パーティー会場借上料	150,000	〇.9.30	△△ホテル	〇〇市〇〇町〇-〇	
食事代	350,000	〃	〃	〃	
来賓謝礼	100,000	〃	E川 八郎	〇〇市〇〇町〇-〇	
この頁の小計	875,000				
その他の支出	47,000				
合計	922,000				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分 その他の事業費 (講演会開催等)		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
案内状印刷費	100,000	〇.11.1	〇〇印刷(株)	〇〇市〇〇町〇-〇	
〃 発送費	60,000	〇.11.5	〇〇郵便局	〇〇市〇〇町〇-〇	
講演会会場借上料	100,000	〇.11.30	〇〇会館	〇〇市〇〇町〇-〇	
食事代	200,000	〃	〃	〃	
来賓謝礼	100,000	〃	×野 A郎	東京都〇〇区〇〇町〇-〇	
この頁の小計	560,000				
その他の支出	50,000				
合計	610,000				

※ 政党及び本部・支部のある政治団体のみ

※ 政治団体の本部又は支部への支出は、全てここでいう「交付金」に該当するので、その名称を問わずその14、その15のうち、該当するものをこの表に再掲し、その13の備考欄に支出項目ごとの合計額を記載すること。（例）補助金、助成金、党費還付金等。政党（政党支部）の記載例。

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳						
支出項目	金額	年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考	
選挙関係費	100,000	〇.4.4	〇〇党〇〇市支部	〇〇市〇〇町〇-〇		
寄附・交付金	400,000	〇.5.7	〇〇党××市支部	××市〇〇町〇-〇		
〃	400,000	〇.7.20	〇〇党〇×町支部	〇〇郡〇×町××〇〇〇		
〃	400,000	〃	〇〇党×〇町支部	××郡×〇町××〇〇〇		
〃	400,000	〃	〇〇党〇△村支部	〇×郡〇△町××〇〇〇		
(その13)の経常経費・政治活動費の項目を記載する。						
<p>※ 政党とその他の政治団体（後援会など）は本部・支部の関係がないので、その他の政治団体の政党への支出はこの表に記載する必要はない。</p>						
この頁の小計	1,700,000					
合計	1,700,000					

(注) 政党の本部・支部又は本部・支部があるその他の政治団体のみ記載すること。

(その16) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

政党の本部・支部及び本部・支部を有するその他の政治団体で、本部・支部間(又は支部・支部間)で交付金等を供与した場合に記載します。この場合の支部とは政治団体として届出されているものをいいます。

政治団体の本部又は支部への支出は、全てここでいう「交付金」に該当しますので、その名称を問わず((例) 補助金、助成金、党費還付金等) この表に再掲してください。

「支出項目」は、(その13)の経常経費を含めた支出項目を記載します。

この表には1円以上の全ての支出を記載します。

※ このページについては、資産の有無にかかわらず全団体提出すること。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

※資産等の有無について、該当欄に✓印を記入すること。

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア 土地	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
イ 建物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

(その17) 資産等の状況

12月31日現在で、政治団体が有する資産等についての有無を□にレ点でチェックします。

資産の有無にかかわらず、全ての団体が提出する必要があります。

有の場合は、次ページの(その18)資産等の項目別内訳が必要ですので、項目別に別葉として提出してください。

(参考) 政治団体が有する資産等の報告について

政治団体の会計責任者は、政治団体の報告書(収支報告書)に、毎年12月31日において有する次に掲げる資産等について、取得価額その他の所要の事項を記載しなければなりません。

記載を要する資産等 (「項目別区分」欄に記載する事項)	記載事項			
	摘要	金額	年月日	備考
土地	所在	取得価額	取得年月日	面積(m ²)
建物	所在	取得価額	取得年月日	床面積(m ²)
建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	所在(○○権)	権利の取得価額	取得年月日	面積(m ²)
取得の価額が100万円を超える動産	品目	取得価額	取得年月日	数量
預金又は貯金(普通預金及び当座預金、普通貯金は除きます。)	「残高」	預金(貯金)額		
金銭信託	「金銭信託」	信託している金額の額	設定年月日	
金融商品取引法第2条第1項及び第2項に規定する有価証券	種類	取得価額	取得年月日	銘柄(数量)
出資による権利	出資先	出資先ごとの金額	出資年月日	
貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	貸付先	貸付先ごとの金額		
支払われた金額が100万円を超える敷金	支払先	敷金の額	支払年月日	
取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	種類	取得価額	取得年月日	施設の名称
借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	借入先	借入先ごとの残高		

※ 資産の報告内容については、80ページを参考にしてください。

太枠右の2つの欄は小数点以下、第2位までを記載すること。

(その18)

2 資産等の項目別内訳

政治団体が有する資産等を、資産別に分類して、それぞれ別業とする。

資産等の内訳		項目別区分 土地	
摘 要	金 額	年 月 日	備 考
〇〇市〇〇5丁目〇番〇号	25,000,000	〇.1.1	8205
			※ 面積については、小数点第2位まで記載すること。 (例) 82.05㎡
合 計	25,000,000		

(その18) 資産等の項目別内訳

- ① 前ページの(その17)資産等の状況の項目で有の場合は、項目ごとに別業として作成してください。
- ② 「項目別区分」・「摘要」・「金額」・「年月日」・「備考」は、80ページ「政治団体が有する資産等の報告について」を参照してください。
- ③ 団体の資産等で政治団体となった日前に取得したもので、その取得額が明らかでない場合。
 - ・その旨を「備考」欄へ記載する。
 - ・政治団体設立日における時価を見積った金額を記載して、その旨を備考欄に付記する(「土地」、「建物」、「建物の所有を目的とする地上権又は土地の貸借権」、「取得の価額が100万円を超える動産」、「有価証券」、「施設の利用に関する権利」)。
- ④ 取得年月日が明らかでない場合。
 - ・その旨及び政治団体の設立日を「備考」欄に記載する(「出資による権利」、「敷金」)。
- ⑤ 政治団体の設立日以降取得したもので、取得年月日が不明なものは、「土地」、「建物」、「建物の所有を目的とする地上権又は土地の貸借権」、「取得の価額が100万円を超える動産」、「有価証券」、「施設の利用に関する権利」は、その1月1日現在における時価見積額としてその旨を、「出資による権利」、「敷金」は、政治団体の設立日を、それぞれ「備考」欄へ記載してください。

(その18)

2 資産等の項目別内訳

※ 政治団体となった日前に取得した資産等で、取得年月日が不明の場合、設立年月日を記載すること。

資産等の内訳		項目別区分		動産			
摘要	金額	年月日	備	考			
自動車	1,200,000	○.4.5	1台				
応接セット	1,200,000	○.4.1	1組				
絵画	2,500,000	○.5.12	1点	価格、年月日とも不明 価格は設立日における見積額			
〃	1,500,000		1点	価格、年月日とも不明 価格はH15.1.1における見積額			
<p>※政治団体が政治団体となった日前に取得した資産等のうち、</p> <p>① その取得の価格が明らかでない場合には、その旨及び取得時における時価に見積もった金額を、備考欄及び金額欄に、</p> <p>② 取得の価格及び年月日が明らかでない場合は、その旨及び当該政治団体が政治団体となった日における時価に見積もった金額を、備考欄、年月日欄及び金額欄に、</p> <p>③ 取得の年月日が明らかでない場合には、その旨を備考欄に、記載すること。</p> <p>※政治団体が政治団体となった日以降に取得した資産等で、平成元年12月31日以前に取得したもののうち、</p> <p>① その取得の価格が明らかでない場合には、その旨及び取得時における時価に見積もった金額を、備考欄及び金額欄に、</p> <p>② 取得の価格及び年月日が明らかでない場合には、その旨及び平成5年1月1日における時価に見積もった金額を、備考欄、年月日欄及び金額欄に、</p> <p>③ 取得の年月日が明らかでない場合には、その旨を備考欄に、記載すること。</p>							
合計	6,400,000						

(その18)

2 資産等の項目別内訳

普通預金及び当座預金、普通貯金については記載しないこと。

資産等の内訳		項目別区分		預金又は貯金			
摘要	金額	年月日	備	考			
残高	4,880,000						
<p>※保有する預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）の残高の合計額を記載すること。</p>							
合計	4,880,000						

(その18)

2 資産等の項目別内訳

資産等の内訳		項目別区分		借入金			
摘要	金額	年月日	備	考			
甲銀行乙支店	463,750						
丙銀行丁支店	500,000						
合計	963,750						

※ このページについては、不動産を所有する資金管理団体のみ提出すること。

(その19)

3 不動産の利用の現況

不動産の内訳		項目別区分 土地				
摘 要	利 用 の 現 況	事務所以外の用に供している場合				
		用 途	使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係	使用者ごとの用途	使用者ごとの使用面積	使用者ごとの使用の対価の価額
			当団体の職員	住居	82.05㎡	10万円/月
〇〇市〇〇5丁目〇番〇号	賃貸					

※ 不動産を保有する資金管理団体のみ記載すること。

(その19) 不動産の利用の現況

資金管理団体は、土地若しくは建物の所有権又は建物の所有を目的とする地上権若しくは土地の貸借権を取得し、又は保有してはなりません。

ただし、平成19年8月5日以前から引き続き所有している不動産（これと密接に関連する不動産を含みます。）については、適用されませんが、用途その他の個々の利用の現況を収支報告書に記載しなければなりません。

- ① 12月31日現在で資金管理団体として指定されている場合には、所有している不動産の利用の現況を項目ごとに別葉として作成してください。
- ② 不動産とは、「土地」、「建物」、「建物の所有を目的とする地上権又は土地の貸借権」を指します。
- ③ 「適用」欄には、所在地を記載してください。
- ④ 「用途」欄には事務所等の用に供している場合はその旨を、事務所以外の用に供している場合にあっては「事務所以外の用に供している場合」欄にもその用途、使用面積等を記載してください。

(その20) ※ このページについては、全団体提出すること。

宣 誓 書

添 付 書 類 (別紙のとおり)

1. 領収書等の写し
2. 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
3. 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 ○ 年 2 月 15 日

政治団体の名称 甲野一郎後援会

会計責任者の氏名 丙山 五郎

※解散の場合のみ代表者も記入すること。

代表者の氏名

(その20) 宣誓書

全ての団体が提出します。

- ① 「領収書等の写し」は現物のコピー (用紙：A4) を1部提出してください。
- ② 「監査意見書」は、政党本部及び政治資金団体のみ提出が義務付けられています。政党の支部やその他の政治団体は不要です。
- ③ 「政治資金監査報告書」は、国会議員関係政治団体のみ提出が義務付けられています。
- ④ 「年月日」は、原則、収支報告書を提出する日を記載してください。
ただし、解散する団体は解散日を記載してください。
- ⑤ 「会計責任者の氏名」は、記名押印又は署名 (会計責任者本人の自署) してください。なお、署名の場合は押印は不要となります。
- ⑥ 「代表者の氏名」は、解散年の収支報告書のみ記名押印又は署名 (代表者本人の自署) してください。解散年の収支報告書以外は記載しないでください。

(16) 領収書等を徴し難かった支出の明細書

第15号様式(第9条関係)

領収書等を徴し難かった支出の明細書

支出の目的			金額	年月日	領収書等を徴し難かった事情
項目	摘要				
その他の経費	金銭以外のものによる寄附相当分	金銭以外のものによる寄附相当分	100,000	0.9.16	無償提供のため

政治団体の名称 甲野一郎後援会

会計責任者の氏名 丙山 五郎

⑩

(備考)

「支出の目的」欄には、収支報告書記載要領の例により分類して記載すること。

(17) 振込明細書に係る支出目的書

第16号様式(第9条関係)

振込明細書に係る支出目的書

支出の目的	
項目	摘要
機関紙誌の発行事業費	原稿料

政治団体の名称 甲野一郎後援会

(備考)

- 1 「支出の項目」欄には、収支報告書記載要領の例により分類して記載すること。
- 2 「摘要」欄には、例えば、「会場借上費」というように具体的に記載すること。
- 3 支出の目的ごとに別葉とすること。
- 4 支出の目的に対応する振込明細書の写し(当該振込明細書を複写機により複写したものに限る。)と併せて提出すること。

領収書等を徴し難かった支出の明細書又は振込明細書に係る支出目的書

① 国会議員関係政治団体

経常経費及び政治活動費の支出で、領収書を徴し難かった場合（交通費等）は、領収書等を徴し難かった支出の明細書又は振込明細書に係る支出目的書（以下「明細書等」という。）を作成してください。

なお、国会議員関係政治団体においては、次の3種類の明細書等を支出項目ごとに作成する必要があります。

a 人件費以外の経費で1万円を超える（1万1円以上）支出に係るもの

収支報告書に添付するもの

b 人件費以外の経費で1万以下の支出に係るもの

少額領収書等の写しの開示請求の対象となるもの

c 人件費の支出に係るもの

開示請求の対象とはならないが、政治資金監査の対象となるもの

収支報告書には a の明細書等を添付してください。

② 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治活動費（資金管理団体については、人件費を除く経常経費及び政治活動費）の5万円以上の支出で、領収書を徴し難かった場合（交通費等）は、明細書等を作成し、添付してください。

金融機関への振込に係るものについては、領収書を徴し難かった支出の明細書、振込明細書に係る支出目的書のいずれの方法によってもかまいませんが、振込明細書等の写しを併せて提出してください。

③ 「項目」欄には（その13）（67ページ参照）の例により分類してください。

④ 「摘要」欄には「会場借上費」等具体的に記載してください。

⑤ 「振込明細書に係る支出目的書」は、支出の目的ごとに別葉にしてください。

※ 支出目的書については、振込明細書に支出の目的が記載されているとき（会計責任者による記入も可）は、提出は不要です。

(参考) 備え付けなければならない会計帳簿の様式及び記載要領

1 収入簿

(1) 収入簿について

収入簿には、規正法施行規則様式に定める区分に従い、全ての収入を記載します。なお、適宜、分冊して作成し、又は、補助簿、日計表の類を使用しても差し支えありません。

(2) 収入について

収入とは、金銭、物品、不動産その他の財産上の利益の収受で、規正法8条の3各号に掲げる方法による運用のために供与し、又は交付した金銭及び有価証券の当該運用に係る当該金銭等に相当する金銭等の収受以外のものをいいます。

なお、金銭以外の財産上の利益にあつては、これを時価に見積った金額を記載するものとし、その根拠を「備考」欄に記載します。

(3) 収入の分類

全ての収入は、①「個人が負担する党費又は会費」、②「寄附（法人その他の団体が負担する党費又は会費を含む。以下同じ。）」、③機関紙誌の発行その他の事業による収入、④借入金、⑤本部又は支部から供与された交付金に係る収入、⑥その他の収入、に分類して記載します。

(4) その他

収入簿は、毎年12月31日（解散等の場合には、その日）現在で締め切り、会計責任者において署名押印します。

上記に掲げる事項以外の事項で会計責任者において必要と認めるものは、適宜、記載することとしてください。

項 目	摘 要	金 額	年 月 日	備 考
1 個人の負担する党費又は会費	1 何々 2 何々 ⋮ 合 計			<p>個人が負担する党費又は会費の記載</p> <p>個人が負担する党費又は会費の記載については、その件数、金額及び納入年月日を記載するものとし、その件数は、「摘要」欄に「甲他何名分」というように記載します。</p>
2の1 寄附（政党匿名寄附を除く。）				
(1) 個人からの寄附	1 何々 2 何々 ⋮ 小 計			<p>個人からの寄附</p> <p>寄附者の氏名を「摘要」欄に「甲野太郎」というように記載し、寄附者の住所及び職業を「備考」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号〇〇会館〇号室（甲会社社長）」というように記載します。</p> <p>なお、特定寄附（法第19条の4に規定する寄附をいう。）については、個人からの寄附の項目に記載するものとし、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をしたものである場合には、「摘要」欄に「☑甲野太郎」というように記載してください。</p> <p>また、遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載してください。</p>
(2) 法人その他の団体からの寄附	1 何々 2 何々 ⋮ 小 計			<p>法人その他の団体からの寄附</p> <p>寄附者の名称を「摘要」欄に「甲株式会社（乙支店）」、「丙労働組合」というように記載し、寄附者の主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を「備考」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号（甲野太郎）」というように記載します。なお、主たる構成員が外国人等である日本法人で株式が5年以上上場している会社からの寄附については、備考欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。</p>
(3) 政治団体からの寄附	1 何々 2 何々 ⋮ 小 計 合 計			<p>政治団体からの寄附</p> <p>寄附者の名称を「摘要」欄に「甲政治団体」というように記載し、寄附者の主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を「備考」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号（甲野太郎）」というように記載します。</p>
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)				
(1) 個人によるもの	1 何々 2 何々 ⋮ 小 計			<p>寄附のうち寄附のあっせんされたもの</p> <p>寄附のあっせんをした者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附のあっせんに係る寄附の金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日を記載するものとし、記載の要領は、寄附のあっせん者の氏名を「摘要」欄に記載し、住所及び職業並びに寄附を集めた期間を「備考」欄に記載します。</p>
(2) 法人その他の団体によるもの	1 何々 2 何々 ⋮ 小 計			

(3) 政治団体によるもの	1 何々 2 何々 ⋮ 小計 (合計)	
2の2 政党匿名寄附	1 何々 2 何々 ⋮ 合計	政党匿名寄附 同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに、その金額の合計額並びに当該年月日及び場所を記載するものとし、当該場所を「備考」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目〇〇駅前街頭」、「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号〇〇会館〇〇の間」というように記載します。
3 機関紙誌の発行その他の事業による収入	1 何々 2 何々 ⋮ 小計	機関紙誌の発行その他の事業による収入 その事業の種類並びに当該種類ごとの金額及び収入年月日を記載するものとし、記載の要領は、機関紙誌の発行事業及び政治資金パーティー開催事業にあっては、事業の種類を「摘要」欄に「甲機関紙」、「乙機関紙」、「甲政治資金パーティー開催事業」というように細分した上で記載し、その他の事業にあっては、事業の「その他の催物事業」というように記載します。 また、政治資金パーティー開催事業について、他の政治団体と共同で開催した場合にあっては、その旨及び当該他の政治団体の名称を「備考」欄に記載します。
(1) 機関紙誌の発行事業	1 何々 2 何々 ⋮ 小計	
(2) 政治資金パーティー開催事業	1 何々 2 何々 ⋮ 小計	政治資金パーティーの対価に係る収入 政治資金パーティーごとに、その名称、開催年月日、開催場所及び対価に係る収入の金額並びに対価の支払をした者の氏名、住所及び職業（対価の支払をした者が団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。）並びに当該対価の支払に係る収入の金額及び年月日を記載します。 なお、対価の支払を「個人からの対価の支払」、「法人その他の団体からの対価の支払」又は「政治団体からの対価の支払」に区分し、対価の支払者別に次の例により記載します。
(政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳)	(1) 何々	
ア 個人からの対価の支払	① 何々 ② 何々 ⋮	個人からの対価の支払をした者の氏名を「摘要」欄に「甲野太郎」というように記載し、対価の支払をした者の住所及び職業を「備考」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号〇〇会館〇号室（甲会社社長）」というように記載します。
イ 法人その他の団体からの対価の支払	① 何々 ② 何々 ⋮	法人その他の団体からの対価の支払については、対価の支払をした者の名称を「摘要」欄に「甲株式会社（乙支店）」、「丙労働組合」というように記載し、対価の支払をした者の主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を「備考」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号（甲野太郎）」というように記載します。
ウ 政治団体からの対価の支払	① 何々 ② 何々 ⋮ 計	政治団体からの対価の支払については、対価の支払をした者の名称を「摘要」欄に「甲党（東京都支部）」というように記載し、対価の支払をした者の主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を「備考」欄に、「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号（甲野太郎）」というように記載します。

<p>(政治資金パーティーの 対価に係る収入のうち 対価の支払のあっせん によるものの内訳)</p> <p>ア 個人によるもの</p> <p>イ 法人その他の団体によるもの</p> <p>ウ 政治団体によるもの</p>	<p>① 何々</p> <p>② 何々</p> <p>⋮</p>	<p>政治資金パーティーの対価に係る収入のうち対価の支払のあっせんをされたもの</p> <p>政治資金パーティーごとに、対価の支払のあっせんをした者の氏名、住所及び職業（対価の支払のあっせんをした者が法人、団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。）並びに当該対価の支払のあっせんに係る収入の金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日を記載するものとし、記載の要領は、対価の支払のあっせん者の氏名を「摘要」欄に記載し、住所及び職業並びに対価の支払を集めた期間を「備考」欄に記載します。</p>
	<p>① 何々</p> <p>② 何々</p> <p>⋮</p>	
<p>ウ 政治団体によるもの</p>	<p>① 何々</p> <p>② 何々</p> <p>⋮</p>	
	<p>① 何々</p> <p>② 何々</p> <p>⋮</p>	
<p>(3) その他の事業</p>	<p>(内訳の計)</p> <p>(2) 何々</p> <p>⋮</p> <p>(内訳の計)</p>	
	<p>1 何々</p> <p>2 何々</p> <p>⋮</p> <p>小計</p> <p>合計</p>	
4 借入金	<p>1 何々</p> <p>2 何々</p> <p>⋮</p> <p>合計</p>	<p>借入金</p> <p>その借入先、当該借入先ごとの金額及び借入年月日を記載するものとし、借入先を「摘要」欄に「甲銀行（乙支店）」というように記載します。</p>
5 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	<p>1 何々</p> <p>2 何々</p> <p>⋮</p> <p>合計</p>	<p>本部又は支部から供与された交付金に係る収入</p> <p>その本部又は支部の名称並びに当該交付金の金額及び供与を受けた年月日を記載するものとし、その本部又は支部の名称を「摘要」欄に「甲党（乙支部）」というように記載し、その本部又は支部の主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を「備考」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号（甲野太郎）」というように記載します。</p>
6 その他の収入	<p>1 何々</p> <p>2 何々</p> <p>⋮</p> <p>合計</p>	<p>その他の収入</p> <p>その基因となった事実並びにその金額及び年月日を記載するものとし、その収入の基因となった事実を「摘要」欄に「甲銀行預金利子」、「乙発行債権譲渡益」、「金銭信託（丙信託会社）運用益」というように記載します。</p>
収入の総額		

2 支出簿

(1) 支出簿について

支出簿は、この様式に定める区分に従い、全ての支出（当該政治団体のためにその代表者又は会計責任者と意思を通じてされた支出を含む。）を記載します。なお、適宜、分冊して作成し、又は、補助簿、日計表の類を使用しても差し支えありません。

(2) 支出について

支出とは、金銭、物品、不動産その他の財産上の利益の供与又は交付で、規正法8条の3各号に掲げる方法による運用のためにする金銭及び有価証券の供与又は交付以外のものをいいます。なお、金銭以外の財産の利益にあつては、これを時価に見積った金額を記載するものとし、その根拠を「備考」欄に記載します。

(3) 支出の分類及び支出を受けた者の記載の仕方

全ての支出は、①経常経費及び②政治活動費に分類し、さらに①経常経費にあつては、人件費、光熱水費、備品・消耗品費及び事務所費に分類し、②政治活動費にあつては、組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附・交付金及びその他の経費に分類して記載します。

また、全ての支出は、支出を受けた者の氏名（団体にあつては、その名称）を「支出を受けた者の氏名」欄に「甲野太郎」（団体にあつては、「乙製本株式会社（丙支店）」。当該政治団体の本部又は支部に対して交付金を供与した場合は、「甲党乙支部。」）というように記載し、支出を受けた者の住所（団体にあつては、その主たる事務所の所在地）を「備考」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号」というように記載します。

(4) その他

支出等は、毎年12月31日（解散等の場合には、その日）現在で締め切り、会計責任者において署名押印します。

上記に掲げる事項以外の事項で会計責任者において必要と認めるものは、適宜、記載することとしてください。

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
1 経常経費					
(1) 人件費	1 何々 2 何々 … 合計				<p>経常経費 経常経費に係る支出は、次の分類基準により、当該項目ごとに、支出を受けた者の氏名及び住所（団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びにその支出の目的、金額及び年月日を記載します。</p> <p>人件費 政治団体の職員（機関紙誌の発行その他の事業に従事する者を除く。）に支払われる給料、報酬、扶養手当・通勤手当・住居手当その他の諸手当の類及び健康保険料・労働保険料その他の各種保険料の類をいいます。</p>
(2) 光熱水費	1 何々 2 何々 … 合計				<p>光熱水費 電気、ガス、水道の使用料及びこれらの計器使用料等をいいます。</p>
(3) 備品・消耗品費	1 何々 2 何々 … 合計				<p>備品・消耗品費 机、椅子、ロッカー、複写機、自動車(事務所に限る。)等の備品の類及び事務用紙、封筒、鉛筆、インク、事務服、新聞、雑誌、ガソリン等の消耗品類の購入費をいいます。</p>
(4) 事務所費	1 何々 2 何々 … 合計				<p>事務所費 事務所の借料損料（地代、家賃）、公租公課、火災保険料等の各種保険料、電話使用料、切手購入費、修繕料その他これらに類する経費で事務所の維持に通常必要とされるものをいいます。</p>
2 政治活動費	合計				
(1) 組織活動費	1 何々 2 何々 … 合計				<p>政治活動費 政治活動費に係る支出は、次の分類基準により、当該項目ごとに、支出を受けた者の氏名及び住所（団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びにその支出の目的、金額及び年月日を記載します。</p> <p>組織活動費 当該政治団体の組織活動に要する経費（選挙に関するものを除く。）で、例えば、大会費、行事費、組織対策費、渉外費、交際費の類をいいます。</p>
(2) 選挙関係費	1 何々 2 何々 … 合計				<p>選挙関係費 選挙に関して支出される経費で、例えば、公認推薦料、陣中見舞その他選挙に関しておこなわれる政治活動に要する経費の類をいいます。 政治団体への寄附は、政治活動に関する寄附として「(5) 寄附・交付金」に区分されます。</p>

(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	ア 機関紙誌の発行事業費	1 何々	機関紙誌の発行その他の事業費 機関紙誌の発行事業費 機関紙誌の発行に従事する者に支払われる給与、材料費、印刷費、荷造発送費、原稿料その他機関紙誌の発行に要する経費をいいます。
		2 何々	
		⋮	
		小計	
	イ 宣伝事業費	1 何々	
	2 何々		
	⋮		
	小計		
ウ 政治資金パーティー開催事業費	1 何々	政治資金パーティー開催事業費 政治資金パーティーの開催に要する経費で、例えば、会場借上費、記念品代、講演諸経費の類をいいます。	
	2 何々		
	⋮		
	小計		
エ その他の事業費	1 何々		その他の事業費 会費や売上など「3 機関紙誌の発行その他の事業による収入」に掲げた事業に要した経費でア・イ・ウ以外の事業について事業ごと開催回ごとに別葉にまとめてください。（催した事業のために会費を徴収したもの）
	2 何々		
	⋮		
	小計		
	合計		
(4) 調査研究費	1 何々	調査研究費 政治活動のために行う調査研究に要する経費で、例えば、研修会費、資料費、書籍購入費、翻訳代の類をいいます。	
	2 何々		
	⋮		
	合計		
(5) 寄附・交付金	1 何々		寄附・交付金 政治活動に関する寄附、賛助金、当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金、負担金の類をいいます。
	2 何々		
	⋮		
	合計		
(6) その他の経費	1 何々	その他の経費 その他上記以外の政治活動に要する経費で、例えば、借入金の返済、貸付金及び労務等の無償提供による寄附を受けた場合の収入に対応する「金銭以外のものによる寄附相当分」の類といます。	
	2 何々		
	⋮		
	合計		
	合計		
支出の総額			

3 運用簿

(1) 運用簿について

運用簿には、この様式に定める区分に従い、規正法8条の3各号に掲げる方法による運用に関する事項を記載します。なお、適宜、分冊して作成し、又は、補助簿、日計表の類を使用しても差し支えありません。

(2) 運用

運用とは、金銭等を規正法8条の3各号に掲げる方法により他の財産の形態に変えることをいいます。

(3) 預入れ等に係る事項等

預入れ等に係る事項等とは、預金（普通預金及び当座預金を除く。以下同じ。）又は貯金（普通貯金を除く。以下同じ。）の銀行その他の金融機関への預入れに係る事項、国債証券等（国債証券、地方債証券、政府保証債券（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）又は銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券をいう。以下同じ。）の取得に係る事項及び信託業務を営む金融機関への金銭信託（元本補てんの契約のあるものに限る。以下同じ。）に係る事項をいいます。

(4) 払戻し等に係る事項

払戻し等に係る事項とは、預け入れた預金又は貯金の払戻しに係る事項、取得した国債証券等の譲渡又は償還に係る事項及び信託した金銭信託の信託終了に係る事項をいいます。

(5) 収入金額

収入金額とは、払戻し等に係る金銭等の金額から預入れ等に係る金銭等の金額を差し引いた金額をいいます。

(6) その他

運用簿は、毎年12月31日（解散等の場合は、その日）現在で締め切り、会計責任者において署名押印します。

上記に掲げる事項以外の事項で会計責任者において必要と認めるものは、適宜、記載することとしてください。

運用の目的		預入れ等に 係る事項		払戻し等に係る事項				備考
項目	摘要	金額	年月日	金額 (a)	預入れ等に 係る金銭等 の金額 (b)	収入金額 (a)-(b)	年月日	
1	預金又は貯金							<p>預金又は貯金</p> <p>預金又は貯金については、これを預け入れたときは当該預金又は貯金の種類、預け入れた金融機関の名称及び所在地並びに預入れの金額及び年月日を記載するものとし、記載の要領は、当該預金又は貯金の種類を「摘要」欄に、「定期預金（1年）」というように記載し、金融機関の名称及び所在地を「備考」欄に「甲銀行（乙支店）、東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号」というように記載します。</p> <p>また、これの払戻しを受けたときは当該預金又は貯金の種類、払戻しを受けた金融機関の名称及び所在地並びに払戻しの金額、預入れの金額、収入金額及び年月日を記載するものとし、記載の要領は、当該預金又は貯金の種類を「摘要」欄に「定期預金（1年）」というように記載し金融機関の名称及び所在地を「備考」欄に「甲銀行（乙支店）、東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号」というように記載します。</p>
2	国債証券等							<p>国債証券等</p> <p>国債証券等については、これを取得したときは当該国債証券等の種類及び銘柄、取得先の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに取得の価額及び年月日を記載するものとし、記載の要領は、当該国債証券等の種類及び銘柄を「摘要」欄に「長期国債（10年）」というように記載し、取得先の氏名又は名称及び住所又は所在地を「備考」欄に「甲野太郎、東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号」、「甲銀行（乙支店）、東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号」というように記載します。</p> <p>また、これを譲渡し、又は償還を受けたときは当該国債証券等の種類及び銘柄、譲渡先の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに譲渡の価額、取得の価額、収入金額及び年月日又は償還を受けた価額、取得の価額、収入金額及び年月日を記載するものとし、記載の要領は、当該国債証券等の種類及び銘柄を「摘要」欄に「長期国債（10年）」というように記載し、譲渡先の氏名又は名称及び住所又は所在地を「備考」欄に「甲野太郎、東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号」、「甲銀行（乙支店）、東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号」というように記載します。</p>
3	金銭信託							<p>金銭信託</p> <p>金銭信託については、これを信託したときは当該金銭信託の受託者の名称及び所在地、信託した金銭の額並びに信託の設定年月日、期間及び種類を記載するものとし、記載の要領は、当該金銭信託の種類及び期間を「摘要」欄に「ビッグ（2年）」というように記載し、受託者の名称及び所在地を「備考」欄に「甲信託銀行（乙支店）、東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号」というように記載します。</p> <p>また、これが終了したときは当該金銭信託の受託者の名称及び所在地、委託者に帰属した金銭の額、信託した金銭の額及び収入金額並びに信託の終了年月日、期間及び種類を記載するものとし、記載の要領は、当該金銭信託の種類及び期間を「摘要」欄に「ビッグ（2年）」というように記載し、受託者の名称及び所在地を「備考」欄に「甲信託銀行（乙支店）、東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号」というように記載します。</p>

(18) 政治資金関係申請・届出オンラインシステム
新規利用者登録申込書

政治団体 ID	
外字置き換え候補	<input type="checkbox"/> 希望する <input checked="" type="checkbox"/> 希望しない

※行政機関記入欄

受付印

政治資金関係申請・届出オンラインシステム
新規利用者登録申込書

令和〇年 1 月 15 日

総務省 殿

埼玉県 選挙管理委員会 殿

「政治資金関係申請・届出オンラインシステム」について、利用規約に同意した上で新規利用者登録を申し込みます。

申込者 (下記政治団体の代表者又は会計責任者)	ふりがな	へいやま		ごろう		
	氏名	丙 山		五 郎		
	住所	(〒330-0091)				
		埼玉	<input type="checkbox"/> 都 <input type="checkbox"/> 道 <input type="checkbox"/> 府 <input checked="" type="checkbox"/> 県	さいたま	<input checked="" type="checkbox"/> 市 <input type="checkbox"/> 区 <input type="checkbox"/> 町 <input type="checkbox"/> 村	
		緑区三室000-1				
	電話番号	048-830-0000				
	生年月日	<input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 大正 <input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 53 年 7 月 5 日 <input type="checkbox"/> 令和				
	メールアドレス (ユーザ ID)	×××@△△△△.com				
本人確認書類	<input checked="" type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 日本国旅券 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 官公庁が発行した身分証明書 <input type="checkbox"/> 住民票の写し(原本) <input type="checkbox"/> 特殊法人、独立行政法人、地方独立行政法人が発行した身分証明書 <input type="checkbox"/> その他()					
申請者区分 (代理人が申請する場合は委任状が必要)	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代理人 代理人氏名 _____ ※ 郵送の場合は代理人申請不可					
政治団体	ふりがな	こうのいちろうをそだてるかい				
	名称	甲野一郎を育てる会				
	主たる事務所の所在地	(〒330-0063)				
		埼玉	<input type="checkbox"/> 都 <input type="checkbox"/> 道 <input type="checkbox"/> 府 <input checked="" type="checkbox"/> 県	さいたま	<input checked="" type="checkbox"/> 市 <input type="checkbox"/> 区 <input type="checkbox"/> 町 <input type="checkbox"/> 村	
		浦和区高砂3-15-1				
主たる活動区域	<input checked="" type="checkbox"/> 一つの都道府県区域で活動 <input type="checkbox"/> 二以上の都道府県にまたがって活動					
申込者区分	<input type="checkbox"/> 代表者 <input checked="" type="checkbox"/> 会計責任者 注) 収支報告書の提出は会計責任者区分での申込みとなります(代表者兼任でも可)。		解散団体 (既に解散している政治団体の場合にチェック)		<input type="checkbox"/>	
初期パスワード通知書の郵送先 (主たる事務所の所在地への郵送を希望する場合にチェック)			<input type="checkbox"/> ※ チェックがない場合は申込者の住所に郵送されます。			

【注意事項】

- 政治団体の届出先である総務省又は都道府県選挙管理委員会へ直接又は郵送によりお申し込みください。
- 申込者区分(代表者・会計責任者)によりご利用いただける手続きが異なります。収支報告書の提出は会計責任者区分での申込みが必要です(代表者と兼任でも可能)。
- 申込者の氏名、住所及び生年月日は、政治団体に係る届出及び本人確認書類の氏名、住所及び生年月日と一致している必要があります。
- 郵送で申し込みいただく場合は、利用者(申込者)の本人確認書類を添付してください。なお、本人確認書類に係る個人情報、本利用申し込みの審査以外の目的では使用いたしません。
- 外字置き換えの候補を希望する場合は、申請メールアドレスあてに、後日ヘルプデスクから置き換え漢字の候補が送付されます。

(19) 寄附金（税額）控除のための書類

(記載例) ※(その7)(個人用)の記載内容と一致させてください。

(確認欄)
年月日 〇〇都道府県 選挙管理 委員会

寄附金（税額）控除のための書類

この寄附金は、政治資金規正法第12条若しくは第17条又は公職選挙法第189条の規定による報告書により報告されたものです。

(寄附をした者)

氏名	丙山五郎										
住所	さいたま市浦和区岸町1-0-1										
寄附金の額					百万	十万	万	千	百	十	円
					¥	1	0	0	0	0	0
寄附年月日	年 月 日										

(注) 寄附が1回の場合は、上記にその年月日を記載する。

(寄附を受けた団体)

2回以上寄附をした場合は空欄にし、下記の寄附の内訳を記載する。

名称	甲野二郎後援会	
所在地	さいたま市浦和区高砂3-15-1	
団体の区分 〔いずれか該当するもの の番号を○で表示〕	政党又は政治資金団体 (租税特別措置法第41条の18第1項 第1号又は第2号)	左記以外の特定の政治団体 (租税特別措置法第41条の18第1項 第3号又は第4号)
	1	②
租税特別措置法第41条の18第1 項第3号該当の場合	その団体の主宰者又は主要な 構成員である国会議員の氏名	
租税特別措置法第41条の18第1 項第4号該当の場合 〔同号イ該当の場合は(2)の 記載は必要ありません。〕	(1) その団体が推薦し又は支持 する者の氏名	甲野二郎
	(2) 上記(1)の者が立候補した 選挙名及び立候補年月日	選挙 年 月 日

(寄附を受けた個人)

(注) 現職の場合、(2)の記載は必要ありません。

公職の候補者	(1) 公職の候補者の氏名	
	(2) 上記(1)の者が立候補した 選挙名及び立候補年月日	選挙 年 月 日
住所		

(寄附の内訳)

年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額
○ 6 30	50,000円	・ ・	円	・ ・	円
○ 12 10	50,000円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円

(20) 証票交付申請書 (後援団体申請用)

収 受 印	
-------------	--

証 票 交 付 申 請 書
(団 体)

--	--	--	--

令和 ○ 年 1 2 月 5 日

(宛先)
埼玉県選挙管理委員会委員長

後 援 団 体 の 名 称 甲野太郎後援会

代 表 者 の 氏 名 乙川 次郎

主たる事務所の所在地 〒330-9301
さいたま市浦和区海山359-6

電 話 番 号 048(830)2693

公職選挙法施行令第110条の5第4項の証票の交付を受けたいので、同条第5項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 推薦し、又は支持する候補者等の氏名、住所、職業及び公職の種類

氏 名	<u>甲野 太郎</u>	職 業	<u>団体役員</u>
	<u>〒330-9301</u>		<u>県議会議員(南第9区)</u>
住 所	<u>さいたま市浦和区高砂3-15-1</u>	公職の種類	<u>さいたま市浦和区</u>
電話番号	<u>048(830)2695</u>		

- 2 政治団体としての届出先 埼玉県選挙管理委員会

- 3 証票交付申請枚数 6 枚

- 4 立札及び看板の類を掲示する事務所の所在地並びに事務所ごとの立札及び看板の類の枚数

別 紙 の と お り

令和 ○ 年 1 2 月 5 日 証票受領 乙川 次郎

上記の後援団体の本件証票交付申請については、公職選挙法施行令第110条の5第5項の同意をします。なお、私に係る後援団体のすべてを通じて既に交付された証票の総数は 0 枚です。

令和 ○ 年 1 2 月 5 日

公職の候補者等の氏名 甲野 太郎

備考 後援団体の代表者本人が申請する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、後援団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

※事務処理欄 記入しないこと

記名・押印	本人の署名	記名のみ <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代理人(氏名: _____)				
		委任状	運転免許証	日本国旅券	マイナンバーカード	その他

彩の国



埼玉県マスコット
「コバトン」「さいたまっち」



この印刷物は、ベジタブルインク
を使用しています。